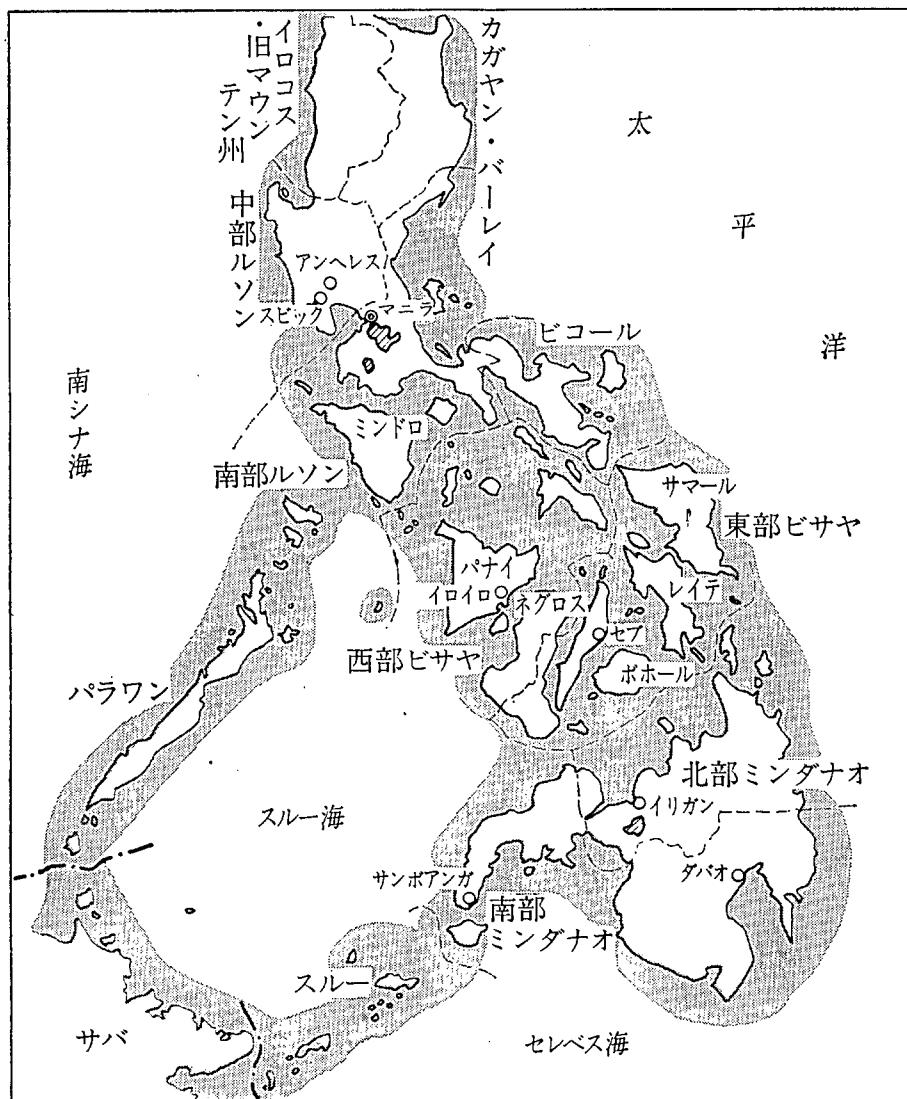


# フィリピン



## フィリピン共和国

面 積	30万 km <sup>2</sup>
人 口	(1969年) 3716万人
首 都	ケソン市
言 語	フィリピン語（タガログ語）（ほかに公用語として英語、スペイン語）
完 教	ローマ・カトリック教（ほかに回教）
政 体	共和制
元 首	フェルディナンド・E・マルコス大統領
通 貨	ペソ（1米ドル=3.90ペソ）
会計年度	7月～6月
度量衡	ヤード・ポンド法、メートル法 (ほかにガンタ=2.986リットル、カバン=78リットル)

## 1969年のフィリピン

### 概況——“マルコス・ナショナリズム”の展開

1960年代最後の年に、この年代はじめ頃姿を現わしたフィリピン・ナショナリズムが、誰の目にも明らかなほど展開をとげ、70年代におけるこの国の進路を予想させる主な潮流となった。ただしそれは、政権担当者がこの国固有の社会経済問題の現段階とベトナム戦争を中心とする国際環境の変化に現実的に対処する過程で、あえていえば「マルコス・ナショナリズム」として発展したものである。

**I** つとにベトナム戦争への対処を通して形成されてきた国益優先の対外方針は、69年ロムロ外相のもとで、ベトナム参戦国最初の戦線離脱実現、米国との諸条約全面再交渉決定と、急速に具体化された。しかし他方、米国のアジア政策変更に不安をみせ、近くせまった L=L 協定改定問題では事実上の特殊関係存続を望むなど、この方針に含まれる二面性が明らかとなつた。

**II** マルコスが対米自立化の主張と4カ年計画推進によって、この国が直面する内外の調整の課題に現実的かつ積極的な対処を示したことが共和国初の大統領再選をもたらした。変動の時代に入ったこの国の前向きの調整を担う者として選択されたのである。しかし政権を支える支配層内部の新旧勢力の力関係が調整実現の幅を規定しているし、一方現体制に収まり切らない社会勢力の発展がその遅延を許さない情勢にある。

**III** マルコスは、米自給と社会资本拡充を中心とする経済開発4カ年計画により、広大な農村に市場を拓げ、経済成長を促進しようと図った。この積極策は意図通り、再選と権力強化の基礎を作った。しかし成果の多くは技術的改良に負うもので、社会構造にかかわる土地改革は、69年指定地区の急速な拡大はあったが、なお量的拡大にとどまっている。しかも計画強行の結果、国際収支問題に集中的に表わされる経済不均衡を招き、選挙が終るや公然と実質上の為替・輸入管理と緊縮政策が実施されるに至った。外貨危機は当然ナショナリズム推進の立場をよわめるであろう。

**IV 支配体制の、内外の調整実現の期待に副う**  
「マルコス・ナショナリズム」は、その体制に収まらない社会勢力を敵対者としてもつ。フクダ再起はマルコス政権と歩調を合わせて進み、69年は久しい組織的混乱状態に整理の兆しがみえた。しかも農民運動、学生運動、教会改革運動と、社会の全面で積年の社会問題に対決する急進的運動がおさえ切れないまでになったところに一層の深刻さがある。

### 対外関係——新政策の光と影

年頭のロムロ外相就任にはじまる、69年のフィリピンが描いた対外政策の軌跡は、この国を「ベトナム後のアジア」論議の一焦点とした。ロムロ外相の就任演説にあるように、この対外政策は要するに国益追求を基本的観点として、過度に依存的であった対米関係を全面的に再検討・調整し、一方社会主義圏との関係改善など外交上の開放体制へ進み出ようというものであった。国益優先の傾向自体はすでに、50年代の工業化進展を背景に民族資本が成長しナショナリズムの潮流が出現する1960年前後の時期から、徐々に強まっていた。さらにマルコス政権成立以来、対米関係再検討と開放体制移行の方針として形成され、1968年には大統領から内外に宣言されるまでになっていた。政権を賭けて争う選挙の年にそれはさらに次のように一步を進めたのである。

選挙戦終盤に、比人射殺米兵の裁判権をめぐるムーミィ事件の折衝過程で、70年2月に軍事、通商など米比とりきめの全面的再交渉を開始することに決まり、選挙直後ロムロ外相を団長とし、元大統領2人を顧問とする強力な代表団が編成された。一方68年以来小刻みに減少してピークの2300人から1300人程度になっていたベトナム派遣民生活動部隊（フィルカグ）の全面撤退方針は、再選後時を移さず実行に移されクリスマスまでに完了した。これらはいずれも選挙戦で現政権が、外資政策、国防政策をふくめて、野党オスメニヤ候補の親米路線継続のスローガンに対置し、圧倒的な支持を得たものである。



ベトナムから撤兵するフィルカゲ

その急速な展開において目をひく新しい対外政策は、単純な「ポスト・ベトナム」現象に解消されない。すでに派兵過程のうちにあった、米国の強請に対する抵抗と取引の独自的対処の経緯は、10月の米上院外交委サイミントン分科会の証言録（選挙直後公表）で裏付けられ、今では衆知の事実となった。

フィリピンに対する政策変更をせまった条件は、ベトナム戦争とそれに伴う国際環境の変化のほかに、固有の「70年代問題」の存在という二重のものである。ただしこれらの条件は同時に、その対外政策に制約を課す側面をもっている。そこからフィリピン・ナショナリズムの二面性が生ずる。あれほど対米関係全面調整を高唱するマルコスが4月のニクソンとの会談後、「米国が経済悪化に手を貸さず、（つまりL=L協定改定における特恵保証）アジアから急激に撤退もしないと約束した」ことを強調したのはフィリピンの真の期待の所在を示している。前からの親米派ロムロの外相起用自体、対米関係調整を円滑かつ安全に遂行する布陣といえる。

ベトナム戦争と米国の窮境は支配層に、それによって自己を高く売りつけるとともに伝統的対米従属から自立化に進み出る機会を与えた。その背景には、広汎な国民の間に米国の威信が失墜して自立的気運が広まり、左翼がナショナリズムをかけて画期的に反米運動を盛り上げる、という情勢があった。こうして対米関係全面再検討の要求が提出される。

反面フィリピンにとって、グアム・ドクトリンにみる近年の米国の「アジア政策変更」は危険な傾向であった。とくに7月のニクソン訪比の際の

「フィリピン人自身による問題解決と米比特殊関係解消」の明言は、マニラに表面の態度とは逆に大きな衝撃を与える、「米国がアジアから撤退すれば中国勢力中和の役割をソ連に期待する」と警告させた。長期的にはともかくさしあたっては、米比軍事とりきめは現体制存立に不可欠な安あがりの機構であり、また在比米軍基地支出は膨大な慢性的貿易赤字を埋める最大の外貨源をなすからである。したがって発展しつつある比側からの基地縮小、貸与年限短縮、比側裁判権確立、米軍顧問団の権限縮小、軍事援助増大などの要求は結局、そのものというより経済関係を中心とした全米比関係の一環として交渉され処理されよう。

米側にとどても、マクタン基地閉鎖と兵員一律10%削減（11月）のようにドル防衛上の合理化は進められても、旧宗主国としてもつ影響力と便宜、巨大な在比権益、戦略的位置からいって、大陸部からの撤退が、そのままフィリピンに及ぼされることはない。現にハイランド米太平洋艦隊司令官は11月、海軍予算削減に伴い軍事主力を日本から「責任ある指導力と行政のよい」フィリピンに移す方針を語っている。

「70年代問題」はどうか。米比通商協定（L=L協定）の満期（1974）に当って対米経済関係をどう調整するかは70年代の中心的課題である。国内では米国市場依存が高く特恵存続を望む砂糖業など輸出農業者（地主=資本の旧体制）対、せまい国内市場で米国資本と競争をしいられ内国民待遇廃棄を要求する産業資本（新興民族資本）という基本的利害関係の中で、全体として再交渉を有利にみちびく対米発言権の強化が要求されている。

しかしフィリピン経済の体質は特殊関係解消どころか米国の特恵関税存続に死活の重要さをみとめている。対米輸出に対する米側の関税は漸増して今や一般関税に対して60%であり、輸出市場としての米国の割合は45%程度に低下し、重要農業輸出品の対外競争力上の問題点はほとんど砂糖にしばられたとはいえ、国民経済上とくに外貨稼得上、輸出一次産品と米国市場の比重は依然として重い。しかも砂糖業など輸出農業界の政治的発言力はつよい。したがって67、68年の予備交渉にみると、10年程度の特恵延長とひきかえに米国側の対抗要求である、パリティ以外の何らかの内

国民待遇存続とパリティ既得権の尊重、を容認せざるをえない情勢である。69年中2度のマルコス・ニクソン会談もその方向を示唆している。

対外政策というメダルにおいて対米関係調整の裏面である、開放体制移行=社会主义圏との関係改善問題では、自立化移行の限界は特にいちじるしい。ロムロの就任演説につづき、在外外交官の東欧側との接触解禁、社会主义圏事情の研究・情報収集指令など一連の措置をとり、中国に対する柔軟な態度を示しさえした。しかし実質的には文化、経済面の若干の人的交流程度で、68年の限定的・実験的（つまり今の対米関係で許容される範囲の）貿易開始方針はその後ほとんど進展していない。選挙の年に当って、有力な交渉材料である反面の危険性から慎重に対処したものであろう。

モスクワはマルコス再選を対米自立を標榜する候補への信任として歓迎、12月にはプラウダ紙ベリャエフ記者を送って国交開始促進、一説にはアジア安保構想について比政府に打診したと伝えられた。

従来から開放体制移行の重点であった対日関係は米英のアジア離脱傾向の中でますます重視されている。製糖プラント納入問題での米側反発、第1四半期の輸入における日本の米国凌駕にみるように日米の競争はより激烈となった。他方選挙戦過程での賠償汚職事件のように日本の存在はこの国の内政にまで影を落し、左翼の側に「日本帝国主義復帰反対」のスローガンも登場するに至った。

自立化の最大のよりどころであるアジア地域協力体制志向において、鋼材輸出成約にみるよう一部工業製品の競争力増大、工業化の新段階を示す輸出向け工業の奨励方針を経済的背景として、やはり ASEAN など直接の近隣諸国への関心がつよい。木材業を中心にインドネシアへの資本進出が活発であるし（木材業では列国中第1位）、選挙でフリー・ハンドを得たマルコスは69年末懸案の対マレーシア復交を実現した。

### 政治——マルコス再選の意義と背景

11月の選挙においてマルコス大統領はロペス副大統領とともに、野党（リベラル党）オスメニヤ・マグサイサイ・チームの挑戦をしりぞけて、約200万票の大差で再選された。大統領の再選は

共和国最初のことである。また同時に行なわれた上下両院選挙でも、与党（ナショナリスト党）が上院は7対1、下院は87対16（無所属3、未確定4）と圧勝した。正副大統領選の地方別得票状況をみても伝統的に野党的なマニラ、野党候補の出身州をふくめて、どの地方でも優勢を示した。上下両院選でも与党当選者は危なげない勝ち方のもののが多かった。要するにどの点からみても与党が完勝した。

再選の意味するところは大きい。戦後成立した2大政党制は支持基盤を同じくする両政党の間で政権の交替が行なわれることにより、体制の安定装置として役立ってきた。この国に依然として大きな利害関係をもつ米国にとってはこの機構が自己の影響力保持に有利であったし、つねに根本的な改革と生活向上の要求がみたされない国民はいわば消極的な選択としてこの機構を利用し、こうして再選が実現しなかった。政治的にもっとも成熟したマニラにおいて、常に現職者が拒否されてきたのは興味ふかい。今やこの定型が破られたことは、一応アメリカの影響力の後退と、国民の積極的な期待の増大といってよかろう。

もう一つ今まで種族・言語・経済圏のちがいに対応して政治行動においても地域主義が濃厚であったこの国で（全国的候補者の選定は今回もその考慮でなされた）、マルコスと与党が政党本位的に、全国一円の支持を受けたことは重要である。基本的に商品経済の一層の進展が国家的結合をつよめたわけで、それにはマルコス政権4年間の開発計画、ことに公共事業の推進も一部あずかっていよう。

マルコスの優位はいくつかの点にある。①野党側は対抗できる強力な候補者をもたず、結果として党内の総力を結集できなかった——ビリヤレアル、パディーリヤなど党幹部の脱党、党内若手分子の不満と非協力。それに対し自党内では反対派を早期に最小限に封じ野党に走ったマグサイサイ議員に対しても CIA 摊立説などで孤立化させた。②これまで有効であった汚職、治安悪化、失業、高物価などの失政攻撃に対して、無理を重ねての上であるが R&R（米と道路）計画の重点施策の成果を誇ることができた——同時にそれは全国的な利権散布=支持組織強化であった。③対抗者と

の政策上の実質的距離は、見かけほどではないが、内政・経済・外交・防衛政策で、オスマニエヤの親米、現状維持政策に対し、より進取的・改革的イメージを作り出すことができた。野党は緊急課題となった農村問題を意識し、マグサイサイ元大統領の「改革者」イメージを借りようとしてその弟マグサイサイ議員を「輸入」したが保守色はついにぬぐえなかった。

ただしこの国の議会制の例にもれず今回も与野党の政綱の実質的差はさほど大きくない。進歩的な側のマルコスも、ムーミィ事件当初の妥協的态度、砂糖特恵維持問題でみせた露骨な業界の利害代表的態度など、ナショナリズムの進め方の限界を示している。他方万事より現状維持的なオスマニエヤはマルコスを危険な「容共・反米的傾向」と非難するをはばからなかつたが、その彼にしろもちろんフィリピンの基地裁判権を主張したし、党内若手分子の突き上げで、終盤では限定的な社会主義圏との貿易もみとめた。両党とも地主＝資本と産業資本との、相対立する利害を調和させつつ、国民的な調整の課題にこたえていかなければならぬ、客観的任務を負うからである。

政党本位の選択は、実質的に選挙民各個の自由な選択の総和を意味するであろうか。近年の国民的統一の進展、公共事業計画による利権の散布・渗透という条件はあるが地方的利害もまだ大きい事情、8名連記という上院選挙の投票方法、などを考えると、各級選挙を通じてこれだけの均質な選択がなされたことは別の要因を想定させる。つまり支配層全体としての選択が、具体的には選挙資金の水路を通して、なされたということである。選挙資金規制法を尻目にばらまかれる非公式の金は約5億ペソ（1ペソは公定レートで92円強）とされる。この点与党は今次選挙において、政権にある党としての国家機関など各種便宜のほかに、民間からの圧倒的な資金量を享受した。

総じていえばマルコスは、その現実感覚、行動力、政治力、あらゆる点から、より積極的・強力に相対立する利害を調和して、70年代の内外調整の課題をのり切る担当者として、いわば体制全体の意思として、選択されたのである。対外的に前述の二重の課題を負うだけでなく、内には60年前後に一定点までたどり着いた工業化が国内にかかえ

る旧体制のために前進を阻まれているという問題がある。しかも体制的矛盾は堆積されて漸く社会的行動としても動きはじめている。マルコスが明敏な現実対処を示したのは、基本的にはこの現状が危機意識として体制を支えるエリートに反映したからであろう。

最後に、今次選挙に際して左翼的学生グループを中心に、はじめて組織的な投票ボイコット呼びかけが行なわれた。体制的改良に期待する積極票がふえた反面、それに満足できない層が今や政権交替の機構そのものに挑戦を始めたわけである。このような発展は、今次選挙における政府側の露骨な選挙干渉と合わせ、「アジアにおける議会制民主主義のショーウィンドウ」たるフィリピンの政治においてやはり注目すべき動きであろう。

### 経済——不均衡の拡大

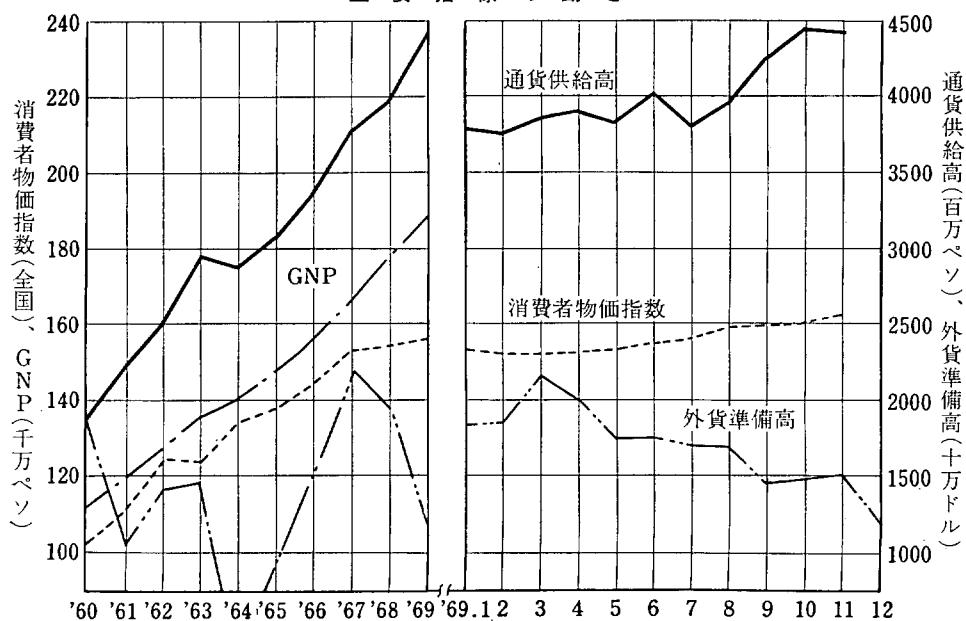
マルコス政権が治政4カ年の成果を刈り取るべき69年、フィリピン経済は次の二重の意味で選挙の影響を大きく受けた。

第1に現政権は再選をめざして、発足当初から金融緩和による経済活動の回復と4カ年開発計画にもとづく成長促進という前例のない積極的政策を採用した。その結果、政府計画の主柱である公共事業の実績、68年の米自給化達成、順調な経済と、歴代政権をしのぐ成果をあげ、従来青写真のまま消えていった経済計画にはじめて具体的な肉付けを与えた。これは意図通り再選をもたらしたが、反面その強行過程は外貨危機とインフレに集約される累積的な経済不均衡を生みだした。

第2に選挙前という政治的な考慮から69年の経済運営は、不均衡の主因である赤字財政には全く手を触れず、もっぱら金融政策に終始した。そのため不均衡は、これ以上解決の引延ばしを許さないまでに一層拡大し、選挙がすむや、実質上の為替管理を含む厳しい抜本的対策が実施されるに至り、一方外貨危機回避のためフィリピン経済は債務累積への傾斜を強めた。

**景気後退の徵候** 1969年は67、68年に続いて国内外の不均衡の拡大が続いた。68年末強化された金融引締め措置は、69年の財政赤字がそれまで記録的であった68年をさらに上回ったためまったく効果をあらわさず、他方、国際収支の赤字は若

## 主要指標の動き



(注) GNP 60-65年は68.8.30現在推計, 66-69年は69.4.15現在推計で、両者は接合しない。

干減少の見込みとはいえ依然・水準は高い。加えて68年来安定していた物価も、下半期に再び急昇し始めた。危機的な外貨状況に対し選挙後の11月に至ってようやく本格的対策が打ち出され、景気後退の徵候が強まった。

フィリピン経済はマルコス政権成立後金融緩和の浸透にともない、政府および民間の旺盛な需要と対 GNP 実質18%前後の比較的高い総投資に支えられて、成長の速度を早めてきた。しかし69年の GNP 成長率(実質一以下同じ)は、67年6.2%, 68年6.4%に対し6.3%と低下した。(69年4月現在改訂推計。69年は第3四半期末現在の推計。68年旧推計では66, 67両年6.0%, 68年6.3%) 国民所得の成長率も、68年の5.7%から5.5%に低下し、1人当たり国民所得の成長率も、3.6%という高い人口増加率でさらに割り引かれ、2.2%から1.9%に低下した。GNP 成長率の低下は主に農業のそれが68年の8.1%に対し7.1%と低下したことによる。製造業の成長率は、前年の5.5%をわずかに上回り、5.6%を記録したが、成長率において農業が製造業を上回る状態が続いたことで、対国内純生産構成比では、農業が30.4→31.9%と増加したのに対し、製造業は逆に17.5から17.3%に低下した。農業生産不振の主因は、68年10月から69年第1四半期にかけての旱魃と台風の被害による

ものと思われる。69年度(68年7月～69年6月)の粗米生産量の対前年増加率は16.7%から6%に伸び悩んだ。とうもろこしの生産は10.1%減少した。主要輸出作物の砂糖とココナツも相当生産が減少した。輸出のもう一つの柱である鉱業の成長率は15%から6.7%に落ち込んだ。

失業率は67年の8.2%から68年に7.8%に減少した。68年の農業部門の雇用は2.3%, 非農業雇用も2.7%増加した。労働力と雇用の50%以上が農業部門に集中していること、公共事業による労働力吸収、および資金コスト高にもかかわらず民間の投資意欲が強かったことにより、69年は68年水準を下回らないとみられる。しかし69年下半年の輸入引締め強化により、原材料在庫が減少しているので70年に入り工業部門で大量のレイオフが生ずる恐れがある。実質賃金指数(1955=100)は、68年96.9から69年6月は102.0に引き続き上昇した。だが下半期物価上昇のため年間では100以下に落ちたと思われる。

**拡大した貿易赤字** 貿易収支は慢性的に赤字で、最近10年間に黒字を記録した年はペソ切下げ翌年の63年だけである。特に69年を含め最近3年間は、輸出の停滞に対し輸入が急増するという基調が続き、赤字は記録的であった。69年も輸入削減努力にもかかわらず、輸出が停滞したため赤字

幅は変らず、1～10月の輸出は7億0963万ドルで、前年同期比410万ドル、1.36%減少、輸入は9億5345万ドルで同じく1355万ドル、1.40%減少し、赤字は380万ドル減の2億4382万ドルであった。11、12月に輸出急増の見込みはなく、年末の赤字は68年の3億190万ドルに近づくと予想される。

輸出減少の主な原因は、輸出作物の減産にある。ココナツ產品の1～11月輸出量はコプラ換算（ケーキを除く）で前年同期比15.4%減少、その上、輸出価格低下（1～6月15.7%減）のため、1～10月輸出額は30.2%と激減した。砂糖（分蜜糖）の生産も68年度比9.8%減、輸出価格は上半期3%上昇したもの、1～10月輸出額（1.24億ドル）は7.8%減少した。ただ木材生産は68年度同様45.2%と高成長を記録し、1～10月輸出（1.89億ドル）も5.7%増加した。

輸出作物の不振とは反対に鉱業輸出は銅を中心に増加した。国際市況の好調持続で銅鉱石の1～10月輸出額（1.02億ドル）は33.1%と急増した。

輸入構成をみると、生産財の割合は65年81%から68年には89%に高まってきた。69年も1～7月（CIF）で前年の74%から82%に増加している。輸送機器の輸入は、公共事業、とくに道路建設に対する政府投資増加を反映して、65、66年の各々8700万ドル、1.1億ドルに対し67年1.3億ドル、68年1.44億ドルと増加した。今年は自動車業界の完全ノックダウン車50%自主的輸入削減により1～10月輸入は前年同期比10.2%減少した。

貿易収支の赤字幅拡大に加え、従来これを埋めてきた経常収支の他の収支も悪化し、67年以後経常収支も赤字に転じた。これはなによりも貿易収支赤字の拡大が原因だが、他方、ベトナム戦争拡大に伴い米政府支出が67、68年に1億ドル以上に急増したにもかかわらず、投資収益の海外送金が65年3770万ドルから67年9041万ドル、68年1億1207万ドルに急増したことおよび海外旅行支出が6000万ドルを超えたことによる。その結果、投資収益収支の赤字は、65年3145万ドルから68年には約3倍の9712万ドルに達した。送金増加の理由は、第1にドル防衛政策にもとづき、大部分が米国系である外国会社が運転資金の国内入手に努め、金融緩和により、資金入手が容易になったことが指摘される。アメリカ人による国内信用利用額の対

前年増加率は、66年21.7%（8.0%）、67年39.4%（9.4%）、68年60.1%であった（括弧内は対信用総額比）。第2にL=L協定の先行き不確定とペソ切下げ懸念から、外国会社と比国会社の送金および資本の海外逃避が増加したものとみられる。69年の場合上半期の送金収支赤字は3600万ドルで、前年同期の5400万ドルを下回り、67年の3500万ドルに近づいた。減少は、比国資本の海外送金に対する規制強化と引締め浸透により、外国会社の運転資金入手が、困難になったためと考えられる。

米政府支出はドル防衛・ベトナム戦争縮小の影響を受け、米軍基地の一部撤退と基地建設延期のため、1～7月は前年の1億1824万ドルに対し、9455万ドルに減少した。

外貨準備は中央銀行当局による対外借入れ努力にもかかわらず、65年末9162万ドル、66年末1億5128万ドル、67年末2億2148万ドルを頂点に68年は1億9507万ドルと減少した。一方、69年も主な借款先である、米国商銀からの満期借款の返済繰延べ、ユーロドラー取入れが行なわれたが、国際的高金利のため新規借款先が枯渇し、新規借款の流入は思わしくなかった。そのため、外貨準備は69年12月9日1億3097万ドル、70年初めには1億2100万ドルに急減した。また赤字補填のため対外短期公共債務は、68年末3億1731万ドルから69年7月には3億9380万ドルに増加した。

**財政赤字の拡大** 67年央以来の一連の金融引め措置の結果、68年末頃に民間信用はかなりタイトに感ぜられ始めた。だが引締めの有効性は、同時に公共事業を主因とする財政赤字が累積を続けたため、相当減殺された。中央政府の現金勘定赤字は、66～69年10月の間に、13.1億ペソに達した（PES統計）。うち69年1～10月の赤字は、前年同期の2.44億ペソに対し166%増の6億4990万ペソ（選挙前8～10月だけで6億6990万ペソ）に達し、年末には10億ペソを越すとの予想もなされている。これに対応して中央政府の国内債務は66年初めの19.4億ペソから、69年10月には29.8億ペソ（短期8.6億ペソ）に增加了。

財政赤字は中銀借入れと各種政府証券発行で補填されているが、証券の大部分は結局中銀引受けとなるため、財政赤字はほとんどが通貨増発要因となっている。マルコス政権下4カ年の66～69年

の増加は著しく、66年平均10.7%，67年10.5%，68年7.2%，69年1～10月7.5%であった。通貨増減要因は、財政赤字が通貨過剰供給の主因であることを明白に示している。要因を部門別にみると、政府部门は66年の2.6億ペソから68年4.7億ペソ、68年10月～69年10月は9.9億ペソと激増した。これに対し民間のそれは66、67両年は減少し、68年10月～69年10月は1億6440万ペソにすぎない。

選挙直前の10月、通貨供給高は前年同期比23.8%増の44.5億ペソに達し、11月は若干減少したものの21%増であった。こうした急速な通貨増大により引き起こされた需要が生産増を超過し、68年以来安定していた物価も、69年上半年は例年通り安定していたが、下半期に急昇した。マニラ消費者物価指数(1955=100)は総合で1月157.1、6月157.9、12月169.5で1～12月上昇率は約8%であった。これは主に食品物価の12.6%上昇による。比重は低いが、輸入品物価も13.3%上昇した。

**為替管理への回帰** 外貨事情の悪化に伴い国内為替相場は、8月以来、中銀介入点の1ドル=3.9195ペソ(公定3.90ペソ)に釘付けされ香港のペソの対ドル・クロスレートは、根強いペソ切下げ懸念を反映して、年初の4.30ペソから10月15日の5.1ペソを手始めに続落、70年初めには6.04ペソまで落ち込んだ。

こうした外貨危機に対し、中銀はすでに67年以來、輸入保証金制度を含め、66年とはまったく反対の金融措置を実施したが、前述のように外貨需要抑制効果はあらわれなかった。選挙後に至りようやく政府は対策に本腰を入れ、次のような措置をとった。(詳細は377頁参照)。

(1) 過剰な国内流動性削減措置。国際的高金利との調整を兼ねた69年4・7月の2度にわたる再割引率引上げ(7.5→10%)等金融引締め措置に対応した政府支出削減措置。70年度経常支出2億ペソ、71年度10%削減命令(12.7)。全政府金融機関の貸出一時停止命令(11.29)。公共事業一時停止命令(12.8)。

(2) 輸入量および構成規制措置。68年10月12日に設定された輸入信用状の月間開設枠を通じて非必需品輸入を厳格に規制する一方、必需品に対しても、事実上枠内での割当許可制が導入された(11.26)。商業銀行の月間信用状開設高自主削減

措置を、中銀政策として正式に採択(11.24)。

(3) 貿易外取引きに対する選択的外貨割当および海外送金の選択的削減と延期措置(12.4)。中銀への外貨集中強化(11.24)。

この(2),(3)の規制によって、間接的ではあるが実質上為替管理が導入され、62年自由化以前への回帰となった。また70年について61年以来初めて外為予算が採択された。

(4) 対外ポジション改善、強化措置。短期負債の長期繰延べ、外為安定化借款(5年間に2億ドル必要といわれる)および輸入クレジット交渉の開始。

(5) 輸出促進計画の具体化検討。短期には輸出関連再割引率引下げ(12.22)、長期には輸出奨励法案の立法化など(11.30、12.14)。

12月初め渡米したロムアルデス蔵相は、米商銀借款団から短期借款1.91億ドルの返済を70年6月まで繰り延べ、6月時点でさらに5年繰り延べることに、原則的合意をとりつけたといわれる。これは同時に蔵相が世銀・IMF当局と70年1月中旬に対比協議を行なう手はずを整えたことと合せて、フィリピンがIMFの第3次クレジット・トランシェ(2750万ドル)引き出し、すなわちより厳しい条件の受入れに合意したからだとみられている。しかし一方政府は切下げを回避する意向で、代案として61年に廃止された為替手数料制の復活をIMFと協議する方針である。

現行の間接的為替管理に対し、直接全面的輸入為替管理を実施すべしとの主張があり、産業界の一部にも強い支持がある。後者の方向は、両院合同決議第2号の経済フィリピン化の主旨に沿うものである。70年のフィリピンは、ここに示されている二つの道、すなわち決議2号に沿い外資規制を強め、厳しい試練に耐えるか、あるいは借款への依存を深め、インドないしインドネシア型経済への道をとるかの岐路に立っているといえよう。

**計画の進展状況** マルコス政権4カ年における重点施策の達成状況を見ると、公共事業計画は歳入を無視して急速に進められたためかなり高くついたとはいえる、相応の実績をあげ、経済発展の一応の基礎が築かれたことは疑いない。公共事業計画(総費用27.4億ペソ)開始2年9カ月後の69年3月現在完工率は48%、9月現在は52%で目標

より14%遅れであった。事業の遅れは、主にコスト上昇を含めた資金不足と、資金配分のまざさによるものだが、他方、70年度の資金配分額約6.6億ペソ中56%の約3.7億ペソが70年度第1四半期すなわち選挙直前の（45日間の公共事業禁止期間を除く）3カ月間に支出された。これにより、68年末以来スローダウンしていた計画はかなり進展した。たとえば政治的効果の大きい道路建設では、68年12月～69年6月のコンクリート道路の完成は220.8キロに対し69年7～9月は239.8キロであった。他方、米自給化の主柱の一つである灌漑はほとんど進展していない。これは、米作の伸び率低減の原因の一つと考えられる。なお日比道路は資金不足のため未着工のままである。

#### 主な公共事業計画の目標と実績（69年9月30日現在）

	4カ年 目標	完成分	完成率(%)
道 路	コンクリート (km)	2,350	1,484 79.3
	アスファルト (km)	2,000	2,166 108.2
	バラス・支線 (km)	3,900	3,549 91.0
	既存修復 (km)	—	5,017 —
灌 溉 自 治	永久橋 (m)	30,000	20,435 68.1
	修理復 (ha)	307,950	28,000 9.1
	ポンプ (ha)	—	117,962 —
	灌溉自治体 (ha)	102,000	12,532* 12.3

（出所） Infrastructure Operation Center.

（注） \* 69年6月現在。

計画のもう一つの柱一米自給化は米価支持、新品种、灌漑の一部進展によって1968年に至り達成された。69年は下半期に米価上昇がみられたが、輸入を要するほどではなく、一応自給体制は維持されたと考えられる。

他方、土地改革地区指定は公共事業同様69になって急速に進展した。5月追加指定により中部ルソン全域が、10月カビテ州の10町が土地改革地区に組み入れられ、11月選挙後の21町指定を加えると指定町数は、68年末の61町から154町にほぼ2.5倍となった（374頁参照）。このようにマルコス政権は、資金不足と地主の抵抗の中で、土地改革地区指定要求の農民運動に押され、急速に量的拡大を進めた。しかし指定に伴うべき農業金融とその他技術援助は増大したか、指定地区内で実質どれだけ定額借地農に移行したか、さらには資金不足のため小作農が地主から営農資金を借り受け

再び実質上分益小作農に戻ってしまうことはないかなど、土地改革の実効にはいまだ疑問がある。

#### 社会運動の発展

一定の体制内改革を志向し推進したマルコス政権の4年目に、各種社会運動が爆発的に発展したことは、積年の社会的矛盾が漸く成熟したこと示している。

選挙の年はフィリピンにおける政権交替システムが用意する4年に一度の社会的不満解消の機会であって、事実公務員、教員、タクシー・ジニー運転手、不法占拠者、ハンゼン氏病患者など、各層各種の個別の要求が直接大統領官邸にぶつけられ、いわば苦情処理された。しかし69年の社会運動の主力一農民運動、学生運動、教会改革運動はそうした部分的解決で収束する性質のものではなかった。

農民運動は、中部ルソンを中心に1年を通して様々な形態と規模で、おそらくフク団崩壊後最大の拡がりで行なわれた。中でも4月28日の「土地要求大行進」を頂点とする「フィリピン農地改革運動(FARM、現地語名「新カチナン運動」)」の闘争と、9月11日以来、58日間の土地局前連続ピケを組織したジェスイット系「社会正義と改革を要求する連合運動(FMSJR)」の闘争が二つの大きな波であった。前者はタルラク州を中心に中部ルソン各地の、後者はカビテ、ラグナ両州を中心にはほとんどフィリピン全土に及ぶ諸州の、いずれも土地改革地区指定を要求する運動であった。前者がとくに、再編フクの根拠地とされるタルラクを舞台に、より徹底的な土地改革・社会改革要求から、米帝非難、フィルカグ召還・フク団員釈放要求、モンキーズ（後述）非難などの政治的要求にも及んで注目された。

これに対し政府側は、5月21日の中部ルソン全域の土地改革地区指定以後、数次にわたって急速に指定地区を拡大した。

学生運動は、1月後半から約1カ月間マニラ地区の主要大学のほとんどと全国各地で、主として大学当局に対する授業料引下げ、経理公開、施設改善、自治活動の自由、国立大学の場合は教育予算の完全実施などの要求をかけて、授業ボイコット、集会、デモなどに突入、さらに新学期の9

月以降それらの完全履行を要求して再び立ち上った。フィリピンの学生はこれまで「商業主義、専制主義、植民地主義」と規定される古い教育制度、高等教育普及の反面の大量の知的失業者の存在という環境下にあって、一部をのぞき実質的に未組織状態で、要求が社会的に開かれることがなかつた。1～2月の行動は、学生達に自信と社会的自覚を与え、運動の高度化・組織化の地平を開いた。各大学自治会の横断的連合体がいくつか成立し、各種学生政治団体が簇生した。行動は学内問題から各種社会改革要求へ、さらに反米、ナショナリズムの政治運動参加へと拡大して、無視できない政治勢力となつた。

改革の波はまた、人口の84%が信徒で、旧体制の根幹の一つカトリック教会にも及んだ。3月末以来、神学生、若い聖職者を中心とした「信徒会議」は教会内諸改革と社会改革参加の要求をサンストス枢機卿に突きつけ、はじめはアカ呼ばわりしていた教会当局もついに対話に応ずるに至つた。

これらの社会運動は組織上相互に関連があり、また学生活動家の農民との共闘、農村下放・啓蒙・調査運動、教会改革運動での教会領開放要求など、フィリピン社会の基本問題—土地改革が諸運動の結節点を成していた。そこに69年の社会運動の根深さと発展可能性がある。

このような情勢は運動の直接の成果以上に、マルコス政権とそれを支えるエリート達に現状認識と改革推進を強いる衝撃となつた。「土地大行進」の際のマルコスの劇的な現地急行—改革約束は、抵抗を排除して改革を進めるための演出という観測さえ生んだ。ただ政府の改革が多く技術的側面からなされ、土地改革計画は改革地区指定（=定額借地制への移行）が、政権後半、ことに69年急速に進展したもの、財政的裏付け不足などからなお量的拡大にとどまっている。工業化進展と開発計画による農村の商品市場引入は、旧体制の有効な改革がおくれるならば危険な情勢を発展させるであろう。

社会運動全般の発展を背景にしてそのもっとも急進的部分たるフク団では69年、再起以後も持越し組織的混乱に整理・分化の過程が始まった。

治安当局発表によると、フィリピン共産党は3月（一説には68年末）の会議で、旧指導部を追放

して新中央委員会・政治局を出し、軍事組織フク団（HMB）をダンテを司令官とする新人民軍（BHB）に再編し、農村を基礎とする武装革命方針を採択した。7月末のフク・オルグの出稼ぎ農業労働者の集中する砂糖地帯、西ネグロスへの潜入事件（=運動のビサヤ飛火）はこの組織方針の一環と発表されている。新人民軍の活動は報道面でも次第に定着してきた。一方外電はモスクワ世界共産党会議（6月）に地下のフィリピン共産党代表の出席を伝えた。米側の情報もこれらを確認した形で、互いに抗争するフク内部3派の存在を指摘している。

諸種の情報を総合すると、50年代前半崩壊後潜伏を強いられたフクは、65年頃から再び活発化した後も統一的な指導方針を欠き、無差別テロ、地方政治家との結びつき、内部抗争など雑多な要素を混在させてきた。近年運動の発展につれて内部に、旧指導部を排除し、隊列をイデオロギー的、組織的に整理する動きが現われ、69年はそれが組織上もある程度進展した。こうしてペドロ・タルク、スムロンを指導者としパンパンガ州を根拠とする暴力団的な旧HMB残党に対し、タルラク州中心のダンテ麾下の中共派新人民軍（BHB）と、ラバラマニラの旧共産党幹部とつながるディワ司令官麾下のソ連派人民軍（AB）が形成され、人的にも一新されて若い層を中心に力を得てきたと指摘されている。

戦況は69年も相変わらず小規模の伏撃が年間を通じて続発し、政府軍、米軍関係者に対するものも目立つた。3500人の兵力投入、米軍供与の大型ヘリ使用、幹部逮捕に対する懸賞金増額など政府側の対策はいずれも依然奏功しなかつた。掃討の困難に対してマルコスは再選後総合的対策として、ベトナム帰りのフィルカグ投入、警察軍特殊部隊モンキーズの解散と村民の郷土防衛隊への動員、とともに破防法廃止=共産党合法化という一部勢力の平和的水路導き入れの方向を示唆している。前年のルイス・タルク特赦につづき、69年の政治犯特赦検討、最高裁「政治局事件」判決（5月）などにすでにその動きは出ている。出獄近いラバラ共産党政治犯の側にも、議会主義路線志向表明など対応する動きがある。

### 展望——再選マルコス政権の課題

再選マルコス政権が内外調整の課題に挑戦する70年代初めは、米国の影響の滯留、とくにその民主制機構の遺産によって比較的静穏であったこれまでと対照的に、フィリピンにとって変化の多い時代の幕開けといえる。

対外調整の中軸である対米関係調整は、いよいよ70年2月からの交渉で開始される。その焦点はL=L協定の改定である。マルコス政権はこれまでにない国内権力強化をもとに、支配層の期待する有利な条件獲得のため頑強な交渉を展開するであろう。しかし特恵延長を期待せざるをえない経済体質は、自立化志向をおのづから制約し、特恵延長とひきかえに限定的内国民待遇継続を許すという妥協に導くであろう。軍事基地供与等軍事的側面は、経済関係を中心としたトータルな関係の中で処理され、米側からの基地縮小、比側の自主権回復など対価の獲得はあっても基地保持は変らないであろう。

社会主義圏との関係改善は、一層積極化され東欧・ソ連との国交に進むかもしれないがこれまた対米関係調整を中心的考慮において、その目的に沿う範囲であくまでも慎重に進められるだろう。

国内的調整の課題としては、コモンウェルス時代以来の憲法の改正、当面の国際収支悪化への対策、経済自立化のため工業化をより高い段階に進める新5カ年計画の推進、そして姿をあらわした社会問題に時を失せず対応するための土地改革、フク対策などであろう。

憲法改正の日程は、1970年11月制憲議会代表選出、71年6月制憲議会開催となっている。1935年に制定された憲法の改正は、独立後1/4世紀を経た時点での政治制度の面における植民地残存物の払拭を果すことになる。1969年大統領選挙～70年制憲議会選挙～71年中間選挙と3年続きの政治戦は動き始めた政治情勢、社会情勢とからんでこれまでにない波乱に富む季節となる可能性がある。

外貨危機が経済開発ならびに対外調整面において、主要な制約要因として作用することは疑いない。自立化志向にもかかわらず、60年以来著しい金融面における対米依存はこの4年間に一層深化した。現状で外資規制を強化することは対内的に

国民に困難な耐乏を強いることになる。70年1月からのIMFとの協議を通じ米国以外の先進諸国特に日本への金融的依存を強め、その対価として最低限外資に対し引き続き完全な移動の自由を保証せざるを得ないであろう。国内経済に対する好ましくない影響を考慮して切下げは極力避け、為替マージン制に変え、現行の間接的為替輸入管理は、他の輸入削減措置例えば奢侈品輸入禁止法が成立するまで続けられ、一方金融引締めは輸入が減少するまで続けられることになろう。しかし全面的直接的管理は回避されるものと考えられる。

貿易収支悪化に対し国内経済活動の再調整が課題となっている。工業化の障害の一つである制度面では経済政策・計画立案および実施機関の統合が進められ、作成中の新5カ年計画はこの体制のもとで、効率的に実施されるよう努力が払われよう。開発計画の方向は、輸入代替産業から加工輸出産業へ、輸入代替産業も単なる輸入部品組立から原材料の国産化へ、また原料輸出から中間財・最終財への加工度引上げへ、総じて統合化が中心課題とされている。外資導入も国内資本との摩擦の多い輸入代替産業から加工輸出産業に移す努力が行なわれよう。検討中の輸出奨励法案も原案で外資を差別していたものから、外資に対しても無差別なものに修正されている。

また農村市場開発、恒常的な食糧自給確保および社会的不満対処のために土地改革を推進するとともに、これを生産増加に結びつけるため灌漑と農業金融の増強が必要であるが、これには地主勢力の抵抗排除のほかに、財政改善を兼ねた増税および税制改革で対処することが課題となろう。

社会運動の発展に対してはマルコスは大胆な現実的観点で改革を先取りして体制に組み込む構えを示している。左翼の社会運動がそれに巻き込まれ立ち遅れる可能性もある。とくに破防法廃止＝共産党合法化構想は、議会主義的改革に可能性を見出す一部共産主義者の対応を呼び込むかも知れない。一定の条件整備が前提となるが、マルコスの現実的感覚と改良的調整のおもむくところ、このような事態の発展は、考えられないことではない。それとも社会運動が改良の先取りを許さないまでに急速に高まるか、70年代はあらゆる意味で岐路にあるといえよう。

# 重 要 日 誌

1月

**2日 ▼ロムロ外相就任演説**——ロムロ新外相は、就任演説で「友好・同盟諸国との関係は國益を第一に考える。特定國に過度に依存しないようにする。國益の觀点から他國との協定特に比米間の基地協定、軍事援助協定を再検討し、また社會主義國との關係改善を肯定的に考える」と述べた（367頁参照）。

▼金融引締め 2月末日まで延長（376頁参照）。

**3日 ▼自動車協会、輸入削減に合意**——自動車協会（PAA）は中央銀行とノックダウン乗用車の輸入を50～75%削減することに合意した。

▼外交官の対共接触禁止令廃止——ロムロ外相は、①比国外交官および使節団の團長が共産圏諸國の外交官、使節団と接觸することを禁じた1959年8月20日付けの外務省回状977号廃止、②同時に外務省は共産中國をその正式國名——中華人民共和国——で呼称することになると述べた。

▼上院、対共貿易公聴会開始——上院の国防、商工、外交3委員会は対共産國貿易に関する合同公聴会を開始した。外務省は委員会に対し、①フィリピン業者に対し共産諸國との取引に際しては慎重かつ注意深い態度を取ること、②貿易相手国としての共産諸國の誠意を見きわめること、③特にソ連との安全保障問題を調査するよう、求める覚書を提出した。

**5日 ▼米下院、在比基地の重要性強調**——ワシントン発：5日公表された米下院軍事委員会国防特別小委員会報告は、「フィリピンおよびアジアの米軍基地を放棄すれば米国の太平洋戦略前線は数千マイル東に移ることになり、極東と南太平洋の自由諸國家を敵の侵略にさらすことにならう」と警告している。

**7日 ▼外相、社會主義國の研究強化指示**——ロムロ外相は定例記者会見で次のように述べた。①外務省の政治および經濟關係部の専門家に、社會主義諸國の事情調査を強化するよう命じた。對社會主義政策を時代に適合させるためこれら諸國の政治、經濟情勢に関する最新の情報を収集することが必要だ。從來の調査の重点は自由世界の情勢におかれたが、現在の重点は社會主義國の実用的情報を含むものでなければならない。②共産主義諸國に対する政策再考は、必然的に中國の國連加入承認に対するきびしい反対の再検討を含むものでなければならない。

▼外相、比米条約で大統領と協議——ロムロ外相は、

今週マルコス大統領と現状に照らし比米間の軍事条約について討議すると、次のように述べた。①在比米基地の喪失に関する米下院の調査報告にかんがみ直ちに行動することはさけられない。基地裁判権、出入国、物品の輸入など比米両國間の摩擦を除去し、両國關係を相互尊重と相互理解の基礎の上にすえるために比米軍事条約を再検討すべきである。②サングレイ・ポイント米海軍基地の返還交渉は続けられている。

**8日 ▼PCI、対東欧貿易制限廃止を要求**——リム工業会議所（PCI）会頭は、上院3委員会の対共産國貿易に関する合同公聴会で次のように述べた。①ヨーロッパ共産諸國へのフィリピン人旅行禁止を即時廃止する。②これら諸国とフィリピン間の貿易制限廃止とこの種貿易を扱う会議所間委員会を設置する。③これら諸国との貿易で経験を得て後これら諸国と貿易協定を調印する。

**9日 ▼外相、比米基地協定全面改訂要求**——ロムロ外相は、在比米軍基地内外の米国人犯罪者を比国法に従わせるよう、比米軍事基地協定の完全改訂を米国に要求すると述べた。

**10日 ▼PC、フク衝突死者17名**——9日午後バタアン州Oraniのシブル村（第1報ではHermosa町）で始まったPC（警察軍）とフク団のここ数年来最大の戦闘は10日に終り、結局女性1人を含むフク団員17人が殺され、女性1人を含む3人が逮捕され、残りのフク団員は逃走した。PC側は1人が殺され、3人が負傷した。なお比空軍のU-17型機2機が終日現場上空を旋回、また米空軍のヘリコプター1機も地上部隊を支援し、午後にラバル警察軍司令官と記者らを警察軍本部に運んだ。

▼外相、基地裁判権で米国を非難——米軍軍法会議は昨年7月26日カビテ州サングレイ・ポイント米海軍基地内で、当時18歳の比国青年を射殺し過失致死罪で起訴されていた米海軍伍長K.スミスを4日無罪釈放し、カリオルニア州ペンドルトン基地に移送した。

これについてロムロ外相は公式声明を出し、「この事件は1947年の比米軍事基地協定の刑事裁判権規定が正義の目的に役立なかった例である。この変則的状況を相互協定により直ちに改善することは比米両國の関心事である。最良の協定はフィリピンがすべての比国法違反事件の裁判権を行使できるよう、米国が在比全基地に対するフィリピンの主権を認めることである」と述べた。

**14日 ▼米仏ベルギーから借款**——リカロス比開発銀行(DBP)頭取は先に同行と米輸銀、仏およびベルギー銀行借款団との間で結ばれた借款3000万ドルの利用申請

を出すよう各業界団体に招請状を送付した。①米輸銀借款は400万ドル。資本財取得などの80%に融資。引出期限1970年8月31日。返済期間最高5年。②ベルギー借款は約500万ドル。資本財等取得に85%融資。返済期間3~8年。③仮借款は4000万ドルだが、現在利用可能額は1860万ドル。資本財取得に85%融資。返済期間3~10年。

**22日** ▶退学処分抗議デモ——マニラのライシューム(Lyceum)大学で、各大学から集まつた学生たちは、大学当局が学生機関紙「ライシューム」の学生スタッフ4人を退学処分したことに対する抗議してデモを行なった。(この事件はその後の学園紛争拡大の端緒となった。)

**24日** ▶学生、大学管理参加を要求——マニラのファー・イースタン大学(FEU)の学生は「法外」な授業料に抗議して、大学の裏通りでデモを行ない交通を阻止、学生を排除しようとする警官隊と衝突した。この事件で学生数人が負傷、少なくとも5人が逮捕された。

**25日** ▶大統領、学生騒動調査を指令——大統領はコルプス教育相に対し、学生騒動の原因、特に主要大学の經理内容を調査し、対策を講ずるよう命じた。

一方ファー・イースタン大学の中央学生委員会(CSO)と「改革のための学生運動」(FEU-SMR)の学生指導者は学校当局と交渉を開始した。

**26日** ▶FEU、学生の要求承認——ファー・イースタン大学当局は学生代表との交渉の結果、①政府の会計検査の結果によって授業料を20%引き下げる、②同大学の学生組織「改革のための学生運動」を承認する、など8項目協定を受け容れ、授業再開を決定した。

しかしライシューム大学、マウンテン州の数校およびタクロバン市のディヴァイン・ワード大学でも学生ストが続いている。

▼マニラ教員スト解決——去る20日からストに入っていたマニラ公立学校教員組合は、大統領とマニラ市長が要求履行を約したため27日より授業を再開することになった。

**27日** ▶PC フク団の5司令官逮捕——警察軍部隊(士官35、下士官兵300)はパンパンガ州バコロールのマリワル村ブルー部落の甘蔗畠を包囲し24時間の戦闘の末ここ4日間隠れていたフク団員 Crisanto Makabulos を殺し、フク団のNo. 11 Eugenio Singian(別名 Enio 司令官)、Lazaro Baluyot(Saro 司令官)、Jose Santiago(Peping Tantengco)、フク団のNo. 13 Oscar Santiago(Diokdiok 司令官)およびNo. 21 Eduardo Concepcion(Eddie 司令官)の5人を逮捕した。

B. レイエス警察軍第1管区副司令官によると1月9日のバタアン州オラニの戦闘以来殺されあるいは逮捕されたフク団員は35人になった。

▼学生、議会にデモ——フィリピン全国学生連合(NUSP)の学生約3000は、年頭教説演説の行なわれている議会前で警察の警戒線を破ってデモを行なった。学生の一部は警官隊にプラカードやたいまつを投げつけ、議会前の交通を妨害した。学生たちはフィリピン大学特別委員会作成の「学生のためのマグナ・カルタ」法案(学生問題委員会の設置等)の通過を要求している。

一方ライシューム大学のデモ隊は、警備車のヘッドライトをこわして学生2人が逮捕され、これを取り戻そうとする学生が石を投げるなど小ぜりあいがあった。

**28日** ▶学生スト広がる——約2000の学生が学生問題に対する政府の措置を要求して、議会前で静かにデモを行なった。

他方学生ストは他地域にも及び、パンガシナンの学生数千人がストに入り、ダグパン市立高校、ルソン大学、ノース・ウェスタン教育大、ブレスト・イメルダ大でもストが行なわれたという。

## 2月

**2日** ▶CIA、大統領選挙に介入?——マニラ・タイムズ2日付コラムニスト、J.V. クルスの記事は次のように外国政府機関の大統領選挙干渉企図を伝えている。

CIAはN党のマグサイサイ上院議員に、L党の大統領候補指名を獲得させようと策動している。CIAは米大使館正面の某米人事業家の事務所内に、本部を設けている。きわめて重大な会議が週末に隣国の一都市で行なわれる予定である。政治的手段でマルコスを排除できない場合、CIAはいつも愛用しかつ手慣れた別の戦略、すなわち暗殺を試みるであろう。

**4日** ▶マルコス、学生代表と会談——マルコス大統領はマニラの私立諸大学の学生リーダーおよびフィリピン大(UP)の学生リーダー約40人とそれぞれ会談した結果、以下を含む12項目の措置をとった。

①蔵相に対し、巡察権行使して私立学校に授業料を66年の水準に値下げさせられるかどうか調査するよう命じた。②国立諸大学の施設改善のため500万ペソの支出を承認。③青年、学生問題担当部局の設置について調査する特別委員会の創設。④学生マグナカルタ法案を議会にサーティファイする。⑤UP当局が承認を拒否した学生団体の承認を指示。

**5日** ▶各大学の情勢——次の各校では授業が停止されている。UP、フィアティ大学、UM、MIT、MCU、UST、ラクソン大学、ライシューム大学、ケソン大学。なおMIT、UM、ラクソン大学、フィリピン警察大学(PCC)では学生と当局との会談が続いている。

**7日** ▶学生マグナカルタ法案の審議要請——マルコ

ス大統領は議会にいわゆる学生マグナカルタ法案の審議を要請した。同法案により学生に保証される権利には以下のものが含まれる。①学力条件を満たせばどの学校にも入学を認める。②学生自治権。③学生の研究、出版、討論、思想交換の自由。④カリキュラム、教員および政策変更について学生自治を通じ学生の参加を認める。⑤合法目的のため学生を組織し、学生団体の当局承認を要求する権利。

▼陸軍部隊、フク団に襲撃さる——パンパンガ州メヒコのサンアントニオ村のマガラン・アラヤット道路上で午前1時ジープ1台、トラック1台に分乗していた、「タカ」機動部隊の一車、第1歩兵師団(Tabak)第20歩兵戦闘大隊の12人が、20人のフク団に待伏せを受け兵2名が殺され、5名が負傷した。

一方イロイロ市の Tausa 村で警察軍第324中隊のパトロール(6人)が4人組に襲われ、軍曹が殺された。

9日 ▼フィルカグの派遣延長調査——アイトナ上院財政委員長(N)は、同委員会は、南ベトナム派遣のフィリピン民生活動部隊(フィルカグ)の予算措置は68年7月31日で切れているが、その後69年1月31日までどのように同部隊を維持したのか国防省に質すとのべた。

▼CIA活動について上院の調査結果——9日付マニラ・プレティン紙によると、前週の上院選挙法委員会聴聞会で次のことが明らかにされた。

①CIAは当時の Ramon Magsaysay 国防相を大統領に立候補させた。この際エージェント2人が、上院議員と会って彼の立候補を仕組んだ。②国家調査局(NICA)に派遣されていた CIA 米人エージェントは6人だけである。マグサイサイかつぎ出し策謀を担当した2人はこの中に含まれていない。③国軍の I. Lapuz 准将、N. Valreiano と M. Justiniano 大佐は CIA 人名録の中で CIA エージェントとしてのせられている。

▼RCPCC改組、国家食糧・農業会議——マルコス大統領は行政命令により米とうもろこし生産調整会議(RCPCC)を解消し、新たに、より広い調整機能をもつ「国家食糧・農業会議」(NFAC)を設置した。議長は農業天然資源相。

11日 ▼全国10大学で紛争——マニラのフィリピン警察大学(PCC)で約1千の学生がデモを行ない、学生2人が投石で負傷した。(PCCのストは2週間目) ラグナ州ビニャンのレークショア学院の高校生約1000人は19項目要求を提出してストに入った。

アルバラシン私立学校局長はライシューム大など全国10大学で紛争が続いていると報告している。

14日 ▼6大学閉鎖中——現在次の6大学(学生数約6万3千)が閉鎖されている。①アラネタ大学——数百

人の学生がリサール州マラボンの大学本部と食品技術部建物に投石した。②MLQU——13日夜団交決裂。③アレリヤノ大学——大学当局は30項目要求のうち20を認めたが、学生は全項目を要求。④UM. ⑤ライシューム大学。⑥PCC。

15日 ▼マルコス、学生問題で措置——マルコス大統領は学生の授業料等援助のため学生貸与基金設置特別委員会(委員長、教育相)を設け、また行政命令を出し先に教育省から出された学生の権利、義務を規定した学生のためのマグナカルタを公布した(即日施行)。

17日 ▼大学紛争、話合いに移行——学生紛争で閉鎖していた大学のうち次の4校では当局と学生の交渉が再開された。①ライシューム大——当局、学生との交渉が合意。授業再開。②PCC——授業再開。③アラネタ大と④MLQU では交渉で、18日授業再開協定が結ばれた。一方アレリヤノ大では授業再開について明確な方針が出されていない。

21日 ▼日比友好道路協定調印——東京で、日本側牛場外務次官、比側ラウレル駐日大使は日比友好道路建設借款(3000万ドル)協定に調印した。

日本側の出資機関は輸銀および民間銀行。69年に2000万ドル、70年に1000万ドルを出す。利率は5.125%、返済猶予期間5年、返済期間14年、全線3000kmのうちこれまでに1600km完成しているという。

22日 ▼学生運動に統一の動き——22・23の両日約36の大学と全国的青年組織の学生指導者がフィリピン大学に集まり、学生運動の全国的統一計画を討議し、「民族民主主義をめざす全国的青年運動」を創立する準備委員会を設けた。主要議題は学生の権利、運動の方針と戦略、教育改革で次の決議を採択した。①スチューデント・パワー運動のイデオロギーとして民族民主主義を探る。②学生を他の進歩的諸階級と統一させる戦略計画。③公立、私立学校でフィリピン語を教授用語とする。④全国的学生新聞の創刊。⑤学生マグナ・カルタの修正付通過要求。主な発言者は Enrique Voltaire Garcia II, Benjamin Muego, Jose Ma. Sison, UP 法学部教授 Jose C. Laureta の各氏。

23日 ▼駐米大使にラグダメオ氏——大統領はラグダメオ(Ernesto V. Lagdameo)氏(56歳)を新駐米大使に任命した。同氏は22社の会社役員で、ニクソン大統領の親友ともいわれる。

28日 ▼金融引締め6月末まで延長(376頁参照)。

### 3月

1日 ▼軍首脳、フク政策変更につき協議——マタ(Ernesto S. Mata)国防相、ヤン(Manuel T. Yan)國

軍参謀長、イレト (Rafael Ileto) 同副参謀長兼情報局長、ラバル (Vicente R. Raval) 警察軍司令官はフク対策について協議、昨年11月7日來の「非軍事化」政策を修正して大統領提案の「突撃隊型」パトロールに変更するよう大統領に勧告することを決めた。ヤン参謀長、ラバル司令官は5日、最近の中部ルソンの情勢悪化(11月以来死者72、行方不明29)に応じ軍事化移行を提案していた。

▼パリティ判決——リサール第1審裁判所 (Pedro Ravilla 判事) は、L-L 協定中のパリティ条項失効(1974年7月3日)後の自宅および宅地(フォルベス・パーク)の所有権の地位の明確化を求めた米国人弁護士カシャ (William Quasha) 氏の訴えに対し要旨次のような判決を言い渡した。土地取得の権利があるかどうかが問題であって、協定失効以前にすでに取得された土地を引き続き所有する権利が問題となっているのではない。したがって米国人はパリティ条項の結果取得した土地に対する既得権を享受する。

10日 ▼首席検事、パリティ判決で上訴を予定——首席検事は上訴の理由として次の2点をあげた。①パリティ・ライトはフィリピンの天然資源開発と公益事業経営においてのみフィリピン人と同等の権利を1974年まで与えたものであるから、カシャ氏は問題の私有財産を購入する権利をもたない。②たとえ米国人が私有農地取得権をもつとしても、所有権はパリティ協定失効と同時に失効する。

14日 ▼外相、米大使に抗議——ロムロ外相はウイリヤムズ米大使を招き、米領事館担当官はフィリピン人のビザ申請者に対し横柄無礼だと不満を表明した。一方エンベルガ下院外交委員長は、16~19日米原子力船ペーンブリジ号の入港は、1週間前に通告する義務を課した改訂基地協定違反であると非難した。両件について下院外交委は調査することに決めた。

18日 ▼ロムロ、エイブラムズ会談——来比中の米国ベトナム派遣軍エイブラムズ司令官はロムロ外相と会談した。一方ロムロ外相はウイリヤムズ米大使に問題となっている2名領事館員の調査を委ねた。

▼下院議長、外貨流出防止法可決要請——ラウレル下院議長は上院のナショナリスト党指導者と協議し、①奢侈品・非必需品輸入禁止法案と②外貨の海外送金に手数料を課する法案の可決を要請した。

19日 ▼人的資源開発法成立——マルコス大統領は人的資源開発法案に署名、成立させた。これにより国家人的資源青年審議会(会長は労相)と全州・市で技能開発を行なう機構が設置され、現在活動中の110訓練センターは倍増される。現在産業が必要とする新規熟練労働者

数は年間2万8000人に対し、職業学校卒業者数は8000人である。現政権は人的資源開発計画を進め、昨夏以来約3万5000の訓練修了者を送り出している。

21日 ▼ベトナム派兵を医療チーム形態へ——国防省國軍当局は、19日にマルコス大統領と議会首脳間で合意を見た、南ベトナム援助を現在の民生活動部隊(Philcag)から医療・歯科チームにおきかえる構想を実施する準備を開始した。

23日 ▼タルラク農民、米軍保留地返還要求——タルラク州カバス、バンバン、タルラク諸町の農民約1000人は米軍保留地に含まれる農地の早期解除を要求して、キャンプ・オドンネルでデモを行なった。このデモはフィリピン農地改革運動(FARM)の指導で行なわれた。

▼CCP内にチェコ貿易担当部局——商業会議所(CCP)ギンゴーナ会頭は、最近 CCP 内にチェコスロバキアとの貿易を取り扱うセクションを設けたと発表した。これはマルコス大統領に承認されている。

27日 ▼L 党大統領候補予備選挙——リベラル党は大統領候補選出予備選挙を行なったが、投票結果は、オスメニヤ上院議員437票(46.2%)、ビリヤレアル下院議員254票(26.8%)、パディーリヤ上院議員214票(22.6%)であった。

▼学生、枢機卿に抗議デモ——「バチカン第2回公会議後の諸改革を要求する信徒会議」(LAPV II R) に属する学生24人、子ども20人はサントス枢機卿(Rufino Cardinal Santos)の住むリサール州 Mandaluyong ヴィラ・サン・ミゲール前でデモを行ない、次の要求を行なった。教会財産・収入の経理報告、社会的行動への参加、聖職者・平信徒の表現の自由、サントスの枢機卿辞任。

28日 ▼米、輸入制限に抗議——在比米国大使館はこのほど覚書で、完成車および反物に対する輸入信用状開設停止措置は L-L 協定違反であるとして抗議、また輸入割当法および審議中の非必需品輸入禁止法案に深い関心を表明し、すみやかに協議することを要求した。

## 4月

1日 ▼マルコス=ニクソン会談——アイゼンハワー米元大統領葬儀参列のため、渡米していたマルコス大統領はニクソン大統領と両国間の経済・外交政策問題、とともに米比通商上の諸協定について会談した。大統領はまたアグニュー副大統領とも会談した。一方ロムロ外相、ヤン国防相らはレアード国防相と会談した。

2日 ▼警察軍タルラクで反フク作戦再開——セルード(Emilio J. Zerrudo) 警察軍第1管区司令官は次のように発表した。

タルラク州のフク情勢は、手がつけられなくなりつるので、本日反フク・キャンペーンの軍事任務を民間当局から引きついで再開した。「タカ」機動隊3000人の大部分をタルラクに展開するよう命じた。フク内部のイデオロギー的部分がタルラク州に移動し、同州で共産主義者が前進をとげる恐れがある。フク団のバスカイノ (Bernabe Buscayno, ダンテ司令官) がタルラク州で重装備のチームを組織した。

**6日** ▶マルコス、訪米成果について——訪米から帰国したマルコス大統領はその成果を次のように報告した

①米政府はフィリピンの経済問題につき理解を示し、経済悪化に手を貸さないと保証した。②世銀首脳との会談で NAWASA (全国上下水道公社) に対する借款増額、DBP (フィリピン開発銀行) に対する追加借款交渉の道が開けた。③米国はベトナム和平後も急にアジアから引き揚げることはしない。④米側は治安活動について輸送通信施設援助の用意がある。これにはヘリコプター部隊が含まれ、うち4機はまもなく引き渡される。⑤国際収支問題解決に役立つかねて提案の協定(米軍基地での稼得ドルをフィリピン国立銀行を通じてペソ化する内容)に同意した。⑥東欧とのケースごとの貿易は外交政策転換ではない。ニクソン政府はわれわれの尊厳、独立、ナショナリズムの感情を理解している。⑦ニクソンはアジア訪問の希望を表明した。

**7日** ▶Dole 社農地賃借違法訴訟——タニヤーダ上院議員はこのほど、國家開発公社 (NADECO) が、1965年米系の Dole Philippines 社と結んだ土地占有・使用に関する協定の実施を禁ずるよう最高裁判所に提訴した。Dole 社によるコタバト州の農地 7556ヘクタールの占有・使用は、憲法第13条2節および1024ヘクタール以上の公共農地の賃貸ないし所有を禁じた会社法に違反しているというものである。

**9日** ▶マルコス、対フク作戦について——マルコス大統領は、9日の記者会見で軍が、目下タルラク、ヌエバ・エシハ両州で集中作戦に従事しているという報道を否定して、報道ほど兵力は多くないと述べた。警察軍当局も現在の作戦は、中部ルソンの治安責任を地方自治体に移した昨年の協定の変更ではなく、法律の実施にすぎない、とのべた。

▶MASAKA 全国大会——9日付フィリピン通信(PNS)報道によれば最近ヌエバ・エシハ州カビアオで農民自由同盟 (MASAKA) の全国大会が開かれ、R. フロレス委員長ら役員を選出するとともに、①アメリカ支配とたたかい民族主義を推進する、②米・とうもろこし生産地域を即時土地改革地域に指定せよ、③土地改革を砂糖・タバコ・ココナツ農園に拡大せよ、という方針を探

択した。

**10日** ▶教会・学生間で討議はじまる——サン・ミゲール教会でピケット継続中の LAPV II R 側学生代表と教会側ビエベニダ・ロペス副司教・マニラ大司教区代表との間で教会争議をめぐって「対話」が開始された。教会側要求にもかかわらず、学生側は討議と平行してピケットをつづけることを表明した。

**11日** ▶カトリック放送開局——ケソン市でカトリック放送 Radio Veritas の開局式が行なわれ、サントス枢機卿、Antonio Samore 枢機卿(法王名代)、マルコス大統領夫妻らが出席した。同放送局は国内向け中波放送の他、アジア全域およびオセアニアを聴取範囲とし、プログラムも宗教に限らず教養、情報、娛樂にわたる。

この行事に向け、二つの団体——LAPV II R と UP 農学部 Khi Rho 運動——が、歌をうたって妨害、リーフレットを撒き、プラカードを掲げ、放送局に要する資金は農村開発その他の緊急な社会問題を使え、と要求した。

**15日** ▶SEATO 解体に反対——マルコス大統領は、「SEATO に代る有効な同盟がただちに組織されない限り、SEATO 解体に賛成できない。SEATO を純粹に経済・文化的機関に変える計画もみとめられない」と言明した。政府は SEATO 閣僚会議(バンコク、5.20~21)にそなえて SEATO の防衛的価値と今後の可能性について議会指導者、外交政策審議会などと検討中であった。

**16日** ▶一部金融緩和措置 (376頁参照)。

**18日** ▶農民ら土地改革要求デモ——約1万のタルラク州農民(カパス、バンバン、タルラク、ラパス、コンセプシオン各町の自治体役員が率いる)は議会一大統領官邸にデモ行進、警察軍・陸軍の暴行に抗議し全州を土地改革地区宣言するよう要求した。官邸では入構をめぐって小ぜり合いがあった。これに参加した愛国青年団(KM)と農民組合員はさらに米国大使館に行進し、投石し、米国旗を焼いた。

**22日** ▶比、ECAFE で限定版共同市場提案——大統領府経済諮問委の A. オローサ代表はシンガポールの ECAFE 会議で、①亜地域的で限定された共同市場、②爆發的生産増加による世界的米市場の混乱にかんがみ米価安定対策を研究する委員会の設置を提案した。

▶RCA、イエロー・コーン輸入を提案——A. モンテリバーノ・米とうもろこし局 (RCA) 局長代理は、上院財政委員会で旱魃のため不足が予想されるので飼料用のイエロー・コーンを4~5万トン輸入するよう提案した。

**23日** ▶米軍関係稼得ドルについてとりきめ——ウィルソン代理大使からロムロ外相に、米軍基地関係稼得ドル確保とりきめに関する米側外交覚書が正式伝達され

た。今回の協定事項は次の通り。

①在比米機関の必要とするペソ貨は、もっぱらフィリピン国立銀行(PNB)をエージェントとして中央銀行から購入する。②フィリピン市民に対する米国財務省のドル小切手はファースト・ナショナル・シティ・バンクのマニラ支店を通じてだけ支払われる。③在比米軍基地のフィリピン人契約者宛支払いはもっぱらペソで支払われる。④在比全米国機関の人員に中銀外貨規則を周知せしめる。⑤海軍勤務中のフィリピン市民に対してドル送金計画について通告する(協定正式発効は6月5日)。

▼共同社説で憲法議会早期召集を要求——マニラ各紙は共同社説を掲載、1967年憲法議会召集法による1970年憲法議会代表選出、1971年議会開催という日程をくり上げ、代表選出を今年11月11日の選挙時に行ない、議会を70年に開くよう提案した。

#### 26日 ▼ペソ貨の持出し緩和

28日 ▼大統領、土地行進の要求を受け入れ——フィリピン農地改革運動(FARM)・新カティブン運動の指導する土地要求行進は中部ルソン諸州の農民2000人が参加して朝5時タルラク町庁舎前を出発し、125km先のマニラにある大統領官邸に向かった。しかしマルコス大統領はヘリコプターで現地に飛び、農民代表と会談後全員を前に要求の大部分である次の項目を約束したので行進は7kmだけで中止となった。①次の植付期までに全中部ルソンを土地改革地区に指定する、②使用解除されたクラーク空軍基地保留地1万ヘクタール中1千ヘクタールを入植者に解放する、③農民が政府から購入した土地代金の利子免除、④タルラク州内パリオ道路の建設・修復に百万ペソ支出、⑤その他灌漑施設の建設や配水、プレハブ校舎建設など。また新生活を望むフク団員に選択的特赦を行なうと約束した。

29日 ▼中銀総裁、通貨政策権侵害非難——カララン中銀総裁は記者会見で、「ある政府役人たちは中銀の通貨問題解決策を変えさせようとして、実際に中銀の通貨管理権を侵害している」と暗に財政政策委員会(委員長ロムアルデス蔵相)を非難した。3月以来民間の主張する金融緩和をめぐって、緩和すれば外貨準備が悪化するとの中銀総裁と影響なしとする蔵相の間で対立・論争があるといわれる。

30日 ▼大統領、フク特赦作業委任命——マルコス大統領は、エンリレ法相、マタ国防相、マナハン前上院議員・中部ルソン委員会議長をフク特赦大統領宣言起草委員に任命した。大統領は特赦について「前フク指導者と同調者から力づよい反応があり、すでに若干の反徒指導者から打診があった」と語った。

## 5月

5日 ▼クラーク基地保留地一部開放——マルコス大統領は、さきに米軍からフィリピン政府に引き渡された、クラーク空軍基地保留地1万ヘクタールのうち1000ヘクタールを、土地改革法にもとづいて耕作に開放する宣言に署名、土地庁に実際の使用者とその他の土地なき農民に分割・配分するよう指令した。

6日 ▼農産物売却代金使用で米国と協定——国家経済審議庁(NEC)バラトバト長官とAIDハロルドソン理事の間で、米国農産物売却代金1100万ペソを既設および未完成灌漑施設15の完成と、他の既設プロジェクトの維持・補修・復興融資に使用する協定に調印した。

10日 ▼L党、ビリヤリアルの総裁職を否認——リベラル党全国委員会は、ビリヤリアル下院院内総務の総裁の地位を否認し、ロバス上院議員(総裁代行)を総裁に選出した。同氏は12日には院内総務からも解任された。

17日 ▼製糖プラント問題で米国批判——レデスマ甘蔗栽培業者全国連合会長は、「フィリピンは対米砂糖割当を享受しているにもかかわらず、従来米国から買い入れていた新設の製糖設備の大部分を日本から買入れた。米国は砂糖法の改訂を考慮すべきだ」との米国某下院議員の非難に次のように反駁した。

「フィリピンの日本製製糖設備調達はまったく実際経営上の考慮にもとづくものだ。米業者の融資期間は7~8年だが、日本の業者のそれは10~12年だし、米業者はPNB,DBPの保証を受け入れず、米国の銀行からの確認を要求する。そのため設備コストは10~15%引き上げられる。」

なお完成すみまたは建設中の8新工場のうち5件は丸紅が、他の3件は東洋棉花と英・仏の2社が請負っている。

19日 ▼最高裁「政治局事件」は単純反乱と判決——最高裁はフク団反乱指導者にかかるいわゆる「フィリピン共産党政治局事件」の16被告に対し、「放火と殺人をふくむ反乱罪」という1951年一審判決をしりぞけ、単純反乱という判決を下した。この結果死刑または終身刑から最高10年の刑期に減刑された。

うち4人は判決待ちの間に今回判決による禁固刑を終了したとして6月3日釈放された。

20日 ▼SEATOの現状維持——ロムロ外相はSEATO閣僚会議で「SEATOに批判はあるが、今のところ現実的な代案がない。SEATOは修理する必要がある」とのべた。

21日 ▼SEATO会議で比例提案——ロムロ外相はSEATO閣僚会議で、①SEATO指揮下の青年義勇軍創

設、②SEATO 主催の農村保健病院設置、③アジア大学および破壊活動を防止する学校創設、を提案した。

▼中部ルソンなど新規土地改革地区指定——マルコス大統領は予算委員会に、国家土地改革審議庁による中部ルソンなど1市64町の土地改革地域指定に伴う資金3000万ペソ支出を指令した。同審議庁は同日付で、土地改革地区指定宣言を公布した。今回の指定により中部ルソン4州は全域指定地区に入ることになり、その他バタアン5(Samal, Abucay, Balanga, Limay, Bagac)パンガシナン9(San Manuel, Asingan, Sta. Maria, Balungao, Rosales, San Nicholas, Natividad, San Quintin, Umingan)カビテ1(Naic)の町が追加され、指定地区は9州120町となった。

▼マグサイサイ議員 L 党へ——ナショナリスト党(与党)マグサイサイ上院議員は、正式にリベラル党(野党)に移籍した。

▼IISMI、錫板の台湾向け入札獲得——イリガン総合製鋼所(IISMI)はこのほど台湾の供給局が行なった錫板の入札で八幡製鉄、オーストラリアの Broken Hill Proprietary 社を退けて、55万ドルの輸出契約を獲得した。

24日 ▼マルコス、政治局事件被告の特赦検討を命令——マルコス大統領はエンリレ法相に対し、ホセ・ラバラ1950年来拘留中の「共産党政治局事件」10被告の特赦を検討するよう指示した。

28日 ▼ユーロドラー取入れ協議へ——ロムロ外相は在欧7大使館に対し6月7日パリで、投資委員会のビラタ委員長とユーロドラー取入れ調整計画を協議するよう指令した。

29日 ▼中部ルソンの治安責任を再検討——マルコス大統領は、國軍首脳と会談後、中部ルソンの治安責任を地方自治体に委ねた昨年11月の覚書協定を再検討中であると語った。

30日 ▼L/C 要件一部緩和(377頁参照)。

## 6 月

3日 ▼フク、警察軍交戦——パンパンガ州マガラン町で、警察軍「タカ」機動隊がフク団と10時間にわたり交戦、6人を殺し3人を逮捕した。この交戦に動員された機動隊員は3000人。

4日 ▼オーストラリアのフリース外相公式訪問(～6日)。

9日 ▼ASPAC の軍事化に反対——伊東で開かれたASPAC 関係会議でロムロ外相は、「米中ソの並立はアジアの平和を保障する。7億の人口と核の存在は無視できない。アスパックは経済・文化・政治の問題に関心を集中すべきで、決して軍事的コミットメントをしてはな

らない」と演説した。

▼タルラクでフクを急襲——警察軍はタルラク州タルラク町で、ダンテ司令官らフクの集合場所を急襲したが容疑者1人を逮捕したにとどまり、他は逃亡した。その際コンクリート製トンネルから銃、ジープ、自動車、タイプライターのほか共産主義文書多数を押収した。

10日 ▼スピックで米兵、比労働者を射殺——ウィルソン米代理大使は「10日スピック海軍基地で射撃練習中の米兵がフィリピン人掃除夫(21歳)を猪と誤認して射殺した」とフィリピン側に通知した。

(この事件は被害者の父親の出した補償要求を米側が24時間以内にみとめたことにより14日一応解決した。)

15日 ▼L 党大統領候補にオスメニヤ——カビテ市で開かれたリベラル党大会は、次の票差でオスメニヤ上院議員を大統領候補に選出した。

セルヒオ・オスメニヤ	1,018票 (58.1%)
ヘナロ・マグサイサイ	542 (30.9%)
アントニオ・J・ビリエガス	176

16日 ▼ロムロ、ASPAC について——ロムロ外相は記者会見で、「①ASPAC は非軍事的、非イデオロギー的であり、理想的な地域組織である。②ASPAC の価値ある目的が実現されるには時間が要するので、SEATO の解体を始めるのは早計である。③(共産国の加盟について)説得して加盟させようとはしない。加盟は自発的である。④アジアの地域組織は日本の精力的参加なしには生存できない」とのべた。

▼商銀 L/C の開設を15%自主削減——フィリピン銀行家協会は中央銀行の要請にもとづき、協会加盟銀行に対し、輸入信用状の月間開設高を1968年10月～1969年3月の月平均開設高の85%に自主的に制限するよう要望した。

17日 ▼世界党会議に比共産党参加——モスクワの世界共産党会議に参加した覆面党2党の1がフィリピン共産党であることが判明した。同日発表された会議コミュニケは「地下活動中の2党、その党名は安全を考慮して明らかにしない」とのべられている。

▼ロムロ、中共の国連加盟について——ロムロ外相は国連元議長会議出席のためケベックへ出発するに先立ち「フィリピンは中共を未承認であるが、外交政策は国の利益と安全の命ずるところに従って変更されうる。大統領と外交政策審議会から指示されれば中共の国連加盟支持の動きを起す」と言明した。

この発言につき同外相は19日ケベックから電報で「北京の国連加盟を支持したことではない。このような政策決定は外相に権限はなく、大統領と議会のみがそれをなしうる」と釈明した。

▼日比、米作パイロット農場で協定——ロペス農相と日本側安川大使の間で、東ミンドロ州とレイテ州の2米作パイロット農場（各100ヘクタール）設立協定が調印された。

▼両院、憲法議会について決議——両院協議会は、1971年に予定される第2回憲法議会の代表増員を決定し憲法議会の開催日程を再確認した。

▼公定歩合を実質2%引き上げ、10%に（377頁参照）

18日 ▼商銀プライム・レート引上げ——公定歩合一率2%引上げにともない、大部分の商業銀行はプライム・レートを10%から11ないし11.5%に引き上げた。

21日 ▼N党マルコス大統領を指名——ナショナリスト党全国大会は、正副大統領候補にそれぞれマルコス、ロペス現職正副大統領を指名し、ヒル・ピヤット総裁ら党役員を選出した。

23日 ▼米国大使にバイロード氏——ワシントン公式筋は、駐比米大使の後任にバイロード（Henry Byroade）元ビルマ大使が本決まりになり近日発表されるとのべた。なおウィリヤムズ米国大使は4月7日離任している。

25日 ▼L党副大統領候補にマグサイサイ——オスメニヤ・リベラル党大統領候補は、副大統領候補としてヘナロ・マグサイサイ上院議員を指名した。

27日 ▼マルコス、ロシア人学者を接見——マルコス大統領は、マラカニヤンを表敬訪問したロシア人学者3人——イワノフ・対外友好協会連合副会長、ピリポビッチ「今日のアジア・アフリカ」誌編集員、オレゴブナ科学アカデミー東洋学研究所研究員と会見、「通信、文化交流、友好関係増進を期待する」とのべた。

▼とうもろこしの輸入停止——RCAは、NECの勧告にもとづき不足予想量5万トンのうちこれまでに3万1800トンのイエロー・コーンを輸入したが、豊作が予想されるため輸入を停止した。

28日 ▼フク団文書の分析結果——軍情報官のこれまでの分析によると、6月9日タルラク近郊で警察軍が押収したフク団文書の分析結果は次の通り。

(1) 人民解放軍（HMB）は6カ月前再編成され、新人民軍（BHB）と改称された。首領はベルナベ・ブスカイノ（ダンテ司令官）である。

(2) 従来のフク団序列1,2位のペドロ・タルクとファウスティノ・デルムンド（スムロン司令官）はフィリピン共産党とその軍事組織フク団から追放された。

(3) 再建共産党は中央委員22人、政治局員8人から構成されている。うち4人は大学教員である。

(4) 中央委員会会議の記録からすると、フィリピン共産党は次のような方針をとっている。

①毛沢東思想をフィリピン革命の最高の武器として

採用する。②労農市民の外国・封建的搾取勢力に対する革命。③武装反革命に対しては武装革命が唯一の道。④農村で都市を包囲する。

29日 ▼オスメニヤ米国で表彰される——渡米中のオスメニヤ・リベラル党大統領候補は、米国対外戦争在郷軍人会から「民主主義の大義への献身と第二次大戦中の情報活動に対する功績」をたたえ表彰された。受賞に当って同氏は、マルコス現大統領を、共産圏への渡航制限をゆるめ、通商を結び、訪問を許すなど、共産主義を援助していると非難するとともに、米国がベトナムからあまり多くの兵力を引き揚げないと希望し、フィリピンが米国の戦争努力を支援する決意を表明した。

▼L党マルコスの反米主義非難——リベラル党のスポーツマンは「マルコス政権下で共産主義の脅威が増大した。マルコスは共産主義者と同盟を結び、共産圏との関係開設を擁護し、米国政府を恐喝している。ナショナリズムの名の下に反米主義を煽っている」と非難した。

## 7月

1日 ▼輸入担保金要件を年末まで延長（377頁参照）

3日 ▼両院、経済政策合同決議——上下両院は特別会期でラウレル下院議長主唱の「フィリピンの経済開発と社会正義追求を基本原則とする政策に関する上下両院合同決議案第2号」を可決した。同決議案は政権交替ごとに開発の重点が変り、開発が混乱したり遅れたりしないよう、12の長期基本政策を策定し、これに従い具体的な政策を決定しようとするものである。後者にはラウレル提案の奢侈品・非必需品の選択的輸入禁止法案や一切の外貨取引に累進的マージン料を課す法案などがある。

5日 ▼アルゼンチン向け鉄鋼輸出成約——イリガン総合製鋼所（IISMI）はアルゼンチンと冷間圧延コイル3万3千トン（410万ドル）輸出契約を結んだ。国内既存の6メッキ・プラントの年間処理能力は26万3千トンだが、この冷間圧延プラントの年産能力は37万トン。

8日 ▼農民・学生、政治経済要求でデモ——8日夜フィリピン大学学生評議会とパンパンガ州の農民代表800人は、米国との軍事協定の即時破棄、土地改革の即時実施、共産党政治局事件被告全員の釈放、中部ルソンからの軍の引揚げなどの要求をかけて、米国大使館と大統領官邸に向けてデモ行進を行なった。

10日 ▼PDCPへの世銀借款調印——ロムアルデス蔵相はワシントンでフィリピン民間開発公社（PDCP）に対する世銀借款2500万ドル（3度目、計6500万ドル）に調印した。

11日 ▼農業開発5カ年計画——大統領経済諮問委員会と国家経済審議庁が準備している新経済開発5カ年計

画案に含まれる1969～1973年度農業開発計画の概要は次の通り。①農作物の総生産平均成長率5.7%，食糧作物6.0%，商品作物5.1%，漁業8.0%，木材3.5%。②投資はFAO調査による農業資本係数1.5～2.0にもとづき，50億7270万～67億6370万ペソ（67年基準）とし，大部分は民間によるものとする。

**15日 ▶L党、上院議員候補決定**——リベラル党執行委員会は，現職議員4名をふくむ8名の上院議員候補者を決定した。

**16日 ▶L/C開設をさらに自主削減**——商業銀行は輸入が依然減少しないため6月16日の輸入信用状開設高削減につづき同日からL/C開設高を68年10～69年3月の70%にさらに自主削減することになった。これにより輸入が3億5000万ドル減少することを期待している。すでに商銀は非必需消費財など6品目のL/C開設を停止している。

**▶69年労働情勢**——69年度労働関係局年報の概要は次の通り。①新規登録労組数510，登録取消労組数53。②ストライキ件数。前政権時代の年平均より67%減少，68年度より7%減。参加人員4万7000。③ストライキ通告件数1003件（参加70万2000人）中45%は組合内部の争い，35%は不当労働行為，15%は経済要求が原因。

**18日 ▶パンパンガ、タルラク全面的反フク闘争へ**——ネポムセノ・パンパンガ州知事とコファンコ・タルラク州知事はフク団に対する全面的闘争を宣言し，マルコス大統領に支援を訴えた。これに対し警察軍司令官は中部ルソンへの増派を指令した。

**19日 ▶フク討伐に武装ヘリコプター投入**——マタ国防相はタルラク州マカブロス基地を訪れてフク討伐戦の情勢を検討し，武装ヘリコプターの展開を命じた。言明によると，2～3機のベトナムで使用されている型の攻撃ヘリがこの戦線に投入される。

**22日 ▶USISに火炎瓶**——深夜，マニラの米海外情報局（USIS）図書館に，何者かの手で火炎瓶が投げこまれ，この結果フィリピン人青年1人が死亡した。同じ頃ベトナム大使館と米国大使館に手投弾が投げこまれたが，大部分不発であった。

**24日 ▶サラス官房長官辞任**——ラファエル・サラス官房長官が辞任し，後任にはエルネスト・マセダPACD長官が任命された。サラス氏は近く国連人口委員会委員に就任する。

**26日 ▶ニクソン訪比、マルコスと会談**——アジア諸国訪問中のニクソン大統領はマニラに到着し，①アジア自らの手によるアジアの平和と進歩，②比米間の古い特殊関係にかわる相互の信頼と協力にもとづく新しい関係を強調した。

ニクソン・マルコス会談は26日午後と27日朝と2回にわたって行なわれた。

2グループ約千人の学生と民族主義青年団体は26日夜，大統領官邸と米国大使館に抗議デモを行ない，米国旗をひきおろし，踏みつけたり焼いたりした。

**27日 ▶マルコス、記者会見**——マルコス大統領はアメリカCBS放送との記者会見で，「フィリピンは内からの破壊には自力で対抗できるが，大国の外からの侵略には自衛できない。中共はアジアでのヘゲモニー確立を望んでいるが，我々はこれをもっともおそれている。ソ連は中共を中和しようとしている。これはアジア人の望むことである。もしアメリカの核のカサの下でアジア諸国が結集して自衛できなければ，ソ連が中共の対抗者になるのではないかと考えている」と言明した。

**27日 ▶短期借款1100万ドル繰延べ**——このほど中央銀行は米国の中西部銀行団（Manufacturers Hanover Trust Co.他10行）からの満期到来短期債務1100万ドルの繰延べに成功した。今年中に上記1100万ドルを含め米商銀からの短期6300万ドル，中期8000万ドルの借款が満期となる。

**27日 ▶N党上院議院候補決定**——ナショナリスト党は全国理事会で，現職4名をふくむ8名の上院議員候補者を選出した。

**28日 ▶マルコス、対共産圏国交開設検討中**——28日付プラウダによると，マルコス大統領はこのほどマニラを訪問した同紙東京特派員に対し，「外交評議会が社会主義諸国との外交関係樹立問題について検討中で，年末までに政府に勧告書を提出することになっている」と述べた。

**30日 ▶西ネグロスでフクと警官隊衝突**——西ネグロス州ビクトリアスの農園で，警官隊が武装したフク団と交戦，警官2名が射殺され，フク団側は逃走した。現場では，スーツケース2個分の共産主義宣伝文書が押収された。

**▶フク幹部の懸賞金増額**——国防当局はフク団首脳14名に対する懸賞金を増額し，最高額を従来の10万ペソから15万ペソにした。

**▶学生、病院・大学施設改善要求デモ**——フィリピン大学，フィリピン師範大学などの学生1万5千人は，公共病院，国立諸大学施設改善のための政府資金支出を要求して大統領官邸にデモ行進をした。

## 8月

**1日 ▶西ネグロスでフク掃討**——西ネグロス州カディス市で，警察軍と地方警察の合同チームは，去る7月30日2警官を射殺して逃走中のフク団オルグと交戦，1

人を射殺し4人を逮捕した。警官側にも死者1、負傷者3を出した。(逃走した残り1名も翌日射殺された)

▼ユーロダラー1000万ドル取入れ——中央銀行はこのほど香港上海銀行およびロンドン・チャータード・バンクと各500万ドル・180日物のユーロダラー取入れ契約を結んだ。

2日 ▼マルコス、内乱には自力で対処——マルコス大統領は、TV番組で次のように発言した。

①ニクソン大統領に、フィリピンは国内破壊活動とたたかう際米軍を頼む意図はないことを保証した。②再選直後にでも米国を訪問するよう求められている。L-L協定の修正ないし代替の方法について交渉する代表団編成を考えている。③政府は東欧圏との貿易にあらゆる援助と誘因を与えるが、イニシャティブは民間側がとるべきだ。

▼糖業界対米輸出割当維持を要請——全国甘蔗栽培者連合会のレデスマ会長は先週マルコス大統領に書簡を送り、1965年米国砂糖法の延長、改定、修正の問題が論議される場合はフィリピンの対米砂糖輸出割当を維持するよう要請した。一方マルコス大統領はニクソン大統領との会談の際それを伝達したことを明らかにした。

3日 ▼タルラクで海兵隊員4人射殺さる——3日未明タルラク州タルラク町を武器運搬車で通行中の海兵隊員4人が急襲・包囲されて射殺された。この事件をふくめタルラク州では24時間以内に4件の殺人事件が起り、9人が殺された。うち3件、8人はフクによるものと推定されている。タルラク警察軍司令部と「タカ」機動隊は1000人の兵力で突撃隊作戦を開始した。

4日 ▼大統領、両院合同決議第2号に署名(371頁参照)

5日 ▼フク団の目標は軍人へ——警察軍第1管区タナベ司令官はマタ国防相に、7月はじめ以来ダンテ司令官麾下のフク団の目標は軍人に向けられていると、武装闘争加速化の状況を報告した。

8日 ▼ロムロ、中ソの情報収集指示——ロムロ外相は記者会見で、「各國駐在の大・公使に対し共産圏とともに中ソの政治経済に関する最新の情報を集めて報告するよう指示した。これはこれらの諸国の承認を前提としたものではない」と語った。

▼アキノ、対ソ国交開設主張——1日訪ソの旅から帰国したアキノ上院議員(リベラル党幹事長)は、「わが国は広い視野から一刻も早くソ連と外交関係を樹立すべきである。ソ連側は1961年以来外交関係樹立を望んでおり、イニシャティブはわが国がとるべきである」とのべた。

14日 ▼L党員集団移籍——C.ビリヤレアル(前下院

議長)、M.アクーニャ両下院議員ら約360人の野党リベラル党員(市・町長16、州支部長28を含む)は正式にナショナリスト党に移籍した。

16日 ▼マンスフィールド、米比特殊関係維持主張——アジア諸国歴訪中のアメリカ上院民主党院内総務のマンスフィールド議員はロムロ外相と会談、社会主义諸国との関係改善の政策に支持を与えるとともに、平等、相互の主権尊重、利害の一一致にもとづく米比間の特殊関係は維持されるべきだ、とのべた。なお同議員は前日マルコス大統領と非公式に会談した。

17日 ▼在比米国人財産権について最高裁へ提訴——首席検事は先週、最高裁判所にラウ렐・ラングレー協定失効(1974年7月3日)後の在比米国人財産権の地位に関する明確な判断を求める訴状を提出した。

▼自動車組立、自主規制割当枠を早期消化見込み——自動車組立業界は、中央銀行の勧告により完全ノックダウン(CKD)の乗用車輸入を自主的に規制中で今年の輸入額は1968年の50%の1450万ドルであるが、この割当量は早期に使い切られて、いくつかの工場は年末か来年はじめ一時閉鎖、レイオフにおちいる可能性がある。

▼イリガン製鋼所900万ドル輸出へ——IISMIは3カ月内に各種冷間圧延製品を900万ドル輸出する見込みである。第1回の台湾向け契約以来の輸出契約高は約792万ドル。

18日 ▼世銀とパンパンガ河上流ダム借款調印——ロムアルデス蔵相はワシントンで、世銀との間でパンタバンガン(パンパンガ河上流)多目的ダム建設3400万ドルの借款契約に調印した。期間25年、金利7%。

19日 ▼バイロー・ド・米国大使着任

▼世銀へ借款申請2件——フィリピン開発銀行(DBP)と大統領府経済諮問委員会(PES)筋によると、DBPは年内に穀物貯蔵プロジェクトの資金として、世界銀行に1520万ドルの借款を申請する。この資金はDBPが取り入れて後民間に貸し付けられる。これとは別に国家電力公社(NPC)はバタアン第2火力発電プラント建設の外貨資金として、1300万ドルの借款を、11~12月に申請する予定。

20日 ▼駐米比大使、米比関係諸問題について——ラグダメオ駐米大使はワシントンの記者会見で、次のようにのべた。

①大統領選挙後米比は現行軍事基地協定の再検討を開始する、②米国は現在原子力艦艇の入港、核兵器貯蔵についてフィリピンと協議する義務がある、③米国が沖縄を核貯蔵地として使用する権利を放棄した場合、それをフィリピンに移動することを期待してはならない、④フィリピンはフク団制圧のためアメリカか

ら軍事装備の追加供与を受けたいが米軍は要らない。

**23日** ▶日比航空協定仮調印——日比航空協定は8月4日からマニラで交渉が進められていたが、日比両国がそれぞれ新路線を開設することで合意に達し、23日仮調印が行なわれた。

▶教会側、小作農の土地要求に援助を約す——教会側=カトリック司教会議、信徒側=Khi Rho 運動、自由農民組合(FFF)など8団体、の間で協議の結果、教会側は、今なお教会領を耕作している小作農の借地ないし土地保有の願いを援助するよう全教会関係者に訴えた。教会側によると、国内49司教管区中教会領をもつものは約半数でその広さは全土地の1%の12分の1にすぎないという。

▶戦闘部隊タルラクで警戒体制——軍当局は、タルラク州の治安情勢が先週急速に悪化したことから軍第1歩兵師団(フィリピン唯一の完全な戦闘態勢にある師団、ヌエバ・エシハ州基地駐屯)は展開に備えて警戒態勢におかれたと発表した。

(8月23日は1898年カティプナン蜂起のいわゆる「バリンタワクの叫び」記念日。)

**29日** ▶回教徒学生、イスラエル大使館襲撃——回教徒学生約500人は、エルサレムのエル・アクサ寺院焼打ちに抗議し、マニラ郊外マカチにあるイスラエル大使館におしかけ、国旗と大使乗用車を焼き、投石で窓ガラスを破壊した。

## 9月

**1日** ▶FEU 学生ストで負傷者——3日目に入ったファー・イースタン大学(FEU)学生のストで、学生側が守衛や警察官と衝突、石や棒を投げて校舎のガラスをわった。その際7学生が負傷した。夜間部の学生約1万5千人は夜のデモに参加した。

**4日** ▶中銀、米銀行から500万ドル借款——信頼すべき筋によると中央銀行は4日パンク・オブ・アメリカと更新条項を含む180日物・500万ドルの借款協定に調印した。利率はユーロドラー金利を適用(4日現在6カ月物11.3/8%)。

**5日** ▶中部ルソンのフク支配状況——警察軍第1管区作戦部長は、フク情勢についての軍民当局会議で、100%フク支配下にある町は Capas, La Paz, Bamban, Concepcion(以上タルラク州), Mabalacat, Magalang, Porac, Arayat(以上パンパンガ州)の諸町であり、その他アンヘレス市をふくむ多数の町が50~75%支配下にあるとのべた。

**6日** ▶NSL、分割支出方式を拒否——8日に予定されている28国立大学学生の国立学校への千万ペソ支出実

施要求授業ボイコットに対し、マルコス大統領は前日、年度末までに支出すると宣言したが、全国学生連盟(NSL)側は6日即時全額支出を要求して、これを拒否した。

**7日** ▶土地銀行ヌエバ・エシハの2エステート買収——農業関係裁判所長はこのほど、土地庁から申請のあったヌエバ・エシハ州の次の2スエステートの買収を承認した。①Sta. Lucia 村 Zaragoza の F. R. Matias 所有の375ヘクタール(買上代金127万5200ペソ)と②Lim Han 所有の100ヘクタール(34万ペソ)。受益小作農は約106人。小作農たちは1968年8月12日国家土地改革審議庁(NLRC)に対し上記2エステートの買収なしし收回用を申請していたもので、今回買収費と年利6%で購入に合意した。

**8日** ▶国立大学学生、大統領官邸ヘデモ——NSL所属の学生1000人は大統領官邸前で集会を行ない、次の要求を提出した。

①さきに大統領が約束した1000万ペソを公共事業費から即時支出すること、②今年国立大学運営費にあてられている未計画額の全額支出、③来会計年度に全国立大学運営費を倍額にするよう大統領と予算委が正式に約束すること、④国立大学へ150のマルコス型校舎を支給すること、⑤フィリピン商科大学が使用中の土地建物を買収し、大学に移管すること、⑥軍事教練費を即時廃止すること。

なおこの集会に参加した大学は、フィリピン商科大学、フィリピン商学院、ドン・セベリノ農科大学、タルラク工科大学、タルラク農科大学、プラカン文經大学、中部ルソン国立大学、中部ルソン工芸大学、フィリピン大学農学部およびイロイロ分校、P.ボルボン記念工科大学、中部ミンダナオ大学、カガヤン工科大学で、マニラ以外は代表のみ参加。

**10日** ▶大学紛争、国立は解決、私立は激化——マルコス大統領はフィリピン商大を訪問、学生指導者と会見後、学生集会で演説、国立大学改善のためさしあたり350万ペソを支出、以後四半期毎に来年6月(年度末)までに残り650万ペソを支出することを約した。このため大統領官邸デモは中止された。

一方フィアティ大学では「改革要求学生運動」の指導で去る2月の協定の実施を要求してスト開始、ファー・イースタン大学は大学側が授業料引下げ要求を拒否したため無期限授業停止中である。

▶工業開発委員会新設計画——マルコス大統領は先にピラタ商工相が提案していた工業開発委員会を1カ月以内に設置すると述べた。同委員会は民間各界の各部門代表を含み、経済政策・計画の策定にあたる。

**11日** ▶土地要求農民デモ開始——「社会正義と改革

を要求する連合運動 (FMSJR) の土地要求連日デモが2千人が参加してマニラ市のアグリフィナ・サークル(土地局舎前)で開始された。

要求事項——①カビテ、南サンボアンガ、東ダバオ、西ミンドロ、東ミンドロ、ラグナ州第2区、セブ、南カマリネス、アルバイ、ソルソゴン、ケソンの各州を即時土地改革地区に指定すること、②バイ湖畔の土地とラグナ州公有地全部を即時入植地に指定すること、③農民の信を失い、社会正義と土地改革法に敵対する農地委員会役人の即時解任、④農民放送局DZLBを妨害する放送局の認可を即時撤回せよ、⑤土地局、林野局関係の土地問題を即時解決せよ、⑥昨年10月26日大統領がサント・トーマス大で行なった約束を履行せよ。

参加団体——ラグナ、リサール、カビテ、ブラカン、タルラク、パンパンガ各州農民、フィリピン大(UP)、サン・ベダ大、メリノール大、ホリー・スピリット大、フィアティ大、ファー・イースタン大の学生、Khi Rho 運動。

なお10月12日付マニラ・タイムズ紙上 FMSJR 書記局の投書によると、同運動の構成団体は、UP 農学部学生同盟、同林学部、Khi Rho 運動、自由農民組合(FFF)、UP 文化評議会ロスバニヨス支部、Silayan 運動、Kapisanan ng Mga Inapi, Bayan Ko Gumising Ka, Kapisanang Anak Dagat, Junior Free Farmers. また支持団体として大学、社会団体など44を挙げている。

▼1970～74年度経済開発計画、大統領に提出——国家経済審議庁(NEC)と大統領経済諮問委員会(PES)は新経済開発5カ年計画草案を作成、大統領に提出した。

PES筋によると目標成長率は1968年の実績にもとづき引き上げられている。(以下の数字はすべて成長率)

国民総生産(GNP) 7.1% (現4カ年計画6.2%, 68年実績6.4%)

1人当り GNP 1970～73年2.9%, 74年3.8%。

粗国内投資 9.6%。国内純生産 7.9% (4カ年計画5.9%)。

農業 8% (同4.5%, 69年度実績8.1%)。

特にこれまでの計画に含まれていない雇用促進と人的資源開発の積極的計画が策定され、失業率を現在の8%から1974年までに5%に、第2次5カ年計画の目標として経済的政治的考慮にもとづき3～4%に引き下げることを目標にしている。

12日 ▼両院合同決議第2号実施法案——ラウレル下院議長は経済記者協会の会合で来年1月の議会に提出される予定の両院合同決議第2号実施諸法案の内容を明らかにした。

①外国為替の安定と工業化促進措置—輸入禁止法案。選択的外為税。輸出奨励法案。②幅広い公衆に会社を公開参加させる措置。③フィリピン化措置—国内信用の利用を主としてフィリピン人に留保する。流通業のフィリピン化。金融業のフィリピン化。④その他資源開発に関する総合的法案と人口対策の再検討および変更を求める立法。

16日 ▼FEU で授業再開——前日のビリエガス・マニラ市長とエバンヘルистア(Teodoro Evangelista)ファー・イースタン大学学長との同意にもとづき、同大学で授業が再開された。構内ではマニラ市警の警官30人が警備した。学生改革運動はデモ続行。

一方フィアティ大では「大学の商業主義」に抗議するデモがつづけられ、授業中止。前日ピケ撤去に同意したケソン大(MLQU)ではケソン大改革者戦線がデモ参加呼びかけ。UP の美術学部と農学部の200人ボイコット継続。

19日 ▼土地改革実施要求農民デモ——農民自由同盟(MASAKA)所属のバタアン、ラグナ、ケソン、パンパンガ、カガヤン、バタンガス、ヌエバ・エシハ、ブラカンの農民1万5000は土地改革即時実施を要求し、ベトナム派兵、軍の巨額な予算、中部ルソンでの「ファシスト的行為」、「新植民地主義の成長」を非難して、アグリフィナ・サークルからプラサ・ミランダにデモ行進した。これに参加したラッセル平和財團UP支部は選挙ボイコットを呼びかけた。

これより先マニラ諸大学からの学生1000人は土地改革即時実施を要求してデモをした。

21日 ▼米軍基地建設減少——比建設協会によると米軍の比国業者に対する請負発注高は1967年の約1億3000万ドルを頂点に、68年5000万ドル、69年推定3000万ドルと減少している。

22日 ▼CPP 委員長、西ネグロス事件について投書——同日付マニラ・タイムズはフィリピン共産党中央委員会ゲレロ(Amado Guerrero)委員長名の「中部ルソン某所」からの投書を掲載した。内容は最近の西ネグロス州ビクトリアスでの労組オルグ対警官隊の衝突事件に関連して、西ネグロスでの大土地所有の存在を否定した同紙記事に反論したもの。フィリピン共産党中央委員長を名のっての対外的文書ははじめてと見られ、ゲレロの名も8月24日付マニラ・プレティン紙による治安当局発表のスク役員リストと符合する。

(なお同文の投書が同紙日曜版付録サンダー・タイムズ・マガジン10月19日付にも掲載された。)

23日 ▼農民、学生大統領官邸に乱入——約300人の

農民と青年キリスト教社会主義者所属学生は夕刻雨をついて大統領官邸に行進、大統領との面会を求めて1時間以上も外で待ったのち官邸内に乱入、挙行中の行事を中断させた。一行は大統領に会談に応じないエンリレ法相の解任をせまった。大統領は閣僚解任はできないが、法相その他にデモ隊との会談設定を指令する、とのべた。

**24日** ▶警察軍フクと交戦——パンパンガ州 Mabalacat Bundagul 村南で、フク団10人と警察軍が交戦、フク側は死者5人を出し残りは逃走、警察軍側に負傷3人を出した。政府側は警察軍レンジャーをヘリ空輸などで投入、兵力は合計135人に達した。

**26日** ▶ダンテ司令官麾下のフクは勇敢——軍と警察軍300人は完全戦闘装備で昨日の非常線をのがれたフク団員を追ってタルラク、パンパンガ両州のいくつかの村を捜索した。警察軍第1管区副司令官で「タカ」機動部隊司令官のサバロネス (Rosso Sabalones) 大佐はラバル警察軍司令官への報告で「24日の戦闘で拡声器で投降を説得し生命を助けようとしたが、アピールするごとに応射してきた。ダンテ司令官麾下の新人民軍との最初の交戦であったが、彼らは戦闘訓練は足りないが、スマロン麾下のフクにくらべてよく教育されている」とのべた。

**27日** ▶マルコス、選挙の中心争点について——マルコス大統領はイロイロ市の記者会見で、今次選挙の中心争点は、①ナショナリズム、②具体的な政綱、③実績、の3点であるとのべた。

▶共産圏に初の閣僚級官吏入国——Abelardo Subido 人事委員会委員長は10月1日からタシケントで開かれる「低開発国の公務における雇用、開発、科学技術者の役割に関する国連地域セミナー」出席のためソ連に出発した。これは鉄のカーテンに入る初の閣僚級官吏である。

**28日** ▶農民代表、教会側と土地問題で交渉——リサール、ラグナ両州農民は自由農民組合と Khi Rho 運動代表とともにフィリピン・カトリック・ビショップ会議 (CBCP) 代表と会見、最近の教会領からの農民追立て事例をあげ、追立てでなく、土地買取りをみとめよと要求した。CBCP 側は農民を今週サントス枢機卿らに会見させることを約束した。

**29日** ▶石油鉱区入札——鉱業局は国家石油留保地域 (NRA) の9鉱区の競争入札を行なった。応札は8会社21件で、うち11件はスルー地区。なお今年初めから9月末までに石油・鉱物探鉱会社9社が新設されている。

▶公務員給与5%引上げ実施——マルコス大統領は全政府職員の給与を9月1日にさかのぼって5%引き上げるよう命じた。対象者は約40万人、半数は公立学校職員で、必要経費は年間2400万ペソ。公立学校職員に対してはすでに教育特別基金から1000万ペソの支出がみとめら

れている。

**30日** ▶私立学校監査委設置へ——マルコス大統領は行政命令192号を発し、私立大学の帳簿、業務、管理を検査する権限をもつ「私立学校監査委員会」の設置を命じた。同委員会は会計検査院長を長とし、蔵相、予算委員長、私立学校の教職員のほか学生2代表をふくめる。

▶農民問題委員会設置提案——アグリフィナ・サークルでデモを行なっている農民・学生と土地紛争関係役人は農民の問題を解決する「社会正義と改革のための行動委員会」の即時設置を提案した。

## 10月

**1日** ▶中銀総裁、共産圏貿易について——カララン中央銀行総裁はワシントンで、「対共産圏貿易は近い将来大幅に増加することはないであろう。共産圏の市場は小さすぎる。フィリピンは貿易拡大に大いに関心があるので条件が有利ならば、これに共産圏も含まれよう」と述べた。

**2日** ▶賠償リペート問題で予審——マルコス大統領ら政府高官の賠償リペート問題をめぐる野党オスメニヤ候補に対する名誉棄損・文書偽造の訴訟予審が開かれパシフィック通商春田嘉逸社長も来廷した。

**6日** ▶土地改革地区宣言——国家土地改革審議庁は賃貸借移行宣言第10号を発し、カビテ州の次の10町を指定した。Bacoor, Dasmariñas, General Trias, Imus, Kawit, Maragondon, Noveleta, Rosario, Tanza, Ternate。受益農家数は米作の4919戸でうち4232戸が刈分小作。これによりカビテ州の土地改革指定地区は11町となった。

▶米兵無罪判決に抗議デモ——全国学生連盟 (NSL)、愛国青年団 (KM)、青年統一同盟、フィリピン全国学生同盟 (NUSP)、Molabe 会などナショナリスト諸団体600人により午前から夕方まで法務省前、ついで米国大使館前でデモが行なわれ、フィリピン人労働者を射殺した米兵ミカエル・ムーミイ (Michael Moomey) に対する米国軍事裁判の無罪判決に抗議した。このデモにはフィリピン商科大学のプルデンテ学長、元フク首領ルイス・タルク (Luis Taruc) らも参加した。この間警察・警察と学生側との衝突で学生18人、警官2人が負傷した。

▶オスメニヤ、基地協定改訂主張——オスメニヤ野党大統領候補は、米国軍裁による米兵無罪判決を非難し、政府に調査を要求するとともに、米比軍事基地協定をフィリピン側により平等になるよう改訂し、とくに裁判権条項をNATO型にするよう主張した。

**7日** ▶日比家内工業センター落成——リサール州マリキナのバラーンに建設中だった日比家内・小規模工業技術開発センターが完成、落成式が行なわれた。日本側援

助は機械設備5500万ペソ。

**8日 ▶タルラクで大量虐殺事件**——深夜タルラク州 Capas 町 Sta. Lucia 村の国道で米海軍キャンプ・オドンネル放送局のガード9人と雇入れたジープニイ運転手1人が射殺され、ガード2人が行方不明となった。政府軍500人は翌朝から Capas, Concepcion, Bamban の諸町の掃討を開始した。

**10日 ▶米兵無罪判決抗議で第2波デモ**——学生、フィリピン社会党、労働組合員約1000人は、米兵無罪判決に抗議して、米大使館に対する第2波デモを行なった。デモは午後3時頃から夜に至るまで、ケソン大、フィリピン商大、イースト大、愛国青年団、社会党、ライシーム大、全国労組連合(NATU)が次々に参加して行なわれた。夜に入って警備のマニラ市警、警察軍、比海兵隊と短時間衝突し、警官5、学生12、報道陣3の負傷者を出した。この間米大使館に火炎瓶が投げこまれた。

一方北ボルネオ義勇軍連盟(NBNVL)とフィリピン全国回教徒連盟(NIL)3000人はムルデカ作戦(1968.3表面化)の真相究明を叫んで平和的デモをした。

**▶比政府、ムーミィ事件で対米覚書**——イングレス外相代理は、駐比米大使を招き米兵ムーミイの軍裁無罪判決について次のようにフィリピン政府の立場を伝えた。

比政府はムーミイ無罪判決に失望した。これは大きな誤審である。彼をフィリピンの法廷に立たせる即時措置を要求する。同事件は軍事基地協定再交渉の緊急性を明らかにした。類似事件再発を避け、両国間の摩擦を除くためあらゆる協定の再交渉がきわめて必要となった。

**11日 ▶米側、比側の再審要求拒否**——バイロード米大使は10日付覚書で、軍裁に立ち会った比側法務省一役人が「公正で不偏」と語っていることをあげ、再審要求覚書を次の理由で拒否した。①米海軍側が同件に関する比政府の優先裁判権をみとめたのに対し、比政府が9月2日付で、米側軍裁に付することに反対しない旨回答した、②再審は一事不再理の原則からいって米政府に法的手段がない。しかし基地協定再交渉にはいつでも応ずる。

**▶カパス虐殺事件でダンテ声明**——フィリピン通信社(PNS)は8日のカパス虐殺事件についてのフク首領ダンテ司令官の声明を配給した。声明は、無実の民間人10人の虐殺を、連続2回の米大使館デモに対する官憲の弾圧と並べて非難し、「マルコス反動政権は都市でも農村でもテロルのキャンペーンで国を内戦におとしいれる一方、犠牲者自身と新人民軍にもっとも卑怯下劣な非難を重ねている。マルコスこそマタ国防相およびセルード警察軍第1管区司令官と共に謀してモンキーズ組織を企図し実行した張本人である」とのべている。

**12日 ▶カパス虐殺事件調査**——マルコス大統領は、エンリレ法相とメルチョール国防次官にカパス虐殺事件の現地調査を行なうこと、虐殺参加者を容赦しないこと、犠牲者家族と生存者に最大限の警察の保護を与えること、を指示した。両相は同日現地におもむき生存者から証言を聴取した。なお容疑者5人(警察軍通報者3、同兵士2)中3人が逮捕され、警察から国家検察局に引き渡された。

**▶マルコス、基地協定即時交渉を指示**——マルコス大統領はイングレス外相代理に対し、「日本、スペイン並みの権利を享受できるよう、『不平等点』を除去すべき基地協定交渉の即時再開を求める。米側の再交渉の用意ありとの立場に留意し、討議開始の便宜な日を決め、交渉代表団編成の準備作業をせよ」と指示した。なお大統領は翌日、この交渉要求は両国間の全現行協定の全面的検討の端緒にすぎない、と説明した。

**13日 ▶アンヘレスで米兵、比青年を射殺**——午前0時半頃アンヘレス市内で18歳になるフィリピン人が1米兵に射たれて重体。エンリレ法相は同市検察官に裁判権を主張して、フィリピン法廷に告発せよと指令した。15日に至って米側は犯人の空軍伍長ジョーダン(William Jordan、黒人)を逮捕、地元警察に引き渡し、比側は直ちに告発した。なお被害者は15日死亡した。

**14日 ▶上院法務委ムーミィ事件で聴聞会**——上院法務委員会は、米兵無罪判決問題で聴聞会を開始した。席上エンリレ法相は、6月の米国最高裁判決によると米軍兵士が非番中に犯した犯罪に対して軍裁には裁判権がないとのべ、またイングレス外相代理は、フィリピン側は裁判権を放棄していないとのべた。

**15日 ▶タルラク9村でフク反対宣言**——フク支配地域として知られるタルラク州 La Paz の次の9村の役員はフク反対を宣言した。タルラク警察軍は彼らに火器一式を供与し、同地域に常設のPC支隊を設置した。Caramotan, Poblacion, Sierra, Rizal, Motrico, Comillas, Dumaraids, Bantog, Caud—いずれもアシエンダ・ルイシタ内。

**▶CEPO、急進的土地改革法案を準備中**——下院経済計画部(CEPO)のヤップ(E. Yap)部長は来年1月の議会に提出する予定で、新土地改革法の準備を進めていると次のように述べた。

「新改革法は土地所有の社会化と農村地域における農民協同組合の結成を強調するものとなろう。新改革法の焦点は農村労働者を“社会化された”農村協同組合に組織することに向けられ、地主所有地の徹底的収用がその主要な特徴となろう。また、現行法の砂糖・ココナツのプランーションと家族内細分に対する適用免除は廃止さ

れよう。教会所有地に対する免税特権は廃止されよう。」

ラウエル下院議長は、CEPOが準備中の外為取引税実施とともにう歳入（推定年間2.5～3.0億ペソ）は土地改革計画に充当されることになると述べている。

▼パルプ不足で、ソ連からの輸入考慮——製紙業協会によるとパルプ価格は年初のショート・トン当たり133～135ドルから171ドルに上昇したため、Eastern Paper Mills社は外務省に対しソ連からのパルプ原料輸入許可を申請した。価格上昇はカナダ・米国が対比輸出を削減したためという。

17日 ▼マニラで教員スト始まる——マニラ公立学校教員組合1万2000人は、法律6053号で決められた基本給350ペソの実施とその他の諸給付を要求して職場放棄に突入した。マニラ市庁によると同法実施には年額1500万ペソを要する。なおこのストで96校が休校となった。

19日 ▼マルコス、FFF大会で約束——マニラで自由農民組合(FFF)の第16回大会が開かれ、全国の農民6000人が出席した。出席したマルコス大統領は演説の中で、①北ダバオ、東ダバオ、コタバト3州の森林跡地数千ヘクタールの開放、②カビテの10町の土地改革地区指定、③自作農場(ホームステッド)地券発行、の諸点で農民側の要求を承認した。また小農民の苦情をきき農地問題における政府のレッドテープを断つ「社会行動委員会」強化を約束した。

20日 ▼Dole社事件で検察側反論——Felix V.Makasiar首席検事はタニヤーダ上院議員のDole社事件訴訟に対し、清算委員会に代って最高裁に次のような覚書を提出した。

①本件は事実問題を含んでいるから、最高裁は権限を有せず、第1審裁に提訴さるべきだ。②タニヤーダ議員は、問題の協定の当事者でも、被害を受けることもない。③Dole社との取引は公共資金ないし財産の支出を伴わず、反対にNADECOは引き続き協定にもとづき数百万ペソを受け取っている。④清算委とNADECO間には売買ないし賃貸取引はない。NADECOは土地の所有権を維持している。入植者たちはDole社が610万ペソの現金を貸し付けたので、権利を放棄した。

24日 ▼米比、諸協定再交渉手続きで合意——ロムロ外相はバイロード米大使との会談で、米比間諸条約の再交渉につき、来年2月に事務レベルの会談、つづいて閣僚級の会談を行なうことを提案、同意を得た。議題範囲を、相互防衛条約、軍事基地協定、軍事援助協定、L-L協定にすることについては即答が得られなかった。

▼マカティ米軍支所など閉鎖——米陸軍省はこのほどフォート・リーベンワース(カンサス)司令部のマニラ

支所とマカティ米陸軍留保地本部のジェネラル・スタッフ・カレッジを予算削減のため閉鎖した。

25日 ▼労組員殺害に抗議デモ——約1000人のパンガシナン・バス会社(PANTRANCO)労組その他労働組合員、フィリピン大学学生、ラッセル平和財團、フィリピン青年自由同盟、自由農民組合、全国労働運動など青年団体は、去る9月29日タルラクで警察軍レンジャーによってPANTRANCO労組員1人が殺されたことを非難して大統領官邸にデモ行進した。

26日 ▼マルコス、N党の選挙政策表明——マルコス大統領はマニラ海外記者クラブで演説、次のように野党と対比して選挙にのぞむナショナリスト党の政策を明らかにした。

①N党は外人投資の無制限流入を許さない。②信用源資は輸入でなく生産にふり向ける。③社会改革に一層敏活に対処し、労働組合、学生団体と対話を行なう。④L党は国防を外国に依存し、米軍基地永続を主張するが、N党は自由で独立の外交政策と自力防衛の政策を守る。今後10～20年間外的侵略の危険はないが、自力防衛計画を準備している。⑤L党は現政府の実験的・個別の東欧貿易に反対している。N党は中共ソ連の限定された市民の入国を許す用意がある。⑥政府は米比間のあらゆる現行条約の再交渉を求める。

▼選挙委、警察軍司令官更迭を非公式打診——消息筋によると選挙委員会は、選挙前後の緊張を緩和させるため、このほど大統領府に対しラバル(Vicente R. Raval)警察軍司令官の解任を要請した。野党オスメニヤ候補は、同司令官が公正を欠き政治に立ち入っていることを非難し、解任を要求していた。

27日 ▼タルラク州、選挙委の管理下——選挙委員会は、緊張したタルラク州で自由な選挙を確保し、選挙民をフク団の脅威と警察軍の虐待行為から保護するため、同州を選挙委の管理下におき、一方警察軍が選挙運動を行なうことと警告した。29日にはマニラ警察の選挙干渉をやめさせるため、同警察を選挙委管理下においていた。なお28日現在、南イロコス、カビテ両州、イロイロ州第2区、南サンボアンガ州内2町、カガヤン州アパリ町で、選挙委管理を求められている。

29日 ▼マルコス、破防法廃止の意向表明——マルコス大統領は遊説先のトレド市で次のように語った。

①再選されれば、破防法(法律1700号)廃止を議会に要請する計画である。「暴力により政府の転覆をはからない限り、共産主義を信奉するいかなる組織も合法団体として承認する」政策宣言をすることが可能か、慎重に検討している段階である。②選挙後、服役中の共産党政治局事件被告を釈放する。

**30日** **▼NLRC、10州の土地改革地区指定勧告に同意**——国家土地改革審議庁(NLRC)は、次の10州を土地改革地区に指定するよう大統領に勧告することに同意した。①南サンボアンガ州、とくに Salong Valley, ②東ダバオ州、③西ミンドロ州、④東ミンドロ州、⑤セブ州、⑥南カマリネス州、⑦アルバイ州、⑧ソルソゴン州、⑨ケソン州、⑩ラグナ州第2区。ただし、①～③は間もなく、④～⑩は次期植付期前に指定宣言を予定している。追加10州の農民数は約150万。

**▼オスメニヤ、破防法廃止に反対**——野党のオスメニヤ候補は破防法廃止を示唆した前日のマルコス発言に次のように反論した。

マルコスはその政権下で共産圏渡航禁止の廃止、共産圏との貿易関係承認、中共との共存演説、在比米軍基地の限定要求、北京への3人の使者派遣、破防法廃止主張、などにより、わが国にある種の共産党独裁の環境を作り出した。私は共産主義組織を非合法化した破防法廃止のいかなる企てにも反対する。

**▼「社会正義・土地改革委」設置**——マルコス大統領は、「大統領府社会正義・農地改革調整委員会」を設置する行政命令182号に署名した。(9月30日の項参照)同委の構成はエストレーリャ(Conrado Estrella)農地庁長官を長とし、法務省、農業省、大統領府行政監察局、UP農学部、小農民委員会、公共事業省、フィリピン新聞協会、FMSJRの代表者。

**31日** **▼マニラ市公立学校2週間休校措置**——コルプス文相は、スト中のマニラ市教員が政府側とさらに時間をかけて要求について討議できるよう、11月3～14日の期間、マニラ市公立学校96校の授業停止を命令した。これはマニラ公立学校教員組合側が、11月17日に組合員を職場復帰させることと、11月11日の投票事務を果たすことを確約したのち出された。影響を受ける生徒数は24万5000人。文相はさきに投票事務のため11月10日、12両日のを全国公立、私立、職業学校の授業停止を命じている。一方約200人の公立高校生徒は、スト早期解決と教員側支持を表明して市庁前でデモを行なった。

## 11月

**1日** **▼ソ連紙、比ソ関係発展について**——イズベスチャ紙は「比ソ両国間の最近の文化・通商代表の往来は両国が隔離の壁を打ち破ることを可能にした」と述べた。

**7日** **▼FMSJRの連日ピケ終る**——去る9月11日來のFMSJRによるアグリフィナ・サークル連日ピケが58日目に終了、マルコス大統領が2000人の参加者を前に演説した。FMSJR側には、原8主要要求(はじめ48件、

のち70件に拡大)は実質的に政府に受け容れられたと成果を発表した。50件一承認、9件一交渉中、11件一訴訟か調査中。

**10日** **▼オスメニヤ候補の経済政策**——リベラル党のオスメニヤ大統領候補はTVインタビューで選出後の経済政策につき次の点を挙げた。①選択的為替管理、②失業問題解決のため外資導入奨励、③新税法制定でなく徴税を強化、④米作補助廃止と利益奨励、⑤いくつかの免税法廃止、⑥灌溉による食糧生産優先。

**11日** **▼マルコス再選、N党圧勝**——正副大統領、上院議員、下院議員選挙の投票が全国5万9983カ所の投票所で行なわれた。その結果正副大統領に現職のマルコス、ロペス両氏(いずれもN)が再選された。選挙委は大きな騒ぎなしに投票が行なわれたと発表したが、12日午前1時現在で全国で26人が政治暴力で殺された。(選挙結果の詳細は369頁参照)

**▼マルコス、次期政策について**——当選が確定になった時点でのマルコス大統領は記者会見で次のように再選後の優先計画を明らかにした。

①Philcagは間もなく引き揚げ、中部ルソンに再配置する。②フク対策としてはこの他土地改革計画を強化する。フクに平和な市民として更生の機会を与える。③サバ問題解決を急ぎ、アジア・フォーラム構想を推進する。

**12日** **▼マルコス再選にソ連の反響**——タス通信は、フィリピンの今次選挙の結果につき、次のように論評した。

今次選挙は広い大衆の間により自立的な外交政策と米国からの従属離脱への要求が著しく強まった結果、きわめて激烈であった。マルコスは明らかに近来のこの政治情勢を相手側よりよくつかみ、米比基地協定改訂など大胆な自立政策を打ち出した。選挙民は常識の側に投じたのである。

**14日** **▼外交審議会、ベトナム撤兵と米比交渉勧告**——外交政策審議会が開かれ、マルコス大統領に、Philcagの年内撤兵と米比間通商協定と基地協定再交渉を勧告した。その結果、次の措置が発表された。

①外相はベトナム参戦諸国に撤兵決定を通告した。  
②米比交渉代表団2チームが編成された。团长ロムロ外相、軍事基地交渉副团长ペラエス(Emmanuel Pelaez)上院議員、通商関係交渉副团长ヴィラータ(Cesar Virata)BOI委員長など9名。他に代表団顧問としてガルシア、マカバガル両元大統領。両協定交渉は来年2月開始予定。

**▼マクタン基地使用中止と要員削減発表**——在比米第13空軍は、ベトナム補給援助基地マクタン空軍基地使用

中止と在比米空軍要員10%削減を年末までに行なうと発表した。これは去る8月レアード米国防長官発表の全世界的な国防支出削減計画の一環で、対象者は米軍民約1700人、比従業員727人。

16日 ▶L/C開設を更に15%削減——銀行協会は商銀の輸入信用状開設高を現行の68年10月10日～69年3月31日の月平均開設高実績の70%から更に15%削減し55%とする旨決議、各行に同日以降実施するよう通知した。

17日 ▶フク襲撃で7人死亡——パンパンガ州 Porac の町部と Pangkati 村を、3台のジープに乗った多数の重武装フク団が襲い、乱射のため死者7人、負傷者16人を出した。

▶蔵相、経済政策について——①輸出国と輸入信用供与交渉を行なう、②外国企業に対し資本・利益送金によるドル流出を削減し、利益を再投資するよう引き続き道義的説得を行なう、③外国人の国内信用利用削減措置はとらない、④収入の有無にかかわらず在外比人の外国資産に課税する法案を議会に提出する計画である、⑤新規プロジェクトを開始する意図はない。

18日 ▶駐比大使にト部氏——日本政府は、ト部敏男駐ハンガリー大使を駐比大使に転出させることを決めた(12月5日着任)。

19日 ▶CEPO 経済法案発表——CEPOは大統領府、上院と協議して起草した両院合同決議第2号実施法案15を公開討議のため公表した。これには以下の2法案が含まれる。①外為購入税法案——購入外貨ペソ価額の12%の手数料を課す。製造品輸出の稼得外貨に優遇レートを適用する(公定より25%高)。②ぜいたく品、非必需品輸入禁止法案。

▶世銀との日比道路借款交渉——アキノ道路局長を团长とする対世銀交渉団は日比道路建設資金(総額4億ペソ、全長2131km)の一部1800万ドル借款交渉のためワシントンに出発した。なお新設道路93km、既存道路の改修等1400km。

19日 ▶「ベトナム派遣費」で比側声明——米上院外交委フルブライト委員長が前日、同委分科委(サイミントン委員長)の「米政府がPhilcagに対し、海外勤務手当と装備の形で4500万ドルの“雇い料”を支払った」という秘密聴問会証言録を公表したことに対し、比大統領府は要旨次の声明を出した。

フィリピンはPhilcagまたはその兵員をまかぬいかなる種類の報酬・支払も、また派遣を考慮したいかなる譲渡物も受け取っていない。1965年当時の政権が受取りに同意した米国からの資金供与はPhilcag派遣以前であり、用途も国防・情報であって派兵とは関係ない。Philcagはもっぱらまた直接的に比政府がまかぬ

っている。フィリピンが米比軍事援助協定で装備を供与されているのは既定事実である。現在使用中のフィリピンのものでない装備は南ベトナム政府から割当てられたもので、引揚時に返還される。

19日 ▶参謀長、ベトナム派遣費明細を発表——ベトナム派遣費問題に関連し、ヤン国軍参謀長は次のように派遣費明細を発表した。

①1400人のPhilcagの給料や手当として米政府からは1ドルも支払われていない。②(イ)1967年度承認支出3500万ペソは68年3月末までに支出、(ウ)それ以降69年6月末までは国軍貯蓄1700万ペソで維持、(エ)今年7月承認支出600万ペソは来年1月までに支出見込み。

19日 ▶米海軍の主力は日本から比国へ——ハイランド米太平洋艦隊司令官は海軍予算削減の方向につき次のように言明した。

中国の軍事力強化、英國の極東撤退に伴ない、米国の極東における軍事介入の焦点は日本からフィリピンに移されるものとみている。責任ある指導力と行政のよさからして、われわれはフィリピンに基地を維持すべきだと信じている。

▶不正選挙に抗議して学生スト——フィリピン大学学生9000人は、今次選挙における「大規模の不正手段、買収、テロリズム」に抗議して授業放棄した。なお去る15日には「不正とテロ」の選挙に抗議するデモが野党側によって、その対抗デモが与党側によって行なわれた。

20日 ▶マルコス、内閣改造はしない——マルコス大統領は、政権第2期に入ても空席補充以外に内閣改造の必要はないと言明した。またフク対策として、Philcag配置、選択的特赦のほか、民間志願者による非武装郷土防衛隊を組織して軍が訓練するという国軍提案実施を示唆した。

23日 ▶ベトナム撤兵は12月20日まで——カレオン(Ceferino Carreon)Philcag司令官は、1350名のPhilcag引揚げは12月20日までに実施すると言明した。65人の医療隊は現地にとどまる。なお1966年出兵以来の損失は、死9、傷59人で、いずれも地雷、爆撃、砲撃によるもの。

▶「モンキーズ」解散と村自衛隊設置——タナベ警察軍第一管区司令官は次のように言明した。①中部ルソンの警察軍准軍事組織(俗称「モンキーズ」)を解散し、村落自衛隊で置き換える。自衛隊は中部ルソンのフク地域各バリオにおき民間人10人からなり、5人のPC分遣隊が指揮する。これに火器を供与しPCが管理する。②准軍事組織へ供与した火器回収を命じた。すでに200以上を没収、未回収は約125である。

24日 ▶中銀、旅行外貨規制と外貨集中を強化(377頁参照)

▼選挙委、PCの選挙干渉に即時軍裁要求——フェレル (Jaime N. Ferrer) 選挙委員長はヤン国軍参謀長とラバル警察軍司令官に書簡を送り、バタネス、カガヤン、マリンズケ、南アグサン、西ネグロス諸州における警察軍特殊部隊と犯罪調査部 (CIS) 職員の選挙干渉と伝えられるテロに対し即時軍事裁判にかけるよう要求した。

25日 ▼下院特別委、「派遣費」につき聴問——下院米比関係再検討特別委 (ロセス委員長) は Philcag 派遣費問題で聴問会を開き、カレオン Philcag 司令官が次のように証言した。①Philcag 将兵は米国から報酬を1セントも受け取っていない。②米国への Philcag への援助総額は装備および部品として1900万ドルで、これは撤退時に返される。③Philcag 派遣支出は6165.4万ペソで、うち3500万ペソは議会承認支出、その他は国軍貯蓄である。

25日 ▼10年内伐採停止を検討——大統領は森林伐採権所有者に対し、現状のまま伐採を続けた場合10年以内に森林は枯渇し、土壌流出の恐れがあるため、伐採を漸減し、10年内に伐採を停止し、資本を鉱業に振り向けるとの提案を検討するよう求めた。

26日 ▼大統領、外貨規制強化を表明——大統領は記者会見で、次のように述べた。①過剰産業部門の資本財輸入を規制する。新優先順位リストは官民両部門について準備中、②過剰部門に対する政府金融機関および民間商銀の貸出規制、③優先部門にのみ外貨使用を認める。優先リストは BOI が準備中、④中銀輸入規制規則違反者の取締り、⑤経済活動維持に十分な財の供給を確認するため輸入品の詳細なリストを作成し、開設信用状と在庫品を照合、チェックする、⑥政府は過剰支出を行なってきたが、支出削減のため必要な一切の規制措置を採用する、⑦タバコ助成金の廃止。

#### ▼輸入制限強化、全輸入に L/C 要件 (377頁参照)

28日 ▼大統領、カララン中央銀行総裁の辞表を受理

▼「派遣費」問題で国防相証言——再開された下院米比関係再検討特別委でマタ国防相は次の証言をした。

マタ＝ウェストモーランド協定により、Philcag 兵員に対して米政府から現金の報酬は与えられていない。ただ装備、衣服、食料配給、その他部品は提供されている。わが軍はわが政府によりまかねられており、米国援助なしでも活動できる。

29日 ▼大統領、全政府金融機関の貸出停止を命令——①新たな貸付優先順位体系が作成されるまで、政府金融機関の貸出一時停止。②PNB、DBP の国内顧客に対する対外債務カバー保障とりきめの一時停止。またロムアルデス蔵相は大統領の政府対外債務ポジション改善指示を受け、貿易その他信用、借款交渉のためワシントンに出発した。

▼国軍機構改革計画発表——マタ国防相は国防省30周年に当って、次のような国軍機構改革計画を発表した。これはマルコス大統領の意向に沿ったものであり、明年1月1日から実施される。

①4軍管区制を改め、師団・旅団編成とする。②退役年令を超えた16人の将軍中少なくとも11人の退役による若返り。③外国軍事援助依存を少なくし、国内軍需産業創設を容易にする。④20歳の青年の全面的組織、動員、訓練による国土自衛計画。任務は軍事および社会経済開発計画。

30日 ▼マリベレス自由港宣言——大統領はバタアン州マリベレスの682ヘクタールを自由貿易港に、Liway, Lawao の388ヘクタールを工業地に指定する宣言を出した。

▼KM 第2回全国大会——愛国青年団 (KM) 第2回全国大会が開かれ代表400人が参加した。主要決議——①国家ファシズムの強化非難、②フィリピンにおける日本帝国主義復活の暴露、③偽ナショナリズム団体の攻撃、④きたるべき全国憲法会議の不毛性。

## 12月

1日 ▼ベトナム撤兵開始——Philcag 第1陣50人は空路ベトナムからマニラに帰着。

2日 ▼マレーシアとの復交措置指令——マルコス大統領はロムロ外相に対し、ブスエゴ (Romeo S. Busuego) 駐マレーシア大使を任地クラランプールに派遣して、両国国交回復についてマレーシア政府の意向を打診するよう命じた。外交政策審議会はすでにこの措置を支持している。

#### 4日 ▼学生の外貨使用規制

5日 ▼新学生憲章承認——マルコス大統領は要旨次のような学生の権利・義務を規定した「学生のためのマグナ・カルタ」を承認、即日発効した。旧憲章は、2月15日当時の学園紛争鎮静の目的で出されたが学生側からは改訂要求が出されていた。

学生の権利。①自由な学生自治会を組織する権利、②カリキュラム、学生規則、授業料・寄付金などに関するその教育機関の政策決定機関に代表を送る権利、③法律・良俗・学則の範囲内で検閲なしに学生管理で定期刊行物を発行する権利。

義務。①適法に組織された自治会や自發的に加わった組織の課す義務を果たす責任、②校規、学内秩序、学内活動に関する政策、規則を承認し守る義務、③刊行物で国法、学則、ジャーナリズム倫理を遵守する義務。

▼ベトナム現地調査団、「傭兵の証拠なし」——下院特別委 Philcag 問題調査団 (ナバロ、アブラン両議員) は

ベトナムから帰国して次のように語った。

①Philcag の兵士が傭兵になったことを示す何の証拠もない。②Philcag 引揚げは南ベトナム援助約束の廃棄ではない。援助は能力と限界の範囲で行なう。軍医、看護婦、歯科医からなるフィリピン分遣隊 (Philcon、予算100万ペソ) が居残ってフィルカグ派兵以前の地位にもどることになろう。

**6日 ▶ 蔵相、対米1億ドル借款申し入れ否定——ロムアルデス蔵相はワシントンで次のように述べた。**

①フィリピンは破産寸前ではない、②(フィリピンが米国に在比米軍基地の1970年分支出1億ドル前払の申し入れを決定したとのニューヨーク・タイムズの記事を否定) 米国は基地の借地料を1セントも払っていない、③渡米目的は借款の繰延べである、④世銀は比国経済の連続成長を保証するため対比協議チーム派遣に原則として合意した、⑤IMF は比国財政ポジション強化計画を引き続き協議・評価することに合意した。

**▶ マルコス、家族計画プログラム承認——マルコス大統領は人口増加問題を審議してきた大統領府委員会(2月19日設置、委員長コルプス文相)の作成した家族計画プログラムを承認した。これは教育的、説得的方法で出生率を減少させるというもので、堕胎、不妊手術に反対するが、経口避妊薬使用は良心の問題としている。**

**7日 ▶ 郷土防衛隊へ火器支給開始——パンパンガ州で警察軍からバリオ(村落)郷土防衛隊への各種火器供与が開始された。警察軍5人の分隊が各バリオ10人の住民に火器操作を訓練し、火器は夜間防衛隊員に与え、昼間は分隊に預けるというもの。タナベ警察軍第1管区司令官の命令(3日)によると、タルラク、パンパンガ両州で供与される各種火器は2千丁。**

**▶ 大統領、71年度予算10%削減を命令——大統領は各省に対し71年度経常支出予算の一率10%削減を命じた。先には今年度の経常支出2億ペソ削減を命じている。**

**8日 ▶ PCI、完全管理主張——ロザリオ(M. del Rosario) PCI 理事(元会頭)は現在の規制の下では業界は長期計画を策定できないとして、外貨危機には即時完全為替、輸入管理が必要と主張した。**

**▶ 私立学校局長回状を撤回——コルプス文相は、新学生憲章承認に伴い不必要になったとして10月2日付の「不必要的学生デモを防ぐ」私立学校局長回状の撤回を命じた。同回状については、全比学生同盟(NUSP)、フィリピン青年改革運動などが反対運動を行なっていた。**

**▶ 全公共事業の停止命令——Sy-Chaugco 予算委員長は資金不足のため公共事業省の全公共事業プロジェクトの一時停止を命じた。**

**12日 ▶ 米商銀、借款繰延べに合意——滞米中のロム**

アルデス蔵相はマルコス大統領に次のように伝えてきた。①米商銀借款團は総額1.9億ドルの短期借款返済および利子払いを1970年6月まで延長することに原則的に合意、②同借款團は比國の金保有の自由使用に原則として合意、③米連銀その他ソースから5000万ドルまで比中銀の運転資金入手可能、④世銀協議團が貿易の動員と経済開発計画検討・援助のため組織される、⑤IMF は比国の安定化計画評価と追加支持供与検討のため来年1月中旬に協議を開始する予定。

**13日 ▶ CCP 選択的管理支特——CCP は加盟各社に国際収支問題の解決策についてアンケートを送付したが、これまで回答のあった200社のうち①輸入・為替管理支持49.5%、いかなる管理にも反対29.5%、為替管理のみ支持19.7%②代案として外為取引税なし手数料制支持50.8%、手数料に反対40.9%、未定8.2%であった。**

**14日 ▶ 政府輸出促進政策採択——大統領は財政・經濟顧問と協議後次のように述べた。①輸出金融の再割引率を現行10%から5.75%に引き下げるとの勧告を承認、②政府金融機関に対し輸入代替・輸出産業に対する貸付優先を指示、③BOI登録企業にドル割当を優先する、④都市集中の流通通貨を農村に分散させる研究を指示した。**

また政府として上記①を含む次の輸出促進3点政策を採択した。①輸出金融奨励のため商銀に輸出手形売上金の一部留保を認める、②輸出企業に対し自社輸入用に68年水準を越える輸出の25%の外為留保を認める。

**16日 マレーシアとの国交回復発表——マレーシアのラーマン首相兼外相は東南アジア諸国連合(ASEAN)第3回外相会議開会式の席上、「マレーシアとフィリピンはそれぞれの大使任命をもって外交関係を正常化する」と発表した。一方ロムロ外相は、「国交再開のとりきめに達するためサバ紛争は当面除外し、ひきつづき取り上げる」とのべた。両国の正常化交渉は15日ロムロ外相とラーマン首相、ラザク副首相との間で行なわれた。**

**18日 ▶ ロムロ、対マレーシア復交について——クアランブルから帰着した外相は次のように言明した。**

①クアランブルではフィリピンのサバ要求については何も討議しなかった。マレーシアとの国交回復とりきめは何の前提条件もない。②ASEAN外相会議では、フィリピンの東南アジア開発評議会設置と「アジア・フォーラム」設置の両提案はいずれも歓迎された。

**20日 ▶ ベトナム撤兵完了——ベトナムを引き揚げたPhilcag 約1200名は海路マニラに帰着した。このうち建設・工兵隊は半月の休暇後タルラク、パンパンガ両州に展開する。**

**▶ 欧米日銀行、対比借款團結成か——マルコス大統領はロムアルデス蔵相の帰国報告を受けた後テレビ・イン**

タビューで次のように述べた。

①対比安定化借款および貿易信用供与のため米・欧・日本の民間銀行が各々借款團を結成することになった。借款團の借款供与は米商銀からの満期到来短期借款1.9億ドルの5ヵ年繰延べとは別である。②上記3借款團の援助でIMFの第3次トランシェを引き出す必要はなくなろう。たとえ第3次トランシェを引き出してもかならずしもペソを切り下げねばならないことを意味しない。③米連銀もこのほど比国在米金準備を担保から外した。これにより比国は米連銀から5000万ドル引き出せる。④DBP、PNB供与の未利用の資本財輸入外貨保証の一時停止を指示した。

21日 ▶ハンガリー貿易使節団にビザ発給——外務省はこのほど5人のハンガリー貿易・友好使節団の1月来比を認めた。同使節団のビザ申請は数カ月間未決となっていたが、選挙後に認められたもの。

22日 ▶株式の裁定取引規制(377頁参照)

▶輸出手形公定歩合2%引下げ(377頁参照)

23日 ▶プラウダ記者フィリピン打診——フィリピン・ヘラルド紙が大統領府筋の話として伝えたところによると、ソ連はフィリピンと外交関係を樹立するため、マニラを訪問したプラウダ紙のアジア・アフリカ・オーストラリア部長イゴール・ベリヤーエフ記者を通じて交渉をはじめた。

一方24日のワシントン・イブニング・スター紙は同記者が「訪比目的は、アジア集団安保体制提案につきフィリピンを打診することにある」と語ったと伝えた。

24日 ▶PC特殊部隊廃止を表明——マタ国防相は、「警察軍(PC)特殊部隊は方針として明年廃止する。同部隊はもとPCレンジャーから生まれたものと思われるが、PCがなぜ設置したか知らないし、設置のいかなる命令も閑知しない。」と声明した。

一方ヤン国軍参謀長はこれにつき、「同部隊は7年前軍情報部が設置したものである。警察軍は1967年に同部隊1中隊の設置を軍首脳部に要請した。しかし何故以後5中隊に拡大されたか知らない」とのべた。

26日 ▶上院法務委、基地協定再交渉について勧告——ムーミィ事件を調査中であった上院法務委は上院に対し、次のような交渉方針のもとに米比軍事基地協定即時交渉を求める決議をすることを勧告した。

①基地内外を問わず国内での一切の米国軍民の犯罪に対してフィリピンだけが裁判権をもつ、②逮捕、捜査、手続きのためフィリピン当局が自由に米軍基地に入る権利、③裁判中は比側が拘留する、④再交渉中はメンデス・ブレア協定(1965)が遵守される。

27日 ▶ラウレル議員、派遣費の米国負担確認——最近帰国したラウレル(Salvador H. Laurel)上院議員は上院議員への公式報告で、いわゆる「サイミントン報告」に関する、「フィリピン政府のように米比軍事援助条約の一部分とするか、米側のようにベトナム戦争協力費とするか、いずれにせよフィリピンはPhilcag維持のため米国から給付を受けている」とのべ、次のように内訳を明らかにした。

①重装備の購入・運転・維持費および将兵の海外手当として総額3600万ドル、②食糧・部品・石油製品・弾薬・装備維持費、③輸送費、④在ベトナム各種米国施設の利用、⑤安全保障費——Philcag護衛のための護衛1大隊および野砲1中隊、⑥医療要員。

29日 ▶ラウレル兄弟、国防相に反論——ラウレル上院議員は、同議員の報告に対する前日のマタ国防相の反論に再反論し「フィルカグに関して秘密の米比とりきめを行ない、この3年間国民を無知におとしいれていた者こそ国民を侮辱した」とのべた。一方同議員の兄ラウエル(Jose B. Laurel)下院議長は、「われわれは偽善的である必要はない。米国は体面を守るためにわれわれを求め、貧しいわれわれは代りに援助を求めていたのである」と言明した。

▶アグニュー副大統領に反米デモ——愛国青年団など約600人の青年学生のデモ隊は夜、当日到着したアグニュー副大統領に対し米大使館前デモ行進を行ない、火炎瓶4発、爆竹などを投げた。これに対して警官隊は警棒と催涙ガスでデモ隊を押し返した。

30日 ▶マルコス大統領正式就任——マルコス大統領とロペス副大統領は、リサール公園で行なわれた就任式で正式に再任した。主な外国人参列者——アグニュー副大統領(米)、岸信介元首相(日)、丁一権首相(韓)、ジョハリ商工相(マレーシア)、マリク外相(インドネシア)、ラボ外相(スペイン)。

▶新人民軍幹部逮捕——警察軍はタルラク州La PazのCaut村でフク軍事組織新人民軍の第5位の幹部Amado Mariano(別名Mado司令官およびAndon)ほか隊員6人を逮捕した。訊問の結果マニラ地区の大学教授3人と2青年組織が運動に関係していることが明らかにされたという。

31日 ▶マルコス・アグニュー会談——訪比中のアグニュー副大統領はマルコス大統領と会談、米国が条約上の約束を守ることを確約した。また会談では近く行なわれる、両国軍事経済諸とりきめの再交渉を円滑にする諸問題に触れた。

## 参考資料

1. ロムロ外相就任演説
2. フィリピンの対外政策（マルコス大統領記者会見）
3. 1969年選挙関係資料
4. 経済開発と社会正義達成のための基本政策に関する決議（両院合同決議第2号）
5. 土地改革指定地区一覧
6. 中央銀行の主な金融措置（要旨）

### 1. ロムロ外相就任演説（1969・1・2）

*Manila Daily Bulletin, Manila Times* 両紙  
1月3日号記事から作成した要旨。

(1) 米、英、オーストラリアを含む友好・同盟諸国との関係はひきづき友好的であろう。しかしアジアの自由な主権国家として、フィリピンはこれら諸国の利益が自国の利益と一致しない場合は、彼らの利益を弁護することはない。われわれはどんな時でもフィリピンの利益にだけ照らして決定を下すであろう。

(2) 世界が急速に発展した結果かつて、1950年代初頭ですら、神聖と見なされていたいくつかの行動コース、例えば力の均衡は変容を受け、かつて受け容れられていた基礎条件を、時代おくれなものにした。わが国は単に事件に反応するのではなく、イニシアチブをとることによって小国的思考から脱却すべきである。

(3) フィリピンは一般的政策の問題として、一国あるいは数カ国グループに経済的、政治的、文化的に過度に依存しないよう努めている。この中には米国、日本および世界の先進国、強国のいずれも含まれる。同時にこのことはフィリピンとの関係を求める、危害を加えず、われわれの自由をすすんで守り、われわれの主権を尊重するいかなる国との関係をも拒否するものではない。

(4) 他国との条約、協定特に比米間の軍事基地および軍事援助の諸とりきめは批判的に吟味され厳密に検討されよう。軍事基地、軍事援助計画および相互防衛のとりきめが変化しつつある要求に直面し硬直したことがわかり、一国あるいは地域防衛とりきめへの過度の依存が国益に反して作用している場合、ないし援助が政治的な動機で行なわれ、われわれに対する武器として使われていることが明らかな場合、それらの存続を正当化することはますます困難となろう。その場合これらのとりきめの期限を短縮するか、あるいは失効によって必要となる調整ができ次第速かに破棄することが必要なことがわかるかもしれない。

(5) われわれがアジア人としての尊厳と自信をもつ

てはじめるべきなら、またわれわれの友人、協力者となる者に対し友好と開放の、自由で独立したコースをたどるべきであるなら、社会主义諸国、ことにソ連および中華人民共和国との関係に対するわれわれの態度はどうあるべきか。論理的な答は、もちろん肯定的である。個々のケースがまぎれもなくわれわれの国益に資する限り、一般原則に対し例外はあるべきでない。中国を含む社会主义国との将来の関係はアジア諸国との連帯強化政策の範囲内で直面しなければならない問題である。彼らが周囲のことなった社会・政治体制の国ぐにに対する友好と相互尊敬の政策を約束する限り、社会主义諸国との関係を開くことはありうる。しかし多くは中華人民共和国の態度自体にかかっている。さらに研究を要するソ連を一時別にするなら、東欧社会主义諸国と関係を開くことは何の疑問もないはずである。

(6) サバ領土をめぐるマレーシアとの紛争は善意と想像力をもってあたれば解決できよう。サバ要求を放棄せよとのマレーシアの要求を黙認することなく、抑制と尊敬をもって要求を追求する。

### 2. フィリピンの対外政策

フィリピンの最近の外交的立場について、*U. S. News & World Report* 誌の K. M. Chrysler 記者が行なったマルコス大統領との会見記事。同誌1969年3月31日号から要約。なお小見出しあは編者が付した。

#### (1) アジアの安全保障と米国、米軍事基地

① アジアの自衛力と米軍：ベトナム戦が終結し米軍が帰国した場合、アジアに自衛の能力はない。アジアのどの一国といえども、単独でも集団でも中共の軍事力に対抗しうる国はない。アジア全域に対する米国の防衛の「カサ」は依然として必要である。

② 米軍撤退の可能性：米国は、今ただちに、また完全に、アジアから引き揚げることはないとと思う。米国の国民も指導者もそこまですることは望んでいない。ただし、選挙結果、世論調査など通例の指標から察するに、

米国内にはアジアでの軍事駐留を減らすべきだという感情があるようだ。これがどんなかたちをとるかは米国指導部ごとに新大統領が決定すべきことだ。

③ 在比米軍基地：フィリピンは、米国が今すぐ、在比米軍基地を放棄することは欲しない。ただわれわれは基地協定を改訂することを望む。(両国間の)摩擦物を除き防衛上の協力をより有効なものにするために、たえず同協定の評価を行なうことが必要だ。(1966年の協定改訂による借用期限の短縮、2万5千ヘクタールの土地返還、対空警戒システムにおけるような米比軍の協同、など前進の例を挙げる。)

現在、土地の追加返還、基地における裁判管轄権について問題がある。このようにたえず評価をすることは、米国に対する気短かな報復ではない。

④ 在比米軍事支出：在比基地による米軍事支出は年間約1億5千万ドルであり、外貨準備を増加させ、国際収支を改善させる点でフィリピンにとってきわめて重要である。万一米軍支出が突然停止したら、国際収支にどんな混乱をもたらすか明らかだ。一方われわれはこのほど完成したドル送金計画により、太平洋、東南アジア地域のフィリピン人労務者は今や、国内の家族にフィリピン国立銀行(PNB)を通してドル送金できる。

### (2) アジアの地域的軍事・経済協力

① 地域的軍事協力：アジアにおける地域的軍事同盟が防衛義務を負担することに、いつかはなるであろう。アジア諸国が、経済開発ばかりでなく軍事的安全のために資源をプールしなければならないことはたしかだ。ただしそのような地域防衛計画は現在の危険、あるいはここ5年、10年間に突発する危険に対処するにはなお不十分であろう。

② 経済協力：経済協力はスタートをきったところだ。(農業研究センターをフィリピンに、海洋研究センターをタイに地、域教育機構をシンガポールに設置を決定した例をあげる)ただしわれわれはこの部門で思ったほど前進していない。ペースを早める必要がある。

### (3) ベトナム戦争、中共・ソ連との関係

① 米国のベトナム介入：米国のベトナム介入があまりとは思わない。おそらく米国の軍事力行使は必要なことに対して控え目だったのであろうが、ここで判断はつしみたい。米国が同盟国を守るという約束に従って行動したこととはたしかで、このことは全アジアと世界に感銘を与えた。

② 中共の脅威：中共は実際に危険な存在である。指導者たちが、戦争を必要な外交政策の手段と呼号し、いわゆる民族解放戦争の名のもとに敵対行為を輸出してきたからである。彼らは破壊活動を煽り、アジアにおける

北京のヘゲモニーを夢みている。

③ 社会主義圏との関係：中共との通商・外交関係樹立を今すぐすることはない。共産諸国との関係に関するフィリピンの新しい立場は、特定東欧諸国との間で、実験的な、国対国の、ケースバイケースの通商をするということで、中共・ソ連はふくまない。

④ ソ連のインド洋進出：政府はソ連のインド洋進出という明らかな政策変更について真剣に検討中である。いくつかのことが考えられる——アジアを制するものが世界を制するという理論にもとづき、自身をアジア国家として立ち立てるとしているのか、あるいはもっと迂回的・間接的に中共との妥協のためか——ただし単なる推測だけである。

### (4) フィリピンにおける共産主義活動と米軍事援助

① 国内共産勢力の脅威：フィリピンにおける共産主義は重大な脅威ではないが、将来そのように発展しうる。それは現在国内的なものであるが、外国、ことに北京から鼓舞されている徴候がある。中共はタガログ語でフィリピン向け定期放送を行なっている。

② フク団の情勢：フク団はこれまでのところ人心をつかんでいない。彼らは大部分無法者、匪賊にすぎない。若干のフク指導者は、イデオロギー的な共産主義者である。われわれは現在、フクの運動を生み出す原因である社会経済的病弊を除去する仕事をしている。

③ 共産党组织の現状：民主政権の転覆をめざすどの組織に対しても警戒はしているが、共産党组织が現在重大な脅威であるとは思わない。たとえばマニラに政治局を組織する努力はこれまでのところ成功していない。ただ潜在的な危険はある。

④ 米国の軍事援助：アメリカ国民の大部分はフィリピンが共産主義者の手に落ることは好まないと信する。50年代にはわれわれは米軍の助けを借りないで自力で鎮圧した。ただし米国の武器、装備、訓練は必要だった。

共産主義者反乱の再発は常に可能である——ベトナム同様外部の支持を得て。したがって今はそのような万一の場合に備えるべき時である。

しかし米国の軍事援助はこれまできわめて限られたものだった。米国がベトナムにかかりきっていることはわかるが、フィリピンをもっと助力することは十分できると思う。現在の軍事援助のレベルは、質的にも量的にも不十分である。われわれは貴重な外貨を使って武器弾薬工場を作る必要が生じている。米国との防衛協力体制下で、フィリピンがそのような重荷を負わさるべきではない。

### (5) 対米関係全般

① 一般的、経済的対米関係：国内のある者は対米関

係全般に不満である。ナショナリズムは反米を意味しないが、米国がフィリピンから追い出されることを望む者は、数的に増大していないとはいえる、発言は明確化してきている。

軍事援助以外の問題として、米国がわが国で特別な権利を使用しておりながら、われわれが米国内で享受する特別待遇を常に最小にしようとしている事実がある。たとえば今われわれは、アメリカはわが国を経済的に援助したくないのだと感じている。(米国のアバカ軍事備蓄の突然の放出が与えた打撃の例)

② 米国の対比特恵：砂糖の場合、米国がフィリピン砂糖輸出の全量を世界価格の3倍の価格で買っていることは事実である。しかしフィリピンの全識者は、対比砂糖割当は、米国が十分な供給を確保し、在比投資を保護し、国内生産者のために糖価を維持する点で米国の利益になるからではないか、と思っている。米国は、自国の事業権益が影響を受ける場合にはいつもよろこんで援助をする。われわれが過度に敏感なのかもしれないが、われわれはときどき絶望的になることがある。

③ L-L 協定改訂問題と特恵：米国との特恵貿易のすべてが、L-L 協定失効の1974年に、そうしないと同じ待遇をどの国にも与えなければならないという論拠で、終結するという通告を受けているが、これは不公正である。というのは、われわれは米国に、軍事基地の保有のような特別の権利を与えているからだ。

われわれは新しい貿易特恵を求めない、ただ現存する特恵はわが国が経済的に強國になるまで継続させたい。このままだと生存がむずかしい。貴国が特恵を除くなら、それはわが国の経済に死を宣しているのである。

われわれが、自国の幼稚な産業を保護することなどで、過度に自国の立場を主張する場合もあるが、われわれは独立国としてふるまおうとしているのである。米国が、われわれがきわめて生きにくい世界で生きながらえようと努力していることを理解ねがいたい。

④ 対比米国投資：フィリピンが米国投資を必要としていることは全くその通りである。われわれは米国の資本、技能者、ノウハウ、能力の導入を奨励している。どの国でも自国の資本だけでは開発されなかった。もしわれわれがきてほしい資本があるとすれば、それは米国資本である。

#### (6) アジアの将来と日本の役割

① アジアの将来性：アジアが総じて、将来世界の中でより重要な部分となることはうたがいない。アジアは軍事上ののみならず貿易上開発上の面で(国際的)競争の決定的要素になるといえる。われわれは自身の天然資源を利用はじめました、こんにちまで未開発だったアジア

市場は、われわれが繁栄するにつれ拡大していくことである。

② 日本の軍事的、経済的役割：日本はアジアにおける米国の責任を分けもつと思うが(そっくり)受けつぐことはない。アジアに集合する諸勢力のどれかと独力で対抗できることはしばらくおいても、日本が自衛できるには東京により大胆なリーダーシップが形成される必要があろう。私は日本が現在米国が負っている軍事的責任を独力で引き受けるとは予想しない。日本の役割はアジアでもっとも高度な工業国家として主として経済的なものであろう。しかし日本は現在のところ自己の経済的発展に満足しているだけだ。日本はわれわれの原料をかき集めるだけで、われわれが工業的に発展するのを援助しようという努力をあまりしない。

### 3. 1969年選挙関係資料

#### ① 登録有権者数、投票者数、投票率

	人口 (千人)	登録有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)
1961年	28,813 <sup>(1)</sup>	8,483,568 <sup>(3)</sup>	6,738,805 <sup>(3)</sup>	79.4
1963年 (中間選挙)	30,241 <sup>(1)</sup>	9,691,621 <sup>(3)</sup>	7,712,019 <sup>(3)</sup>	79.6
1965年	32,345 <sup>(1)</sup>	9,962,345 <sup>(4)</sup>	7,610,051 <sup>(4)</sup>	76.4
1967年 (中間選挙)	34,656 <sup>(1)</sup>	9,744,646 <sup>(5)</sup>	7,957,019 <sup>(5)</sup>	82.1
1969年	36,839 <sup>(2)</sup>	10,439,026 <sup>(6)</sup>	8,092,052 <sup>(6)</sup>	77.5

(出所) (1) Bureau of Census & Statistics 発表の各年央(6月30日現在)推計

(2) 同1969年3月31日現在推計

(3) Yearbook of Phil. Statistics, 1966.

(4) Journal of Phil. Statistics, 19(2), 1968.

(5) Economic Monitor, Nov. 3, 1969.

(6) Manila Times, Dec. 10, 1969.

#### ② 1969年正副大統領選挙個人別得票数

大統領	Ferdinand Marcos (N)	5,017,343
	Sergio Osmeña (L)	3,043,122
副大統領	Fernando Lopez (N)	5,001,737
	Genaro F. Magsaysay (L)	2,968,526

(出所) Manila Times, Dec. 19, 1969.

(注) 数字は議会上下両院合同投票点検委員会が両院合同会議に提出した正式開票結果。

#### ③ 1969年上院議員選挙個人別得票数

1. Arturo M. Tolentino (N) (当選) 4,823,571
2. Gil J. Puyat (N) (〃) 4,606,170
3. Jose W. Diokno (N) (〃) 4,562,743
4. Lorenzo M. Sumulong (N) (〃) 4,201,278
5. Ambrosio Padilla (N) (〃) 3,997,264

6.	Gerardo M. Roxas (L)	( " )	3,950,885
7.	Rene Espina (N)	( " )	3,665,735
8.	Mamintal Tamano (N)	( " )	3,458,193*
9.	Rafael M. Palmares (N)		3,393,677*
10.	Edgar E. Ilarde (L)		3,154,908*
11.	Rodolfo Ganzon (L)		2,798,979
12.	Tecla San Andres Ziga (L)		2,741,202
13.	Juan R. Liwag (L)		2,354,816
14.	Gaudencio Mañalac (L)		2,250,029
15.	Manuel Cases (L)		1,909,777
16.	Vincenzo Sagun (L)		1,891,167
(出所) * マニラ・タイムズ紙1969年12月27日付、その他は同12月12日付。			

(注) (1) 両院合同投票点検委員会が両院合同会議に提出した正式開票結果。

(2) 1~7位は、12月27日、第8位は1月23日当選宣告。

(3) N=ナショナリスト党、L=リベラル党。

(4) 5位パディーリヤ議員はナショナリスト党の客員候補に指名され当選後1月20日正式入党。

#### ④ 下院議員選挙区分別当選者リスト

Abra	Carmelo Z. Barbero (L)(再)	Cebu	I	Ramon M. Durano (N)(再)
Agusan del Norte	Guillermo R. Sanchez (N)		II	John H. Osmeña (L)
Agusan del Sur	Democrito O. Plane (N-I)		III	Eduardo R. Gullas (N)
Aklan	Rafael B. Legaspi (N)(再)		IV	Gaudencio Beduya (N)
Albay I	Amando D. Cope (N)		V	Emerito S. Calderon (N)
II	Carlos Imperial (N)(再)		VI	Manuel A. Zosa (N)
III	Roberto Sabido (N)		VII	Celestino Sybico Jr. (N)
Antique	Enrique A. Zaldivar (L)	Davao del Norte		Lorenzo S. Sarmiento (N)(再)
Bataan	Pablo R. Roman (N)(再)	Davao del Sur		Artemio Al. Loyola (N)(再)
Batanes	未 定	Davao Oriental		Constancio B. Maglana (N)
Batangas I	Roberto C. Diokno (I)	Eastern Samar		Vicente Valley (N)?
II	Expedito M. Leviste (N)	Ifugao		Romulo B. Lumauig (N)
III	Jose B. Laurel Jr. (N)(再)	Ilocos Norte I		Roque R. Ablan (N)(再)
Benguet	Andres A. Cosalan (N)(再)		II	Simeon M. Valdez (N)(再)
Bohol I	Natalio P. Castillo (N)(再)	Ilocos Sur	I	Floro Crisologo (N)(再)
II	Pablo Malasarte (N)		II	Lucas P. Cauton (N)
III	Teodoro B. Galagar (N)(再)	Iloilo	I	Jose C. Zulueta (N)
Bukidnon	Cesar M. Fortich (N)		II	Fermin Z. Caram Jr. (N) (再)
Bulacan I	Teodulo C. Natividad (N)(再)		III	Gloria Tabiana (N-I) (再)
II	Rogaciano M. Mercado (N)(再)		IV	Mariano Peñaflorida (I)
Cagayan I	Tito M. Dupaya (N)(再)		V	Jose M. Aldeguer (N)(再)
II	David M. Puzon (N)	Isabela		Rudolfo Albano Jr. (N)
Camarines Norte	Fernando V. Pajarillo (N)(再)	Kalinga-Apayao		Felipe B. Almazan (N)
Camarines Sur I	Ramon H. Felipe Jr. (L)(再)	La Union	I	J. Ortega (N)?
II	Felix A. Fuentebella (N)(再)		II	Jose D. Aspiras (N)
Camiguin	Jose P. Neri (N-I)	Laguna	I	Joaquin Chipeco (N)
Capiz I	Juliano A. Alba (L)		II	Leonides de Leon (N)
II	Cornelio T. Villareal (N)(再)	Lanao del Norte		Mohammad Ali Dimaporo (N) (再)
Catanduanes	Jose M. Alberto (N)(再)	Lanao del Sur		未 定
Cavite	Justiniano S. Montano (L)(再)	Leyte	I	Artemio E. Mate (N)(再)
			II	Salud V. Parreno (N)(再)*
			III	Marcelino R. Veloso (N)(再)
			IV	Rodolfo Rivilla (N)
		Manila	I	Francisco G. Reyes (N)
			II	Joaquin R. Roces (N)(再)
			III	Ramon D. Bagatsing (N)(再)
			IV	Pablo V. Ocampo (N)(再)
		Marinduque		Francisco Lecaros (L)(再)
		Masbate		Emilio R. Espinosa Jr. (N)
		Misamis Occidental		William L. Chiongbian (N)(再)
		Misamis Oriental		Pedro N. Roa (N)
		Mountain Province		Alfredo G. Lamen (L)
		Negros Occidental	I	Armando C. Gustilo (N)(再)
			II	Roberto L. Montelibano (N)
			III	Agustin M. Gatuslao (N)
		Negros Oriental	I	Herminio G. Teves (N)(再)
			II	Lamberto L. Macias (N)(再)
		North Cotabato		未 定
		Northern Samar		Raul Daza (L)
		Nueva Ecija	I	Leopoldo D. Diaz (N)

Nueva Ecija	II	Angel D. Concepcion (N)(再)
Nueva Viscaya		Benjamin B. Perez (N)(再)
Occidental Mindoro		Pedro C. Medalla (N)(再)
Oriental Mindoro		Jose J. Leido Jr. (N)
Palawan		Ramon V. Mitra (L)(再)
Pampanga	I	Jose B. Lingad (L)
	II	未 定
Pangasinan	I	Aguedo F. Agbayani (N)(再)
	II	Jose de Venecia (L-I)
	III	Corazon V. Primicias (N)(再)
	IV	Antonio Villar (N)
	V	Roberto B. Estrella (N)
Quezon	I	Moises A. Esqueta (L)
	II	Godofredo M. Tan (N)
Rizal	I	Neptali A. Gonzales (L)
	II	Frisco A. San Juan (N)(再)
Romblon		Esteban S. Madrona (L)
Sorsogon	I	Salvador R. Encinas (N)
	II	Rafael C. Aquino (N)
South Cotabato		James L. Chiongbian (N)(再)
Southern Leyte		Nicanor E. Yñiguez (N)(再)
Sulu		Indanan M. Anni (N)(再)
Surigao del Norte		Constantino C. Navarro (N)(再)
Surigao del Sur		Jose Puyat Jr. (N)
Tarlac	I	Eduardo M. Cojuangco (N)
	II	Jose V. Yap (L)(再)
Western Samar		Fernando R. Veloso (N)(再)
Zambales		Antonio Magsaysay Diaz (N)
Zamboanga del Norte		Felipe Azcuna (N-I)
Zamboanga del Sur		Vicente M. Cerilles (I)

(注) (1) N = ナショナリスト党, L = リベラル党, I = 無所属, -I = 非公認。(再)とあるは再選, その他は新人または元議員。

(2) ? = 開票結果統報がないため最後に発表された得票状況から判断したもの。\* 選挙後死亡。未定は1月25日現在。

#### 4. 経済開発を達成し社会正義を実現するための基本政策を樹立する合同決議（両院合同決議第2号）

下院社会経済計画特別委員会提出の合同決議第2号, 第6議会第9特別会期で可決 (大統領署名1969年8月4日)

国民経済のいくらかの分野で達成した進歩にもかかわらず, わが国の社会経済開発を大胆にかつ断固として促進する緊急の必要があるので, わが国の経済社会問題の有効な解決のためには, 経済社会開発を追求する国家的努力を規定する基本政策に関して, 議会, 行政府と国民との間に明確な理解があって, 基本政策実施のうえで, 有効な協力を保証することが必要であるので, また社会正義を達成し, 国家的自立を伸展させ, 国民経済の生産

性を増大させる国家哲学の核心を宣明することが肝要であるので, したがってフィリピン議会の上下両院はここに次のように決議する。

社会経済開発をなしとげようと努力するうえでわが国を規定すべき次の諸政策を公布する。

##### A. 経済政策の最高目標

自立的基礎にたって健全でバランスのとれた経済開発を行なうこと, しかもその際, 社会が最大限の利益を受け, 国民が科学技術を広く応用・発展させ, 最大限の雇用を達成し, 1人当たり実質所得を増加させる基礎的・総合的産業に重点をおくこと, は経済政策の最高目標となるべきである。

これらの目標を追求し達成することは, 国家とフィリピン国民各自の共同の責務である。その際国家は国家的計画を通して経済活動の方向づけと調整を行ない, また, 国民にその計画を実施するよう奨励し, 個人の創意・技術革新あるいは自由な経済的選択(ただしこれらは国家利益が命ずるような制限には服する)を窒息せしめないよう, 投資に有利な環境を生み出す条件を維持するものとする。

このように政府は, フィリピン人事業家と投資家が基礎的・総合的産業を設立し運営するようあらゆる奨励を与えるべきである。基礎的・総合的産業は, わが国の経済構造を変更し, 原料・半成品・機械設備の輸入依存度を実質的に最低限にし, 輸出品の品質を向上し価値を高め, より高い賃金でより大きな就業機会を準備し, より高い経済成長率を達成するうえで必須だからである。そのような基礎的・総合的産業の設立, 分布, 位置決定に関して国家決定に達するにあたっては, 国家は何が利益が多いかだけよりむしろ, 何が社会的, 経済的に望ましいかを指針とすべきである。

認められた優先分野の産業には有利な信用便宜を与え, 適当な産業融資機関には, とくにまたもっぱらそれら産業の所要資金をみたすに十分な資金と権限を与えるべきである。

しかし民間部門が, 国家が提供する資金援助と奨励にもかかわらずその産業を引き受けることを望まないかその能力がない場合, 国家はとくに十分に開発されていない重要な分野で, 創始者の役割を受けもつべきである。

この目的のために政府は, 適切で効果的な国家開発機関を通じて, 国の異なる諸地方に分散した工業, 農業の創始・開発計画を力づよく推進すべきである。そしてこのために, 国家は全国至るところに, 十分な治安, 運輸通信施設, 高価でない電力供給, をふくむ必要な社会资本を確立すべきである。

政府の役割は民間資本を補完はしても, それに代るこ

とではないから、全体に対して平等の機会を保証しかつ国家利益を傷つけないような条件のもとで、民間部門が政府企業を引き継ぐ準備ができる時はいつでも政府企業の所有権、その経営ないし操業を民間部門へ譲渡すべきである。

政府はその資産と努力を、決定された優先分野、および真の経済社会開発に資する活動に導くべきである。その際経済開発を優先する。

社会的に望ましいものという範囲内で、民間資本に対し、最大の効率で操業し、国産原料を使用した高品質の財貨とサービスを、競争的価格で、国内および外国市場向けに供給できる企業に投資するよう説得・奨励すべく、全力をつくすべきである。しかし国内工・農業企業の製品に対して、幼稚段階では直接の奨励措置および選択的な関税・輸入・信用・外貨等の措置を通じて、国内市場で競争できる有利な地位を与えるべきである。また競争的価格で製造できるこれらおよびその他の製品のために外国市場を最大限に調査し開発すべきである。

このような奨励を与える場合重点は、十分かつ完全に総合できる潜在性のある産業、および農民団体・協同組合が所有する企業に向けるべきである。また国家は、効率的に操業でき、とくに外国市場で有効に競争できるような規模と財源をもつ、ただし所有権は分散した、企業の設立を育成すべきである。

販売および流通には特別の奨励を与えるべきである。また農業・工業製品の完全に総合的な販売・流通制度を設立し、フィリピン海運を振興する諸措置をとるべきである。

### B. 社会経済開発の有効な計画化

われわれの国家目標に到達するには、政府と国民が一体となって、計画的に、包括的に、総合的にかつ断固として接近することが必要である。したがってわが国の経済活動を計画・調整できる権限をもった一個の国家経済開発機関があるべきである。

### C. 緊縮と自立の国家宣言

緊縮と自立は進歩と国家的偉大さのかなめ石の一つである。異常な消費と富の誇示とは社会的良心に対する攻撃であり、誰もがこれを避けるべきである。全国民がこれを非難しているのである。

国の外國為替の配分は厳格な優先制度に従うべきであり、国の健全でバランスのとれた開発に不可欠ではない輸入品目には、関税および量的および（もしくは）質的制限の措置をとるべきである。

将来、補助金は、絶対に必要な場合に限り、またその資本の少なくとも70%をフィリピン人が保有する企業に限り、与えるべきである。農業補助金は主として国民の

生活に不可欠な商品に対して与えるべきである。

### D. 社会正義と経済民主主義の宣言

わが国の所得配分の不平等は、憲法で定められた社会正義を実現するうえで重大な障害を成しており、社会的な不安と不満を誘発している。

国家は中産階級の拡大・発展、不当な独占の防止、消費者の福祉・企業家の刺激・労働の稼得の間の対立の調和、のために措置を講じなければならない。国家は、労働に対して経済的報酬の公正な分け前を保障する措置とともに、労働生産性を向上させる計画を強力に推進しなければならない。

国家は農地改革と農業近代化を促進すべきである。

国家は協同組合に対してたえず十分の援助を与えるべきである。

以上の諸目標を達成するため、次の諸措置に遅滞なく着手しなければならない。

1. 政府は国民の間に協同組合活動の原理を普及し、その実践を通して彼らを訓練する努力を強化すべきである。
2. 協同組合および中小企業に奨励を与えるべきである。もっぱらこれらの企業に十分な融資便宜を提供すべき金融機関を設立するか、現行の諸機関を強化すべきである。
3. 政府からの貸付資金、株式投資、奨励を利用して民間会社は、その資本構成を公衆が参加できるように開放しなければならない。
4. 天然資源を開発・利用するか、または公益事業を設立・運営する認可・特権・特許を会社、組合ないし企業体に与える場合は優先権を、出願者の資本・経営能力だけでなく、その所有権の分散度にもとづいて与えるべきで、協同組合その他公衆参加度の大きい出願者が優先される。

5. 国家は民間企業における資本と労働との間の利潤配分を促進すべきである。

6. 国家は、少数の会社が経済を支配する結果を生むような仕方で、大企業がその本来の目的に無関係な活動分野に参入することを防止する措置をとるべきである。

7. 議会は憲法が認めているように、個人が所有できる民間農地の規模を定めるべきである。

8. 国家は、援助を必要とする貧困家庭に援助を与えるべきである。

### E. 開発の財政、通貨、金融的基礎

1. 通貨政策、金融政策および財政政策は、民間および公共投資に十分な、インフレをまねかない国内資金とそれを補う外貨とを提供し、これらの資金をもっとも生産的な用途に導き入れ、相対的に安定した価格を維持し

インフレを防ぎ、貯蓄を促し、投資のひずみを防止すること、などの目的で運用るべきである。

2. 健全な財政政策には直接税、間接税を問わず課税が、税務行政が良好であること、奨励的であることおよび平等であることの間でバランスがふさわしく保たれ、必須の政府支出ではむだを省き、かつ政府赤字に合理的方策をとること、がふくまれるべきである。

3. 健全な通貨政策は中央銀行に対し、過度に規制的な政策が生み出さかもしれない経済停滞を防ぎ、現実的な利率を設定し、かつ現実的な外貨レートを維持する一方、諸銀行・国庫および中央銀行自体に対する規律を維持し、信用拡大には十分な抑制を課すことを要求すべきである。

#### F. 人口政策

高い人口増加率は深刻な社会経済的挑戦を提起する。国家は人間労働の生産性を高める積極的な社会経済措置によって経済成長を促進することと、関係する個人の宗教的信条を尊重する家族計画を作成して経済開発の果実に対するフィリピン人各自の分け前を増大させること、との両面からこれらの挑戦に応えなければならない。

#### G. 教育制度の再構成と資金供与

教育はわが若者たちの道徳的品性、人格的規律および市民意識を涵養し、道徳的、倫理的水準を高めることをめざして行なわれるべきである。また急速で持続的な経済成長に不可欠である技能を伝え、態度を教え、価値を普及すること、およびこの合同決議で宣言された目標を達成しなければならない。したがってわが国民の経済的技能を増大させる国民教育制度へと再構成し、十分で継続的な援助を与える措置をとるべきである。経済的技能の増大はなかんづく、科学技術的職業、経営的・職業的技能、労働の尊厳、およびすぐれた知識水準を重点とする公立・私立学校のカリキュラム改訂のような手段を通じて、わが国の社会条件と必要に適合した土着の教育制度を通じて、またわが国の自然的資本を有効に役立て増殖させるような人間能力の進歩水準を達成することを目的として融資を供与するなどふさわしい奨励を通じて、行なわれる。

#### H. 農業ならびに土地開発政策

政府は、農業生産性向上と主要商品の国家的自給を達成するために、工業部門との調和を保つて農業部門の発展を積極的に計画し促進すべきである。

これらの目標実現のために、

- 灌漑・水資源開発・適切な科学農法の採用、電力利用および有利な信用便宜供与を重点とすべきである。

- 政府は農業協同組合を奨励・援助し、注意ぶかく計画され、よく組織された国家的な販売網を設立すべき

である。

3. 農村地域を適用範囲とするフィリピンの全面電化は経済計画の主要目標の一つであり、十分な融資、補助金その他必要な奨励を与えられるべきである。これらの目標実現のためには、電化協同組合が主要な手段となるべきである。

4. 政府は、わが国の土地資源の合理的利用を促進するため、土地測量、土地分類、所有権登記の徹底的な計画をただちに実施すべきである。

#### I. 資源保護

政府は、資源保護の憲法上の政策を力づよく履行しなければならない。この目的のためになかんづく次の措置を採用すべきである。

- 政府は農業、森林、鉱物、その他の天然資源を最終生産物に加工する諸産業を確立するため、これらの資源の大規模な開発に従事する者を必要とし、認可ないし特権を受けた者をこの必要に適合させるに要する援助を提供すべきである。

- 河川・洪水制御とともに森林保護と植林を発展させ、かつ効率的に計画すべきである。

- 森林伐採権の最大・最小面積と最短・最長期間を法規で定めることにより、非経済的な単位の大きさでの開発を防止し、短期のリースを除き、森林資源の計画的開発と合理的な利用を奨励すべきである。

- 放牧に適した地域は、食肉・酪農製品自給達成ができるよう系統的に保護し、開発すべきである。

- 海水・淡水および野生の資源を保護すべきである。

- 工業、農業、個人生活に使用するため、また産業用電力源として、全国的な水資源の急速な開発をめざす包括的検討にただちに着手すべきである。

- フィリピン人および外国人がわが国の歴史的・文化的・自然的遺産をよりよく理解できるよう、観光名所を保存・開発すべきである。国家は国際・国内観光を同等の力と継続性をもって、振興・発展をはかるべきである。

#### J. 文化的、歴史的遺産の保護

国民の文化的・歴史的遺産は保存し、充実させなければならない。この決議で宣言された目標達成に助けとなる文化、伝統の構成要素はわが社会のあらゆる部門で強化され、洗練され、普及されるべきである。

#### K. 経済的独立の宣言

外国投資はわが国の経済開発を援助するものとして歓迎される。とはいえそれが経済ないしその戦略的分野のいずれかを支配することを許してはならない。

政府部门、民間部門を問わず外国投資よりも外国からの借入れを選ぶべきであり、真に生産的目的のためにだ

け取入れ、利用すべきである。

経済にフィリピン人の参加を増大させるために、次の原則が遵守るべきである。

1. 外国人に内国民待遇を与える時は条約ではなく法律によるべきである。

2. 流通業のあらゆる面をフィリピン人の手中に収めるよう全力をあげるべきである。

3. 金融業務を営むあらゆる新規機関はフィリピン人が所有し支配すべきである。すでに営業中の外国金融機関はフィリピンの法にもとづく法人組織にして、運営に要する資本を実際に持ち込むべきこと、もしくはその預金者および債権者に十分な保護を与え、フィリピンの銀行に対する不当な競争上の優位を除去するような他の措置をとること、が要求される。

4. 政府の金融機関は、フィリピン人もしくは少なくともその資本の70%がフィリピン人によって所有、支配されている国内法人に対してのみ、融資し、債務を保証すべきである。国家は法規によって、民間金融機関におけるフィリピン人の資金源から創出された資金のうち、もっぱらフィリピン人に対する融資に使用され、かつその一部は現在正常の信用源から排除されている小事業家が利用できる、貸付可能な最低の割合を規定すべきである。

5. 國家の安全に決定的に重要な産業は公益によって影響を受ける事業として規制るべきである。これらをフィリピン人の支配下に収めるような措置をとるべきである。

### L. 主権ある共和国にふさわしい外交政策宣言

1. 外交政策は、国連憲章の諸原理と一致した経済開発の基本的手段とすべきである。

2. 国益と一致する地域協力を促進し、近隣諸国との理解と協力を確保すべきである。

3. できるだけ多数の国と貿易関係を樹立し、そのおのおのと収支均衡した貿易を維持するよう努めるべきである。

4. 対外経済政策はわが国の輸入先と輸出製品市場を多様化することをめざして努力すべきである。

(承認)

### 5. 土地改革指定地区一覧

#### (1) 州別土地改革指定町数

(1969年11月25日現在)

州名	町数	うち69年中	全町数
中部ルソン			
パンガシナン	10	8	46
バタアン	8	4	12
ブラカン	24	23	24
ヌエバ・エシハ	24	1	31
北部	12	1	—
南部	12	0	—
パンパンガ	21	9	22
タルラク	17	16	17
サンバレス	3	0	14
中部ルソン計	107	61	166 <sup>(1)</sup>
その他			
カビテ	11	11	22
ラグナ	12	0	30
東ダバオ	4	4	—
南サンボアンガ	5	5	—
西ミンドロ	11	11	—
リサール	1	1	—
特別プロジェクト	3	0	—
計	154	93	

(出所) National Land Reform Council. Plans & Programs Office. *Land Reform Statistical Digest*. Vol. IV, No. 1, June 1969. の資料にその後の指定を加えて作成。

(注) (1) 資料では159となっているが、166の誤りと思われる。

(2) 一は不詳。

(3) 1969年6月8日以前については(3)を、6月8日以後11月25日現在までの指定については(4)を参照。

(2) 地方別の土地改革指定地区耕地・農民数・分益小作農数と比率 (%)

(1969年6月8日現在)

	米作耕地面積		米作農民数		分益小作農数 <sup>(2)</sup>	
	ヘクタール	対全耕地面積	人	対全農民比	人	対全分益小作農比
地方I	39,963.47	11.48	26,264	13.37	15,225	22.12
地方III	316,031.65	65.59	128,126	33.56	90,877	81.64
地方IV	14,609.70	3.78	6,865	5.31	5,233	6.17
地方V	2,166.80	1.00	1,305	1.76	816	0.11
地方VII	5,218.02	2.21	3,189	3.96	684	0.99
合計	377,989.64	12.14	165,749	15.91	111,941	68.00

(出所) 同上

(注) (1) 地方分類は(3)参照。

(2) 土地改革地区指定前。

(3) 地方・州・町別の土地改革地区受益米作農民数・  
米作耕地面積および分益小作農数

(1969年6月8日現在)

地方・州・町	農民数	耕作面積 ha	分益小作 農数 <sup>(1)</sup>
全 国	165,749	377,989.64	111,941
Region I	26,264	39,963.47	15,225
A. Pangasinan	26,264	39,963.47	15,225
1. Tayug	1,902	2,772.67	865
2. Asingan	2,432	2,675.20	1,478
3. Balungao	2,116	2,962.4	1,225
4. Natividad	1,666	2,165.8	771
5. Rosales	2,982	4,771.2	1,894
6. San Manuel	2,269	3,176.6	1,393
7. San Nicolas	2,640	3,168.0	1,267
8. San Quintin	1,407	1,656.0	1,024
9. Sta. Maria	2,559	2,146.3	1,244
10. Umingan	6,291	14,469.3	4,064
Region III	128,126	316,031.65	90,877
A. Pampanga	23,289	65,417.75	16,482
1. San Luis	3,354	11,904.24	2,815
2. Candaba			
3. San Fernando			
4. Minalin	1,760	5,999.47	1,145
5. Sto. Tomas			
6. Sta. Ana			
7. Mexico	4,845	13,739.27	3,901
8. Arayat			
9. Mabalacat			
10. Magalang	1,703	5,846.90	1,473
11. San Simon			
12. Apalit			
13. Candaba (Bahay-Pare)	2,329	5,725.00	1,305
14. Angeles	290	527.7	226
15. Floridablanca	757	1,418.6	476
16. Guagua	609	1,561.7	365
17. Lubao	2,052	4,040.9	1,588
18. Porac	654	938.2	462
19. Sta. Rita	779	1,602.9	146
20. Bacolor	753	1,602.2	317
21. Macabebe	704	2,271.2	483
22. Masantol	967	2,903.4	702
B. Nueva Ecija	46,503	121,990.20	35,375
1. Gapan	2,196	5,786.7	1,780
2. Cabiao			
3. San Isidro	2,056	6,335.35	1,331
4. Zaragoza			
5. Aliaga	4,853	9,613.77	4,075

6. Jaen	}	3,641	9,658.89	2,644
7. San Antonio	}	2,735	6,944.70	2,106
8. Sta. Rosa	}			
9. San Leonardo	}			
10. Bongabon	}	2,465	6,150.27	2,156
11. Laur	}			
12. Cabanatuan City		2,299	6,394.12	1,479
13. Guimba		4,534	12,438.75	2,706
14. Cuyapo	}	3,336	8,822.97	2,515
15. Nampicuan	}			
16. Talavera	}	5,293	11,484.88	3,979
17. Sto. Domingo	}			
18. Licab	}	2,329	7,682.40	2,076
19. Quezon	}			
20. Muñoz		2,635	8,095.60	2,155
21. San Jose		3,845	9,953.37	3,155
22. Natividad	}	1,859	5,720.25	1,351
23. Llanera	}			
24. Lupao		2,429	6,908.18	1,897
C. Bulacan		28,196	61,074.15	18,530
1. Plaridel		1,349	2,478.23	1,265
2. Balagtas (Bigaa)		605	1,225.21	352
3. Bocaue		466	733.27	381
4. Bulacan		349	808.68	249
5. Calumpit		1,419	3,383.66	960
6. Guiquinto		775	1,597.10	654
7. Hagonoy		1,234	2,965.91	1,017
8. Malolos		1,367	2,486.28	1,156
9. Pandi		1,476	2,772.32	992
10. Paombong		454	895.60	376
11. Pulilan		1,177	3,219.02	1,038
12. Angat		854	1,473.34	474
13. Baliuag		1,230	2,865.56	961
14. Bustos		1,305	2,841.96	889
15. San Miguel		3,584	11,281.68	2,068
16. Sta. Maria		2,603	4,241.43	2,015
17. Marilao		729	1,220.20	378
18. Meycauayan		659	1,134.50	196
19. Norzagaray		358	626.90	248
20. Obando		65	75.70	45
21. Sn. Juan del Monte		801	1,089.0	392
22. Valenzuela(Polo)		978	1,308.6	588
23. San Rafael		2,005	4,455.5	859
24. San Ildefonso		2,354	5,894.5	977
D. Tarlac		23,593	54,465.17	16,823
1. Concepcion		2,691	9,304.47	2,284
2. Anao		536	1,155.10	505
3. Camiling		2,143	2,901.90	1,719
4. Gerona		1,111	1,799.60	807
5. Mayantoo		1,038	2,080.90	706

6. Moncada	1,779	3,327.30	1,434
7. Paniqui	2,387	4,600.10	1,891
8. Pura	781	831.70	586
9. Ramos	617	1,046.30	492
10. San Clemente	774	1,207.50	550
11. San Manuel	931	1,869.90	514
12. Sta. Ignacia	1,532	3,371.90	1,002
13. Bamban	692	1,837.82	287
14. Capas	1,398	4,760.06	593
15. La Paz	1,468	5,002.84	1,078
16. Tarlac	2,142	6,230.25	1,171
17. Victoria	1,573	3,137.53	1,204
E. Bataan	4,139	10,080.48	2,094
1. Orani }	1,326	3,214.22	915
2. Hermosa }			
3. Orion }	853	2,335.56	537
4. Pilar }			
5. Abucay	580	1,160.6	157
6. Balanga	476	1,282.5	188
7. Limay	156	389.7	53
8. Samal	748	1,697.9	244
F. Zambales	2,406	3,003.90	1,573
1. San Marcelino }			
2. Castillejos }	2,406	3,003.90	1,573
3. San Antonio }			
Region IV	6,865	14,609.70	5,233
A. Laguna	5,893	12,536.97	4,339
1. Calauan	1,027	2,036.50	812
2. Victoria	523	1,012.50	358
3. Pila	565	979.6	309
4. San Pablo City	552	1,089.1	275
5. Alaminos	119	339.2	38
6. Bay	458	868.1	286
7. Cabuyao	623	1,262.26	535
8. Calamba	662	1,163.02	587
9. Los Baños	166	275.00	83
10. San Pedro	101	257.40	97
11. Biñan	512	1,613.19	451
12. Sta. Rosa	585	1,641.10	508
B. Cavite	972	2,072.73	894
1. Naic	972	2,072.73	894
Region V	1,305	2,166.80	816
A. Albay	1,305	2,166.80	816
1. Libon <sup>(2)</sup>	1,305	2,166.80	816
Region VII	3,189	5,218.02	684
A. Bohol	971	505.50	120
1. Bilar <sup>(2)</sup>	971	505.50	120
B. Samar	2,218	4,712.52	564
1. Dolores <sup>(2)</sup>	2,218	4,712.52	564

(出所) National Land Reform Council. Plans & Programs Office. *Land Reform Statistical Digest*. Vol. IV, No. 1, June 1969.

(注) (1) 土地改革地区指定以前。  
(2) 特別プロジェクト。

#### (4) 土地改革指定宣言地区

(1969年6月7日～11月25日現在)

##### ① 宣言第10号(10月6日付)

○カビテ州の Bacoor, Dasmariñas, General Trias, Imus, Kawit, Maragondon, Noveleta, Rosario, Tanza, Ternate.

##### ② 宣言第11号(11月25日付)

○東ダバオ州の Lupon, Mati, San Isidro, Governor Generoso.  
○南サンボアンガ州の Molave, Mahayag, Tambulig, Magsaysay, Dumingag.

○西ミンドロ州の Abra de Ilog, Looc, Lubang, Mamburao, Paluan, Sablayan, San Jose, Sta. Cruz, Calintaan, Magaysay, Rizal.

○リサール州の Jala-Jala.

#### (5) 土地銀行および土地庁による買収エステート

(1969年末現在)

① エステート数: 17。

② 総面積: 5,223.922ヘクタール。

③ 買収費: 11,784,507.5ペソ。

#### 6. 中央銀行の主な金融措置(要旨)

▼回状268号(1.1付)——回状260号(68.6.11付)にもとづく輸入信用状開設時に積立を要する輸入保証金(Special Time Deposits, STD)制度要件およびその他の条項を69.2.28まで引き続き有効とする。

▼覚書(1.1)——輸入手形、輸入担保荷物保管証を含め商銀の外貨L/C開設高および担保貸付高を68.10.12現在高に制限した同日付覚書を68.2.28まで引き続き有効とする。

▼回状269号(2.28)——回状260号にもとづくSTD制度、その他条項を69.6.30まで引き続き有効とする。

▼覚書(2.28)——68.10.12付覚書の有効期間を69.6.30まで延長する。

▼覚書(4.16)——輸出産業(丸太、木材、砂糖、ココナツ製品等および原材料の70%以上が国産である輸出産品の生産に従事するか、国内付加価値が50%以下だが生産の50%以上を輸出している産業)に対する国内貸付、機械、設備等のL/Cと関連銀行勘定を68.10.12付覚書の枠から除外する。同様機械・設備輸入は回状260号のSTD要件を免除される。

▼覚書(4.16)——農村銀行を除き再割引率を68.2.27

付の7.5%から8%に引き上げる。ただし①米・とうもろこしの生産・流通融資および回状223号の Priority I に含まれる輸出活動に関する適格信用証券に対する再割引率はそれぞれ(68. 2. 27 付回状 256 号の)4%, 5.75% に据えおく。

▼覚書(4. 16)——STD の法定準備の構成は 100% 政府証券でよい。ただし証券の少なくも 50% は通常の預金準備としての適格性を備えねばならない。

▼覚書(4. 16)——①68. 10. 12 付覚書にもとづく国内信用勘定限度を 68. 10. 12 現在高の 105% から 112% に引き上げる。ただし限度内での月間増加許容額は 112% に達するまで 1% とする。②上記覚書にもとづく外貨 L/C および関連勘定の限度は本日から引き続き 6 カ月間有効とする。ただしこの限度に従う各 1 カ月間に開設される機械・設備の延払 L/C 額およびその他非延払 L/C 額は 68. 10. 1 ~ 69. 3. 31 の期間に開設された各分類の L/C の月間平均額を超えてはならない。

▼覚書(4. 16)——①回状 258 号(68. 3. 26)にもとづく商銀の外貨負債限度および覚書(FED 31 号, 62. 12. 7) 第 8 条に基づく中銀の対商銀ペソ=ドル・スワップ協定限度を廃止する。FED 31 号に基づくスワップ協定に対するプレミアムを 0.75% から 0.125% に引き下げる。③上記により為替銀行は制限・規制なしにアクセスタンス・クレジットにより外貨クレジット・ラインを利用できる。

▼回状 270 号(4. 16)——回状 266 号(68. 11. 26)を廃止する。したがって出入国者に対し通貨申告は要求されない。

▼回状 271 号(4. 16)——回状 260 号にもとづく STD の積立期間 120 日を次の品目につき 90 日に短縮する。EP, EC, SEP, SEC, NEP, SUP。ただし NEC, SUL は 120 日に据えおく。

▼回状 272 号(4. 16)——回状 222 号(66. 6. 11)を修正する。①貯蓄預金の利子率を 5.75% から 6% に引き上げる。②定期預金の a. 預入期間を 180 日以上 360 日以内とし,

b. 利子率を期間 180 日に対し 6% から 6.5% に、360 日に対し 6% から 7% に引き上げる。

▼回状 276 号(6. 17)——国際的金利高に調整するためいっさいの貸付に対し 2% の利子平衡チャージを徴収する

▼覚書(11. 24)——海外旅行外貨の年間 1 人当たり限度を次のように定める。①欧米、日本、アフリカ、オーストラリアは 500 ドル(従来 1 日 50 ドル、月間 1500 ドル)。②香港、台北、沖縄その他近隣諸国は 200 ドル(従来週 210 ドル)。

▼覚書(11. 24)——為替銀行は外為負債(60 日以内期限到来のもの)の 25% を越える外為を即日中銀に集中すること。

▼回状 281 号(11. 26)——①現在比銀行協会の自主規制として実施中の EP, EC, SEP, NEP のカテゴリーに関する輸入 L/C 月間開設枠を正式に採択する。ただし 5 万ドルを越える単一の機械・設備輸入は中銀の事前承認を要する。②旅行外貨、教育・医療費送金および非居住者の利益・配当稼得の送金は中銀のガイドラインに従い認められる(実質的事前承認制)。③居住者は外貨受領日から 1 営業日以内(従来 3 営業日)に為替銀行に売却しなければならない。

▼回状 282 号(11. 26)——①回状 281 号第 2 節(上記①)にもとづき認められる以外の輸入は中銀の事前承認を要する。②100 ドルを越える輸入は、回状 247 号に含まれる輸入を除き、L/C のカバーを要する。③69. 4. 16 付覚書に基づく機械・設備、部品の輸入を除き、STD 制度に対するいっさいの免除を廃止する。

▼回状 283 号(12. 22)——回状 276 号に基づく 2% 利子平衡チャージを以下について免除する。RCA 約束手形、政府証券、輸出関連手形による貸付。輸出手形歩合は 7.75% から 5.75% となる。

▼回状 384 号(12. 22)——国内および米国株式市場間で行なう国内会社の株の同時裁定取引を認めた回状 282 号第 4 条を廃止する。



- |                                       |                       |
|---------------------------------------|-----------------------|
| (1) 州別面積と人口                           | (11) 新規登録企業国籍別投資      |
| (2) 産業別国内純生産（1966～1969）               | (12) 新規登録企業・国籍産業別投資   |
| (3) 1人当たり国民総生産・国民所得・個人消費支出<br>と対前年増加率 | (13) 國際收支表            |
| (4) 世帯所得分布                            | (14) 最終用途別輸入構成        |
| (5) 雇用および失業                           | (15) 品目別輸出構成          |
| (6) 非農業労働者賃金率指数                       | (16) 10大輸出入品          |
| (7) 全国消費者物価指数                         | (17) 相手国別輸出入額と比率      |
| (8) 生産量指數                             | (18) 借入先別对外債務残高と満期構成比 |
| (9) 主要產品の生産量と収穫面積                     | (19) 米国の対比直接投資        |
| (10) 通貨増減要因分析                         | (20) 外國援助総括表          |

## (1) 州別面積と人口 (1967年7月1日現在)

	推計人口 (1000人)	面 積 (平方キロ)
全 国	34,656	300,000.0
第Ⅰ地方 マニラ Manila 市	1,449	38.3
第Ⅱ地方 イロコスおよび 旧マウンテン州	1,374	25,765.7
Abra	147	3,975.6
Ilocos Norte	365	3,399.3
Ilocos Sur	429	2,579.6
La Union	374	1,493.1
Mountain Province		2,097.3
Benguet	559	2,655.4
Ifugao		2,517.8
Kalina-Apayas		7,047.6
第Ⅲ地方 カガヤン・バーレイ	1,326	26,837.7
Batanes	13	209.3
Cagayan	570	9,002.7
Isabela	566	10,664.6
Nueva Viscaya	177	6,961.1
第Ⅳ地方 中部ルソン	4,722	23,646.0
Bataan	187	1,373.0
Bulacan	711	2,672.0
Nueva Ecija	775	5,284.3
Pampanga	791	2,180.7
Pangasinan	1,438	5,368.2
Tarlac	546	3,053.4
Zambales	274	3,714.4
第Ⅴ地方 南部ルソン	5,430	46,118.3
Batangas	870	3,165.8

Cavite	484	1,287.5
Laguna	605	1,759.7
Marinduque	146	959.2
Occidental Mindro	109	5,879.3
Oriental Mindro	295	4,364.7
Palawan	209	14,896.3
Quezon	836	11,946.2
Rizal	1,876	1,859.6
第VI地方 ピコール	3,025	17,632.5
Albay	658	2,552.6
Camarines Norte	241	2,112.5
Camarines Sur	1,052	5,266.8
Catanduanes	200	1,511.5
Masbate	430	4,047.7
Sorsogon	444	2,141.4
第VII地方 西部ビサヤ	4,100	21,579.1
Aklan	288	1,817.9
Antique	305	2,522.0
Capiz	403	2,633.2
Iloilo	1,235	5,324.0
Negros Occidental	1,701	7,926.1
Romblon	168	1,355.9
第VIII地方 東部ビサヤ	5,814	36,383.2
Bohol	755	4,117.3
Cebu	1,694	5,088.4
Leyte	1,223	6,268.3
Northern Samar		3,479.6
Eastern Samar	1,111	4,339.6
Western Samar		5,609.4
Southern Leyte	268	1,734.8
Negros Oriental	763	5,745.3

第IX地方 北部ミンダナオ	2,707	39,844.8	第X地方 南部ミンダナオおよびスルー	4,209	62,153.9
Agusan	348	11,555.3	Cotabato	1,322	16,441.4
Bukidnon	254	8,293.8	South Cotabato		7,355.6
Lanao del Norte	348	3,092.0	Davao del Norte		8,129.7
Lanao del Sur	489	3,872.9	Davao del Sur	1,146	6,377.6
Misamis Occidental	315	1,939.3	Davao Oriental		5,164.5
Misamis Oriental		3,570.1	Zamboanga del Norte	360	6,075.2
Camiguin	493	229.7	Zamboanga del Sur	963	9,922.1
Surigao del Norte	249	2,739.0	Sulu	418	2,687.3
Surigao del Sur	211	4,552.2			

(出所) Dept. of Commerce and Industry, Bureau of the Census and Statistics, *Journal of Philippine Statistics* 18(3), 19(1).

### (2) 産業別国内純生産（要素価格表示、1955年価格）

産業別	価額(100万ペソ)				対前年増加率(%)				構成比(%)			
	1966	1967	1968	1969 <sup>(1)</sup>	1966 <sup>(2)</sup>	1967	1968	1969	1966	1967	1968	1969
農林漁業	4,071	4,357	4,712	5,040	6.7	7.0	8.1	7.0	30.4	30.7	31.3	31.9
鉱業	218	246	283	302	11.8	12.8	15.0	6.7	1.6	1.7	1.9	1.9
製造業	2,346	2,461	2,596	2,741	7.7	4.9	5.5	5.6	17.5	17.4	17.3	17.3
建設業	505	535	561	531	-2.5	5.9	4.9	-5.3	3.8	3.8	3.7	3.4
運輸通信業	634	665	692	724	4.6	4.9	4.1	4.6	4.7	4.7	4.6	4.6
商業	2,023	2,121	2,206	2,301	5.7	4.8	4.0	4.3	15.1	15.0	14.7	14.5
サービス業	3,613	3,789	3,978	4,179	4.4	4.9	5.0	5.1	26.9	26.7	26.5	26.4
国内純生産(要素価格)	13,410	14,174	15,028	15,818	5.7	5.7	6.0	5.3	100.0	100.0	100.0	100.0
海外からの純要素所得	-83	-171	-220	-192	-	106.0	28.7	-12.7	0.6	1.2	1.5	1.2
国民所得(要素価格)	13,327	14,003	14,808	15,626	5.7	5.1	5.7	5.5	99.4	98.8	98.5	98.8
国民総生産	15,633	16,602	17,672	18,792	6.0	6.2	6.4	6.3	-	-	-	-

(出所) 国家経済審議庁統計調整標準部, 1969年4月15日現在全面改訂による、ただし66-69年のみ。

(注) (1) 1969年第3四半期末現在推計 (2) 1965年は1968年8月30日現在全面改訂時の数字を使用。

### (3) 1人当たり国民総生産・国民所得・個人消費支出と対前年増加率

	価額(ペソ)				対前年増加率(%)		
	1966	1967	1968	1969	1967	1968	1969
A. 実数							
1. 国民総生産	695	745	791	837	7.2	6.2	5.8
2. 国民所得	584	620	657	-	6.2	6.0	-
3. 個人消費支出	541	580	598	-	7.2	3.1	-
B. 1955年価格							
1. 国民総生産	467	479	492	506	2.6	2.7	2.8
2. 国民所得	398	404	413	421	1.5	2.2	1.9
3. 個人消費支出	354	358	366	-	1.1	2.2	-
C. 人口(7月1日現在千人)	33,477	34,658	35,883	37,158	3.5	3.5	3.6

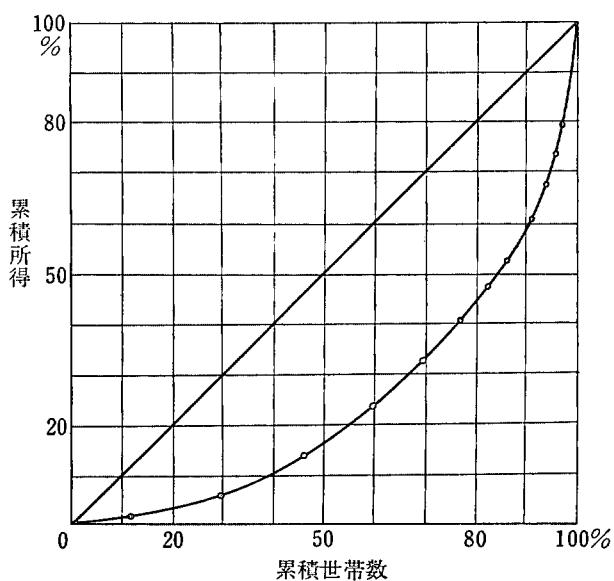
(出所) 同上。

## (4) 世帯所得分布 (1956-57年, 1961年, 1965年)

所得階層	1956-57年		1961年		1965年	
	家族数	所得	家族数	所得	家族数	所得
合計(単位千)	3,959	5,824,296ペソ	4,426	7,981,766ペソ	5,126	13,023,610ペソ
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
500ペソ以下	22.5	5.3	17.0	3.3	11.6	1.4
500~999	32.4	16.0	29.3	12.0	17.7	5.3
1,000~1,499	16.5	13.7	17.8	12.2	16.7	8.1
1,500~1,999	10.5	12.3	12.0	11.5	13.5	9.2
2,000~2,499	5.2	7.8	6.7	8.3	9.9	8.8
2,500~2,999	3.2	6.3	4.1	6.2	7.6	8.1
3,000~3,999	4.1	9.5	5.0	9.4	8.9	12.1
4,000~4,999	1.6	4.9	2.4	5.8	4.6	8.0
5,000以上	3.9	24.2	5.8	31.3	9.5	39.1
5,000~5,999	—	—	1.8	5.5	2.8	6.0
6,000~7,999	—	—	1.9	7.1	2.5	6.8
8,000~9,999	—	—	0.7	3.4	1.5	5.4
10,000以上	—	—	1.4	15.3	2.6	20.8
中位所得(ペソ)	—	924	—	1,105	—	1,648
平均所得(ペソ)	—	1,471	—	1,804	—	2,541

(出所) Bureau of Census and Statistics. (*The Economic Monitor* Nov. 3, 1969から転載)

所得分布曲線 (1965年)



## (5) 雇用および失業(各年5月現在、単位 1,000人)

	1963	1964	1965	1966	1967	1968
A. 労働力人口	11,187	11,296	11,491	11,886	13,274	13,536
B. 雇用労働力	10,315	10,572	10,543	11,032	12,185	12,485
(a) 農業	6,131	6,188	6,053	6,275	6,993	7,154
非農業	4,184	4,384	4,491	4,757	5,192	5,331
(b) 完全雇用	9,446	9,925	9,728	10,359	11,280	—
(不完全雇用 <sup>(1)</sup> )	869	647	815	673	905	—
C. 完全失業	871	724	947	854	1,089	1,051
C/A (%)	7.8	6.4	8.2	7.2	8.2	7.8

(出所) センサス統計局—中央銀行年報。

(注) (1) 1週間の労働時間が30時間以下で、30時間以上の労働を希望する者。

## (6) 非農業労働者賃金率指数(マニラ・同郊外)

(1955=100)

	名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練
1961	104.8	104.4	92.6	92.2
1962	106.1	107.5	88.6	89.7
1963	109.3	113.4	86.4	89.6
1964	111.2	114.4	81.2	83.6
1965	114.4	122.5	81.5	87.3
1966	120.1	131.4	80.6	88.2
1967	125.7	137.6	79.8	87.3
1968	135.8	153.1	86.0	96.9
1969	142.1	159.3	91.0	102.0

(出所) Statistical Bulletin, Dec. 1968.

(注) 1969年は6月。

## (7) 全国消費者物価指数(中央銀行)

(1957=100)

	全品目	食品	衣類	家賃	水道光熱	その他
1957年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1958年	102.5	104.3	102.6	100.3	101.9	100.2
1959年	100.6	98.6	106.9	100.6	103.2	101.7
1960年	105.6	106.0	112.8	101.4	103.7	104.0
1961年	110.3	113.8	114.5	102.2	106.0	105.8
1962年	113.6	116.6	121.4	103.2	108.8	109.4
1963年	122.6	132.5	125.3	104.8	111.2	111.6
1964年	133.5	151.2	129.6	105.7	116.9	114.5
1965年	137.6	156.3	136.1	107.1	121.7	117.0
1966年	144.5	167.0	142.1	109.0	123.0	120.0
1967年	153.0	180.8	150.3	111.1	123.1	122.7
1968年	154.1	179.9	155.7	114.3	123.1	125.7
1969.1	153.3	176.0	157.5	114.9	123.7	128.5
2	151.9	172.4	157.2	114.9	123.5	129.2
3	152.1	172.4	157.7	114.9	123.7	129.1
4	152.5	173.3	158.1	114.8	123.4	129.2
5	153.4	175.6	158.5	114.8	123.2	129.3
6	155.4	178.7	158.8	114.8	123.2	129.7
7	156.0	179.7	160.0	115.7	123.3	130.6
8	159.3	186.4	160.0	115.7	123.6	130.6
9	159.3	186.4	160.0	115.7	123.6	130.6
10	160.2	188.0	160.2	115.7	123.7	131.0
11	161.7	189.2	164.0	115.9	126.4	132.1

## (8) 生産量指數

(1955=100)

	農業*			鉱業			製造業			電力
	計	食糧作物	輸出作物	計	金	基礎金属	計	非耐久財	耐久財	生産
1960	120.8	—	—	126.7	—	—	150.5	152.0	143.2	217.6
1961	120.6	117.8	127.6	134.3	101.1	160.3	160.5	156.4	179.8	247.5
1962	129.8	—	—	136.6	101.0	164.7	169.7	165.6	189.3	284.0
1963	134.8	125.8	156.7	138.6	89.7	177.0	180.5	174.9	207.5	317.1
1964	136.5	140.2	140.9	140.4	—	—	195.5	186.8	237.3	356.2
1965	140.4	—	—	151.8	104.4	189.1	200.9	193.3	237.4	390.2
1966	152.1	150.3	156.6	166.2	108.2	211.9	218.6	211.6	251.9	439.8
1967	154.1	152.3	158.4	180.9	117.0	231.1	226.0	217.1	269.1	489.5
1968	169.7	163.2	185.4	191.3	121.4	246.2	245.0*	235.8	288.8	598.3

(出所) 中央銀行各年年報。

(注) 農業は作物年度(7月1日～6月30日)、\*は1～9月。

## (9) 主要産品の生産量と収穫面積

	生産量 (1,000トン)					収穫面積 (1,000ヘクタール)			
	1965	1966	1967	1968	1969	1965	1966	1967	1968
食糧作物						5,995	6,062	6,092	6,128
穀米	3,993	4,073	4,094	4,788	5,073	3,200	3,109	3,096	3,304
とうもろこし	1,313	1,380	1,490	1,619	1,454	1,923	2,106	2,158	2,047
豆・野菜	242	249	253	273	—	109	110	104	105
果実・木の実	1,284	1,313	1,431	1,281	—	425	407	412	387
根菜作物	1,537	1,472	1,368	1,305	1,236	274	263	252	235
魚 <sup>(1)</sup>	667	705	746	860	883	—	—	—	—
輸出作物						2,257	2,235	2,421	2,443
アバカ	134	135	118	103	93	199	198	186	171
分蜜糖	1,557	1,402	1,560	1,595	1,438	351	315	309	318
コップラ	1,471	1,485	1,577	1,542	—	(2)1,605	1,611	1,820	1,838
ココナツ油	388	460	380	383	—	—	—	—	—
コップラ・ミール	200	263	204	192	—	—	—	—	—
乾燥ココナツ	63	77	88	88	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	8,252	8,297	8,513	8,571

(出所) 中央銀行年報。

(注) (1)暦年, (2)ココナツ。

## (10) 通貨増減要因分析

(単位 百万ペソ)

	1964	1965	1966	1967	1968	1969*
A. 公的部門						
1. 中央政府						
a. 中銀保有有価証券	+111.8	-71.5	+122.5	+90.1	+118.9	+385.2
b. 商銀保有有価証券	-3.1	+70.8	+91.4	+99.7	+134.4	+121.6
c. 中銀貸付	-41.0	+20.0	+2.3	+72.0	+19.4	+136.9
d. 商銀貸付	-4.2	-36.6	—	—	—	—
控除 e. 中央政府残高						
国庫金						
商銀預け要求払預金	+149.6	-8.8	-108.1	-130.7	-198.3	
中銀預け要求払預金	-12.4	+7.8	-11.7	+6.8	+3.9	
中銀預け信託基金	-240.5	+186.4	-19.5	-30.4	-83.0	
f. 廉蓄・定期預金計	-176.5	+149.1	-84.8	-33.0	+18.1	-4.8
合計	+14.0	+11.7	-40.3	+41.7	-8.4	+8.9
f. 廉蓄・定期預金計	+104.3	-58.8	-7.0	-133.6	+44.6	+29.0
合計	+5.3	-225.4	+200.4	+20.1	+186.6	+474.4
2. 地方政府および政府機関						
a. 中銀保有有価証券	-10.8	+27.1	+117.5	+180.4	-16.5	+106.2
b. 商銀保有有価証券	+9.8	+78.7	+81.4	+170.6	+18.8	+89.3
c. 中銀貸付	+1.5	-13.5	-0.1	+1.7	+8.3	-8.8
d. 商銀貸付	+99.7	+276.9	-139.6	+247.5	+66.8	+341.0
控除 e. 廉蓄・定期預金	+64.7	+87.8	-18.2	-46.9	+36.2	-27.9
f. 政府銀行のその他勘定純計	+25.9	-246.7	+14.3	-260.3	+173.9	+16.3
合計	+190.8	+210.3	+55.3	+293.0	+287.5	+516.1
公的部門計	+196.1	-15.1	+255.7	+313.1	+474.1	+990.5
B. 民間部門						
a. 商銀の貸付、割引、当座貸越手形貸付	+580.8	+211.0	+630.3	+904.7	+718.7	+225.9
b. 商銀保有有価証券	-4.8	-0.1	+2.6	-0.1	-1.2	+12.7

控除 c. 貯蓄・定期その他預金	-252.1	-188.1	-612.8	-751.9	-690.1	-51.8
d. 民間商銀その他勘定純計	-227.9	-86.9	-141.0	+35.0	-106.8	-22.4
民間部門計	+96.0	-64.1	-120.9	+187.7	-79.4	+164.4
C. 国外要因						
a. 外貨準備	-27.0	+519.1	+217.9	+184.8	-11.2	-48.6
控除 b. 外貨準備再評価	-267.6	-71.1	+10.9	+247.2	+1.6	+9.7
c. 海外補償借入、IMF 引出し	-78.0	-175.7	-59.2	-521.6	-185.7	-257.8
国外合計	-372.0	+272.3	+169.6	-89.6	-195.3	-296.7
D. 通貨供給純増(A+B+C)	+80.5	+193.1	+304.4	+411.2	+199.4	+858.2
E. 通貨供給高	2,873.8	3,066.9	3,371.3	3,782.5	3,981.9	4,444.7

(出所) 中央銀行。

(注) \* は1968年10月～1969年10月。

## (11) 新規登録企業国籍別投資

(単位 1,000ペソ)

	合計	フィリピン		中國		アメリカ		その他	
			%		%		%		%
1949～53	726,579	491,905	67.7	209,009	28.8	11,141	1.5	14,524	2.0
1954～58	681,642	503,153	73.1	153,133	22.5	14,418	2.1	10,938	1.6
1959～63	1,253,356	1,074,431	85.7	157,060	12.5	14,241	1.1	7,624	0.6
1964	340,500	292,290	85.8	37,613	11.1	9,343	2.7	1,254	0.4
1965	327,367	268,835	82.2	36,741	11.2	17,776	5.4	4,015	1.2
1966	387,967	354,292	91.3	27,994	7.2	4,066	1.1	1,615	0.3
1967	419,180	381,802	91.1	28,962	6.9	2,599	0.6	5,817	1.4
1968	470,815	426,691	90.6	29,811	6.3	6,121	1.3	8,192	1.8
1969*	106,492	99,948	93.8	5,948	5.6	384	0.4	212	0.2

(出所) Statistical Bulletin.

(注) \* は1969年1～3月。

## (12) 新規登録企業国籍・産業別投資

(単位 1,000ペソ)

	合計	フィリピン		中國		アメリカ		その他		
		(1965～68)	%	(1964～68)	%	(1964～68)	%	(1964～68)	%	(1965～68)
業種	1,605,329	100	1,723,910	100	161,121	100	39,905	100	19,639	100
農業	37,144	2.3	44,857	2.6	264	0.2	2,833	7.1	41	0.2
林・漁業・畜産	60,473	3.8	70,104	4.1	2,402	1.5	290	0.7	441	2.2
金属鉱業	345	—	1,401	0.1	20	—	30	0.1	—	—
非金属鉱業	27,429	1.7	17,978	1.0	302	0.2	10,646	26.7	—	—
製造業	328,543	20.5	319,785	18.5	51,774	32.1	6,313	15.8	7,632	38.9
建設	75,498	4.7	77,063	4.5	1,649	1.0	3,790	9.5	342	1.7
電気・ガス・水道	3,110	0.2	3,396	0.2	210	0.1	47	0.1	—	—
卸・小売業	528,738	32.9	542,521	31.5	86,067	53.4	5,012	12.5	8,777	44.7
金融機関	100,242	6.2	122,958	7.1	1,256	0.8	340	0.9	76	0.4
保険	12,012	0.8	15,242	0.9	121	0.1	1,451	3.6	833	4.2
不動産	170,105	10.6	189,697	11.0	1,746	1.1	2,274	5.7	345	1.8
運輸通信	86,303	5.4	115,113	6.7	1,025	0.6	353	0.9	230	1.2
各種サービス	175,387	10.9	203,795	11.8	14,285	8.9	6,526	16.4	922	4.7

(出所) 同上。

## (13) 國際取支表

	1965	1966	1967	1968	1969*		(単位 100万ドル)
貿易収支	-39	-25	-241	-302	-146		
輸入	769	828	821	848	420		
貿易外収支	-808	-853	-1,062	-1,150	-566		
非貨用支金	77	90	30	-93	-68		
投資収益	15	16	17	18	9		
米政府支出	-31	-37	-76	-97	-36		
その他の支用	67	79	103	124			
移転収支	26	32	-14	-48			
民間 政府	99	96	186	127	77		
経常収支**	73	52	114	90	55		
民間 政府	26	44	72	37	22		
資本	137	161	-25	-268	-137		
民間 政府	-91	-52	-20	314	98		
商銀純資産	-140	-29	10	277	95		
商銀負債	49	-23	-30	37	3		
中央銀行	13	-82	-56	8	-5		
IMF 勘定	-17	-29	-25	-6	8		
その他中銀資産	30	-53	-31	14	-13		
その他中銀負債	15	29	131	40	80		
委託資産	-14	-23	28	55	-		
誤差脱漏	-65	22	36	18	56		
	82	18	106	-33	24		
	12	12	-39	-	-		
	-74	-56	-30	-94	-36		

(出所) IMF, International Financial Statistics, Jan, 1970.

(注) \*は1969年1~6月。  
\*\*は他に含まれない資本。

## (14) 最終用途別輸入構成

	合計	1964	1965	1966	1967	1968	(f.o.b.: 100万ドル)
生産財	780.3 (%)	807.6 (100.0)	852.8 (100.0)	1,062.2 (100.0)	1,150.2 (100.0)		
機械設備	660.5 (%)	658.1 (84.6)	745.6 (81.5)	908.2 (85.5)	1,021.8 (88.9)		
半加工原材料	133.2 (%)	151.3 (17.1)	160.1 (18.7)	216.4 (18.7)	233.6 (20.3)		
半加工原材料	120.2 (%)	110.0 (15.4)	130.5 (13.7)	138.6 (15.3)	163.0 (13.0)		
サプライズ	366.9 (%)	353.1 (47.0)	398.8 (43.7)	502.1 (46.8)	574.0 (49.9)		
消費財	40.1 (%)	43.7 (5.1)	56.2 (5.4)	51.1 (6.6)	51.2 (4.8)		
耐久財	8.6 (%)	7.7 (1.1)	119.5 (15.4)	107.2 (18.5)	154.0 (12.6)	128.4 (14.5)	
非耐久財	111.2 (%)	141.8 (14.3)	141.8 (17.5)	111.0 (11.0)	141.2 (13.3)	116.8 (10.1)	

(出所) 中銀年報, 1965~1968年。

## (15) 品目別輸出構成

	合計	1964	1965	1966	1967	1968	(f.o.b.: 100万ドル)
農産品	737.4 (%)	768.5 (100.0)	838.0 (100.0)	821.5 (100.0)	848.3 (100.0)		
丸太・材木	358.9 (%)	347.3 (45.2)	324.1 (38.7)	306.0 (37.2)	303.4 (35.8)		
鉱石	143.1 (%)	162.0 (21.1)	208.4 (24.9)	212.2 (24.9)	216.6 (25.5)		
製造品	57.8 (%)	77.0 (7.8)	110.8 (10.0)	103.7 (13.2)	107.3 (12.6)		
その他	167.5 (%)	179.8 (22.7)	192.9 (23.0)	178.0 (21.7)	219.2 (25.8)		
	10.1 (%)	2.4 (1.4)	1.7 (0.3)	21.6 (0.2)	1.8 (0.2)		

(出所) 同上。

## (16) 10大輸出入品

(f. o. b.: 100万ドル)

	輸出						輸入				
	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年*		1965年	1966年	1967年	1968年	1969年*
丸太・木材	162.0	204.7	212.2	216.6	44.7	非電気機械	141.3	151.3	229.0	238.5	60.3
砂糖	132.4	133.0	141.7	144.0	38.1	輸送機械	86.9	109.9	130.3	143.9	33.0
銅鉱石	46.5	74.6	74.9	89.2	22.3	基礎金属	78.0	84.0	105.9	109.7	29.4
コップラ	170.0	157.2	129.4	123.0	22.6	石油・潤滑油	75.7	84.1	93.7	105.8	26.6
ココナツ油	68.1	74.5	59.3	77.3	11.8	電気機械	47.5	36.0	47.1	60.6	14.9
合板	17.6	17.7	18.2	21.5	6.8	穀類、同製品	94.8	52.8	84.7	40.7	5.3
乾燥ココナツ	20.4	17.7	17.0	24.6	3.2	爆薬、化学製品	24.4	30.7	36.1	38.5	10.3
未加工アバカ	24.2	18.7	14.7	11.2	3.4	酪農品	26.0	28.6	29.4	34.9	9.0
ベニア	10.5	10.2	8.7	11.5	2.8	紡績糸、織物	16.8	30.6	31.8	43.6	7.9
鉄鉱石	4.1	5.1	9.8	11.9	2.1	織維	21.7	34.9	29.1	49.5	7.4
その他	112.6	114.8	135.6	117.5	28.0	その他	194.5	209.9	245.1	284.5	70.1
輸出合計	768.4	828.2	821.5	848.3	185.7	輸入合計	807.6	852.8	1062.2	1150.2	276.8

(出所) Statistical Bulletin.

(注) \*は1969年1~3月。

## (17) 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米国		日本		西ヨーロッパ		アジア(日本を除く)	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1949~50年	362.2	78.1	208.3	72.0	15.1	3.3	16.7	5.8
1951~54年	331.7	72.0	255.2	64.9	25.2	5.5	41.8	10.6
1955~59年	302.6	55.0	255.4	55.4	70.8	12.9	86.5	18.7
1960~64年	272.5	42.6	303.5	49.2	127.6	19.9	155.9	25.3
1965年	274.1	33.9	348.7	45.4	195.5	24.2	217.6	28.3
1966年	284.5	33.4	346.4	41.8	243.9	28.6	264.3	31.9
1967年	362.2	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9
1968年	372.2	32.4	383.1	45.2	326.6	28.4	283.3	33.4
1969年*	69.4	25.1	81.0	43.6	80.8	29.2	59.1	31.8

(出所) 同上。

(注) \*は1969年1~3月。

## (18) 借入先別対外債務残高と満期構成比

(単位 100万ドル)

合計	金融機関				民間サプライヤー				その他	満期構成比 (%)		
	米政府機関	米商銀	世銀	IMF	米国	日本	西独	歐州銀行		長期	中期	短期
1960年	174.7	69.4	—	16.8	41.8	3.1	38.7	—	4.9	47.1	12.1	40.8
1961年	275.8	52.0	114.8	17.3	39.0	14.2	34.6	—	3.9	16.4	30.4	53.2
1962年	253.5	50.5	96.8	22.6	53.3	2.0	29.1	—	—	17.4	33.6	49.0
1963年	248.7	49.5	88.1	31.8	53.3	2.7	23.3	—	—	19.7	35.0	45.3
1964年	300.6	51.7	141.1	40.1	47.0	2.4	17.8	0.3	0.2	18.6	34.1	47.3
1965年	490.7	71.2	238.3	57.2	80.2	2.2	20.0	2.3	19.3	27.3	25.8	46.9
1966年	512.2	59.7	253.2	66.7	90.5	3.3	16.2	2.1	20.5	20.0	20.6	59.4
1967年	675.9	59.1	361.4	83.8	118.0	19.1	10.2	5.3	19.0	16.1	22.5	61.4
1968年	737.3	72.3	300.3	96.0	173.0	36.4	13.6	11.3	20.1	21.5	16.6	40.4
1969年*	769.6	66.6	323.7	99.0	173.1	36.4	16.4	11.8	21.5	21.1	15.4	35.4

(出所) Statistical Bulletin.

(注) \*は1969年3月末。

## (19) 米国の対比直接投資

(年末現在: 単位 100万ドル)

	計	製造業	公益事業	商業	その他*	純資本流出	外国法人の収益再投資	収益	収入
1959 p	385	86	85	45	169	21	22	58	33
1960 p	414	91	92	50	181	6	21	52	28
1961 p	439	89	104	55	191	- 1	27	27	63
1962 p	374	89	28	59	198	- 16	16	42	23
1963 r	415	110	21	64	214	21	16	38	20
1964 r	473	131	42	69	230	37	13	46	28
1965 r	530	154	40	78	259	31	23	50	25
1966 r	579	180	48	88	263	19	24	53	26
1967 r	639	216	39	87	296	26	30	61	26
1968 p	668	237	39	88	303	21	12	53	34

(出所) U. S. Dept. of Commerce,  
Survey of current business, 1960~1969.

(注) \*その他産業には鉱業、石油業が算入されている。純資本流出～収入欄はすべて暫定数字。

rは改訂数字、pは暫定数字。

収入とは、米国人オーナーの勘定に受取りまたは記入された、外国の源泉税控除後の配当・利子、および外国の税金控除後で米国との税金控除前の支店利益をいう。収益とは、外国の税金控除後で米国との税金控除前の外国法人の純収益(損失)の米国人シェアおよび支店利益をいう。収益再投資とは、外国法人の純収益(損失)の米国人シェアと粗配当(源泉課税前の配当)の米国人シェアとの差として算出される。収益、収入、収益再投資間の関係は、収益+利子=収入+源泉税+収益再投資。

## (20) 外国援助総括表

(単位 100万ドル)

国際開発局	米国				国連					コブンラボン	そ二國の間他計画	総計			
	公法(PL) 480号				計	拠術計 大援 助技助画 (EPTA)	通援 常助 手計画	特別基金	ユニセフ	世界計 食画 (WFP)					
	タトイルI	タトイルII	タトイルIII	タトイルIV											
1952年	38.50	—	—	—	38.50	.43	—	—	.96	—	1.39	.05	—	39.94	
1953年	21.20	—	—	—	21.20	.32	—	—	.25	—	.57	.04	—	21.81	
1954年	15.10	—	—	.10	15.20	.32	—	—	.29	—	.61	.09	—	15.90	
1955年	27.90	—	—	.70	28.60	.36	—	—	.39	—	.75	.18	—	29.53	
1956年	31.40	—	—	1.10	32.50	.43	—	—	.27	—	.70	.22	—	33.42	
1957年	31.70	10.30	—	2.70	44.70	.42	—	—	.58	—	1.00	.17	—	45.87	
1958年	20.10	4.10	—	8.30	32.50	.47	.75	—	.28	—	1.50	.19	—	34.19	
1959年	17.70	—	—	7.90	25.60	.47	.48	—	.74	—	1.69	.44	.04	27.77	
1960年	20.20	—	—	5.30	25.50	.47	.29	—	.30	—	1.06	.72	.05	27.33	
1961年	12.70	—	—	6.80	19.50	.38	.18	—	.36	—	.92	1.02	.14	21.58	
1962年	4.70	21.75	—	7.60	34.05	.53	.07	.07	.97	—	1.64	.82	.04	36.55	
1963年	3.00	—	—	9.80	12.80	.34	.24	.51	.96	—	2.05	.81	.17	15.83	
1964年	3.50	11.40	.23	10.80	25.93	.45	.07	1.10	.72	—	2.34	.65	.15	29.07	
1965年	3.20	12.57	—	9.20	24.97	.56	.48	2.12	.41	.51	4.08	.45	.18	29.68	
1966年	4.00	—	—	10.30	14.30	.44	.50	1.72	.52	.36	3.54	.34	.07	18.25	
1967年	5.10	—	1.20	7.50	20.00	33.80	.64	.50	1.77	.77	1.47	5.15	.64	.45	40.04
計	260.00	60.12	1.43	88.10	20.00	429.65	7.03	3.56	7.29	8.77	2.34	28.99	6.83	1.29	466.76

(出所) Philippines (Republic). National Economic Council. Office of Foreign Aid Coordination. Annual report on the foreign aid programs in the Philippines FY 1967.